

地方政府の處辨に任ずると同時に地方政府の職掌を増加すべし」と。然りと雖も之よりも一層實行し得べき改良策は白耳義の先例に従ひ入市税に代へて間接國税の一部を市町村に分與するにあり。ヘー氏の計算に依れば三万以上の人口を有する五十の都府は入市税よりして九百万磅の純收入を得、殘餘の一千四百七十の市町村は只僅かに二百万磅の收入を得るに過ぎず。左れば後者に在ては國税に對する副税に因りて以て其の間接税を容易に代置し得るや明かなるのみならず、其の他の都府と雖も欄り五百六十万磅の純收入を有する巴里市を除けば酒精國税に對する副税に因りて以て三百四十万磅の收入を供すること難きにあらざるなり。

伊國に於ては入市税の負擔固より甚だ大なりと雖も收入の必要又た甚だ大なるを以て之れを廢すること至難の業なり。されば同國に於ては目下廢止よりは率る改正を以て急務とす。即ち産業の原料に免税を與へ、必要消費品の税率を軽くし、且つ各地に存する税率の差異を一層均一ならしむるが如きは敢て國庫の收入を損せざる改良策たり。

第十五節

茲に最後に討究せざるべからざる問題は消費税の負擔に關するもの即ち是なり。抑も消費税なるものは消費者の負擔に歸するものにして、彼れ消費者が之れを使用せんとする時に於て彼れの所得より取上げんことを目的とするものなりとのことは各人の普ねく熟知する所なり。然りと雖も租税轉嫁の手續は而かく單純一様のものにあらず。固より消費税の大部が結局長き間には一般消費者の負擔に歸すること疑ひもなき眞理なり。然れども此事たるや所得の消費に先だつて資金を取り上ぐる所の一般所得税に於ても亦實際發生する所なり。抑も余蘆にして格段なる物品に對する租税が該物品の消費者の負擔に歸することを主張せんと欲せば、先づ左の三事を充分認めたる後にあらざれば能はず。三事とは何ぞ。(一)其の負擔が毫も直接に租税を支拂ふ所の生産者の頭上に殘留せざること、(二)其の負擔が毫も他の生産者若しくは該生産に預かる資本と土地の所有者に後轉せられざること、(三)消費者が其の負擔を他人に轉嫁するの道を毫も有せざること即ち是れなり。然るに此等の情態の存在は常に必ずしも之れを期すべからず。或場合に於ては生産者が完全若しくは制限的の獨占權を有し特別の

利益をするとあり。此場合には彼れ生産者は其の負擔の全部若くは一部を自ら荷はざるを得ず。又課税より生ずる需要の減縮は其の産業に適用し得べき土地若くは固定資本若くは特別勞力の價格を下落せしめ従て其の損失の幾分を之に負擔せしむることあり。最後に又生計費の増加は勢ひ勞働の歩合を高め勞働の歩合上げて而かも其の購買の一部の勞働者のみに限られて彼等の生産物の消費者が其の負擔を荷ふにあらざれば勢ひ必ずや利息若くは雇主の利得に減却を來たさざるを得ざるなり。

以上の一般の事實を取りて以て之を現行租税制度に應用する時は左の如き興味ある問題起る。曰く現時英國國產税の廢止は(一)如何なる程度まで釀酒者蒸餾者并に小賣商賣の利潤を増進し、(二)如何なる程度まで大麥、愈布、砂糖及び其の他の原料品の市價を高め、(三)又勞働者及び工匠の飲料費減却の結果として如何なる程度まで勞働を低下せしむるか云ふに在り。余輩の信ずる所を以てすれば此等の各結果の多少生起するや固より争ふべからざる事實なりと雖も多くは殆んど算定すること能はざる所の實際の狀態に關係を有するが故に此等の結果の程度に

關して推測を下たすことは余輩の得て能くする所にあらざるなり。且つ又た多少の金額が飲料の購買より放たれたるが爲め若くは飲料に投ずる全支出額は依然として異ならずして釀酒場蒸餾所に要する勞力と資本の増加せるが爲め他の産業に果して如何なる影響を及ぼすやは一層至難の問題なりと云ふべし。今若し釀酒税の廢止に於て果して以上の如き結果を生ずるとせんか、近代の國產税の發達は種かに複雜にして重大なる變更を惹起したるに相違なし。

甚だ單純にして而かも穿究に易き英國の國產税に付ては其の論一層異なり。蓋し種とせんか、一層複雑なる佛蘭西の國產税制度に付ては其の論一層異なり。蓋し種々の物品に於て税せらるゝ場合に於ては其の結果大に混淆を來たすや明かにして例へば砂糖税の如きは砂糖を一の原料として使用する所の釀酒場に對する租税と混合すべし。殊に場合を異にするに從ひて其の趣きを異にする租税に於ては甚だ複雑なる結果を生ずるの傾きありて例へば佛國の市色を入り込む所の葡萄酒に課する重税は種かに生計費に影響を及ぼし従て該市色に棲息する所の勞働者の實銀に影響を及ぼし又従つて斯くの如き地方に於て生産さるゝ物品の價

格に變動を及ぼすものにして、而かも此價格の變動は勢ひ産業の變動を誘起すべし。入市税は以上の影響の實際に存する二三の好適例を表はすものなり。入市税辯護者の議論の一に曰く、此租税の負擔は實際消費者に歸せざるを以て之を廢止するも決して消費者を利せざるべし。現に多くの場合に於て此租税の減少又は廢止が物價を下落せしめざりき。されば之より生ずる利益は悉く生産者若くは商業家に因りて收拾せらるゝなりと。此議論は多少の眞理を包有し、縱令入市税制度の辯護説となすに足らざるも余輩の既に説示せる所を證明するものなりと云ふべし。又伊太利の入市税制度は工業家を誘ひて農業地方に於て其の工業を開かしめたりと云ふ。若し夫れ地方税の狹隘なる範圍内に於て明白に存する所のものは如何に其の影響を探ると難きにもせよ、亦國家財政の廣大なる範圍内に於ても等しく其の作用を逞ふせざるを得ざるべきなり。

第七章 關稅

(第一節) 古代の關稅と其の發達。(第二節) 關稅は國產税と聯結して考究すべきものなり。(第三節) 英國關稅制度の沿革と重なる特質。(第四節) 佛國の關稅と其の財政上の缺點。(第五節) 伊太利、獨逸及び其の他の邦國に於ける關稅。(第六節) 政治的原由の關稅制度に侵入すること。(第七節) 關稅の負擔。此問題の複雜なること。

四節) 佛國の關稅と其の財政上の缺點。(第五節) 伊太利、獨逸及び其の他の邦國に於ける關稅。(第六節) 政治的原由の關稅制度に侵入すること。(第七節) 關稅の負擔。此問題の複雑なること。

第一節

抑、國境に於て若くは一定の境界線を通過するときには徴收する所の物品税(英國に於ては關稅として知らるゝ所のものは内國物品税制度に比すれば其の起源遙かに古く、商業の始めて其の源を開きたる時より使用せられ、今日に至りては他の租税も大に發達したるにも拘はらず尙ほ且つ國家收入の要部を占め、舊邦國に於ては消費に課税するの唯一便法として認めらるゝに至れり。此種租税の最も原始的のものは通過税として知らるゝ所のものにして地方を通過する所の貨物に課せるもの即ち是れなり。近代の亞非利加旅行者は吾人に一の事實を示して曰く、同大陸に於る部落の首長は其の地方を通過するの免許を附與するの報酬として旅人より贈物を要求す。これ正に商賈の場合に於ては實際彼れが携帯する所の商品に對する租税なり。而して斯くの如き租税制度が遠く

中世紀の初めに興起せるは是れ自然の勢ひなり。即ち社會の秩序未だ整頓せざる同時代に於ては各侯伯は道路、橋梁、水路等を適當の狀態に保ち、且つ侵害に對して商賈を保護するの報酬として皆等しく通過品に買税を課したり。然りと雖も通過税は重くして然も之れに對する勤勞の實行は之れに相想せざりしかば商業と王權とを挽回するに當り其の第一策として採られたる所のものは斯の如き煩雜なる買税を根絶するに在りき。されば此等の買税は或は全然廢止せられ或は供せられたる實際の勤勞に伴はしめられたり。

歴史上の順序に於て大きに來る所のものは輸出税にして物品の國境を出づる時に課するもの即ち是れなり。此種の租税が往昔使用せられたる所以の理由は當時の經濟上の理論と状態とを了知するに於て自ら判明するものあらん。即ち當時世人は考ふらく輸出品に税する時は外國人をして内國品に高價を拂はしむるを得べく又内國の消費者に向つて潤澤ある供給を確保するを得べし。繼し又其の負擔が内國生産者に落つるとするも被税品は概して重要な物なるが故に之が所有者が國庫の收入を賺出するは當然の實務なりと。實に輸出税なるものは國

庫の利益を計らんが爲めに峻酷なる輸出禁制法に斟酌を加へたる緩和物なりと謂ふべし。

爾後重商主義の勢力を得るに至りてや輸出税の範圍は之れが爲め大に減縮を來たせり。蓋し此主義は輸出を目して有利なりとするを以て之れに制限を加ふるの恐れあるものに對して總て反抗を衰せしを以てなり。然り而して此主義が特別の理由を以て許容せる所の二三の例外も概近商業政策の變更の爲めに又た排斥せられたるを以て今日に至りては輸出税の使用は實に甚だ狹隘の範圍内に限られたり。

此の如く關稅制度は殆ど全く廢滅に歸したりしも輸入税は何等の影響を蒙むらざりしのみならず實に輸入税は關稅と異名同物と思惟せらるゝに至れり。今夫れ輸出税の全廢は歐洲諸國の財政に何等の痛痒を感ぜしめずと雖も之れに反して輸入税の收入を阻止する所の事物は其の何たるを論ぜず殆ど總ての邦國に對して一大困難を感ぜしむべし。固より輸入税は通過税若くは輸出税に比すれば其の起源遙くは稍遲しと雖も然も尙古代に於て既に其の成立を見たり。即ち

輸入税は羅馬帝國の下に使用せられ其の税率は種和にして物品の價格百分の五を超過せざりき。然るに同帝國の瓦解は事態をして余輩の既に記載せるが如き粗野なる有様に退却せしめ、王權の稍強固を來たすに至る迄は輸入税の徵收再び能く有力なるに至らざりき。而して中世に於る市府は各、其の市場に於て物品の課税權を行ひ、而かも此課税たるや多くの場合に於ては輸入税と敢て異なるなかりしも抑も輸入税の發達を獎勵せる一大原動力は即ち王權の伸張に外なかりき。英國は其の葡萄酒輸入税と之に伴なふ羊毛税とを以て之れが最先の例を供し、他の歐洲各國は陸續之れと同一の針路を追へり。例へば佛國の如きは英國の課税後日ならずして輸入税を採用したりき。商業漸次繁榮に赴き産業を獎勵せんとするの念益強固を來たすに従ひて輸入税に依頼すること益頻繁となるに至れり。且つ又英國に於てはチニードル王朝の頃より佛國に於ては十六世紀の頃より現はれたる彼の重商主義の勃興は此租税の爲めに一新勢力を供したるも他の一方に於て此租税は外國競争者に対して内國生産者を保護せんが爲めに使用せらるべきものとなされたるを以て其の財政上に於る重要な度は却て減退するの形も

ありき。

アダム・スミス氏が學理上より財政の改良に盡くしたる功勞は甚だ大なるが中にも輸入税の眞職掌を定めたるが如きは疑ひもなく其の功勞の一なりと云ふべし。即ち彼れが内國産業保護の方策として輸入税を使用することに痛く攻撃を加へたるは此租税をば全く財政上收入を得るの負擔として使用するの正路に就かしむるに興りて大に力ありき。實に氏の明かにしたる如く一方に莫大の收入を得ながら他方に外國品の輸入に対して内國産業を保護するとは到底企て及ぶべからざるをの樂なり。換言すれば收入を目的とする所の租税は決して保護的の者にあらざると共に保護を目的とする所の租税は又決して收入を生ずる所の者に非ず。アダム・スミス氏の勢力と益増加する所の支出に應ずべき收入を得るの必要とは輸入税に於ける財政上の目的を少なくとも半ば是認せしむるに至れり。嚴格なる保護主義を獨執する所の邦國に於ても尙ほ且つ或輸入税の如き只獨り收入を得るのみを目的とするものあり、又總ての邦國に於て財政上の目的は政治上の目的と混濁し且つ之を變更するに至れり。近代保護主義の再燃せるが如き

も其の實多くは益増加する所の支出に應すべき収入の必要に因りて促がされたるものとす。願ふに總ての他の目的を全く抛擲し去りて純然たる財政上の關稅制度が普ねく採用せらるゝに至るまでは爾來幾星霜を關すべしと雖も然も常に収入の獲得を以て輸入稅の目的とすべきや更らに疑ひを容れず。只眞に憂ふべきは寧ろ無用の失費多くして且つ消費者に不當の抑壓を加ふるが如き徵收法の實際に使用せらるゝ恐れあることに存す。

第二節 今財政制度に於て關稅の占むる地位を會得せんとすれば須らく先づ該稅は一の特別なる租稅にあらざして寧ろ實際徵稅の一方法なることを記憶するを肝要とす。此點に就ては余輩前に既に説示せりと雖も重複を厭はず茲に少しく説明せん。夫れ或物品(例へば食鹽の如き)が或は消費者に就て直接に稅せらるゝも或は又た下の如き方法を以て間接に稅せらるゝも消費稅たるに於ては即ち一なるを以つて此の點より云へば其の方法の如何は敢て問ふ所にあらず。間接の方法とは生産者に國產稅を課する是れ其の一なり。生産を國家の獨占に歸せしむる是れ其の二なり。國境に於て關稅を徵收する是れ其の三なり。左れ

は關稅を別に取扱ふは只歴史上及技術上之を便とするが故に外ならず。此の如く國產稅と關稅とは其の根本を一にするを以て國產稅を支配する所の條件の多くは之れを取りて以て着豫なく關稅に適用するを得べし。されば關稅の組織は之れと并行する内國稅制度に因りて決せられざるべからずして此兩稅は全く同一ならざるべからず。願ふに國產稅の既に使用せられ居る所に關稅を課するの公平なることに付ては一人の曾て異議を挟みしものあるを聞かず。例へば若し外來の酒精に全く免稅を加へて内國の酒精に重稅を課するとすれば忽ち收入に減却を來たし且つ内國産業の進歩を害せん。之れと同じく獨り輸入稅のみ在りて之れに伴なふの國產稅なきも不可なり。何と云へば此場合に於ては或消費者として彼等の自ら劣等の物品なりと判断する所のものを消費せしむると國庫收入の途を奪ひ去るとの二重の弊害を誘起すればなり。

徵稅品の數と其の選擇とに關する國產稅の問題は關稅に關しても再び現出す。先づ徵稅品の數に關して之れを云はんか、收入力の大を期するの點より觀れば成るべく少數の貨物のみに稅するを要すとは學者の等しく唱道する所にして此事

たるや如何なる邦國に於けるも眞に收入力大なる物品は其の數甚だ少なき事實を以て充分證するに足る。即ち英國の關稅制度が一千八百三十九年に於て著るしく變更せらるゝに至るまでは其の收入の六分の五は九の物品より生じ來れり。又一千八百八十年に於て佛國關稅收入の四分の三は八種の重なる物稅より徵收せられ而して一千八百八十七年に於て穀物、珈琲、煙草及び葡萄酒の四品は獨逸帝國の關稅收入の半額以上を供せり。此の如く被稅品數の少なきを以て利とすと雖も左れば逆亦之を一種に限るの不得策なるは明かなり。蓋し最少の軋轢を以て最大の收入を確保せんと欲せば須らく租稅の働くべき範圍をして充分廣濶ならしむるを便とす。格段なる一物品は其の收入額に於て年々變動を來たすべしと雖も、一般の關稅收入は幾十年の間年々一定の額に近づかしむる様之れを處理すること敢て難きにあらず。若し夫れ純然たる收入主義の採用は此願はしき結果を達するに於て興りて大に力を致すものなりと云ふべし。

關稅の行政は國產稅に於けるが如き技術上の困難なし。即ち關稅に於ては總ての物品を殆んど一樣に取扱ひ從て生産の業務と産業の發達とに干涉を加ふるの恐れ之れなし。然れども此場合には更に刑種の困難あり。四面の國境を監視することは事頗る困難の業務なると共に、若し之れに重稅を課する時は密賣買を防止すること又た殆んど容易の業にあらず。されば運搬に便なる物品は重稅を課するに適せず。換言すれば遠國の生産物と容積大なる物品とに關稅を限ることは此點より見れば策の宜しきを得たるものと謂ふべし。

關稅は成るべく内國に產出せられざる物品のみに課するを要すと論ぜるものありと雖も、これ必ずしも實行に適せるものと云ふべからず。如何となれば縱令實際の被稅品が内國に於て產出せられざる場合に於ても尙ほ且つ之れに代はるべき便宜なる代用品あるべく、而かも此代用品の使用を促がす所の租稅は原理より云へば其の弊決して保護稅と相讓らざればなり。此問題は英國の茶稅、珈琲稅に關して起ると雖も此等の場合に於ては左まで實際に重きを成すものにあらざるなり。

又必要品と粗生品との取扱法に關する問題は國產稅に於けると同一の論法を以て答へざるべからず。即ち此等の物品に課する租稅は共に有害なるを以て若し

避け得べくんば須らく之れを避くるを要すと雖も、余輩の既に觀察せるが如く國庫の必要は食鹽及び穀物の如き必需品に課税するの止むを得ざるに至らしむることあり。此場合に於ては關稅は勢ひ又此部分の租税を徵收せざるべからず。租生品に對する租税は固より産業を妨げ且つ物價を不當に高むるに相違なきも概して之れを云へば此租税は自己の分擔を終に醸出せざるべきが如き格段なる一階級に對して課税を及ぼすに最も煩雜ならざる方法なりと云ふべし。例へば棉花税は夏紗の消費者に税すべき最も有効にして而かも最も便宜なる方法なるが如し。

之れを要するに關稅制度は一般消費税の狀態に全く應ぜざるべからざるは勿論其の組織と其の作用とに因りて加へられたる技術上の制限に従はざるべからず。收入力の大と云ひ公平と云ひ節約(徵收費并に社會に加ふべき損失に關して)と云ふは皆これ其の實行を計るべき目的にして、而かも此三つの目的中第一、第三は頗る重要なるも第二は左程重要ならず。如何となれば物品税に於ける不公平は租稅制度の他の部分に軽減を加へて以て之れを償補すること敢て難きにあらざればなり。

はなり。

第三節

抑も英國の關稅制度は純然たる財政上の主義を固守するものにして關稅の賦課に關する政治上の目的の如きは今や全く其の痕跡を止めざるなり。然りと雖も斯くの如き結果は決して一朝一夕に達せしにあらざして實に連綿たる發達の結果として獨り能く茲に至りしなり。而して之れが今日の發達を來たすに至るまでは他の主義の如きも亦大に勢ひを逞ふしたりしなり。顧ふに英國の地形四面皆海を以て繞れると其の政府の強固なるとは此種の租税を徵收するに最も好地位に立つものにして大陸諸國と決して同日の談にあらざ。即ち同國の關稅は獨り葡萄酒と羊毛とに課せるものより始まりて十七世紀に至りて大に擴張せられて廣濶なる一制度となるに至れり。其の收入(總ての輸出入品に對し其の税率百分の五なる一般關稅と葡萄酒税、織物税、煙草税、生糸税、火酒税とより生ぜるもの)は一千六百四年に於ては十二万七千磅なりしが一千六百四十一年に至りては殆んど五十万磅に上り、而して一千六百八十八年に至りては更らに殆んど百万磅に上れり。革命後に至り佛蘭西戰爭の影響を蒙られると其の税率を百

分の十に増加せるとは一時之れが収入に減却を加へたりしも、一千七百二年に至りては又た更らに増進を來たして終に百五十万磅となれり。

十八世紀全般を通じて戦争と重商主義の勢力とは關稅收入の發達を抑止し、有利なる商業は空しく閉鎖せられ禁止税は密輸入を奨励せり。然り而して特別税の新課と一般輸入税の増率とは同世紀に於て最も著るしき事件にして即ち葡萄酒、酒精、砂糖、茶及び珈琲は各別に新税を賦課せられたると同時に一千六百九十八年の一般關稅の稅率百分の十は一千七百四年に至り百分の十五に高められ、一千七百四十七年に至りては更らに百分の二十に高められ、而して一千七百五十九年に至りては更らに百分の二十五に高められたり。亞米利加獨立戦争の結果は右一般稅特別稅の兩者に於て共に一層の増率を來たし各物品に現存する全體の租稅の上に百分の五の増加を加へたると同時に更らに砂糖と烟草に特別の附加税を賦課せり。然るに一千七百九十三年より一千八百十五年に亘れる佛蘭西戦争の結果に至りては更らに是れより大にして之れが爲め増加せる非常の支出は殆んど英國の財政を擾亂せり。一般輸入税は此戦争間六たび高められ格段なる物品

に對する特別税は又た非常に重課せられたり。而して之れが究極の結果如何と問へば一千八百十五年に於て此戦争の終局を告ぐるに當りてや關稅は殆んど一千四百の品目を網羅し其の稅率は非常に重く多くの場合に於ては全く禁止的の性質を有したりきと云ふに在り。

英國關稅の發達は夫れ斯くの如く不幸の進路を取りたりしが其の間に於て之れが矯正の時代二回起れり。一は即ちワルポール氏の内閣時代にして、一は即ち小ピット氏の内閣時代なり。ワルポール氏の長き平和政治り同三十九年に至るは或有益なる改良の實を擧げたり。例へば一般輸出税を廢止せるが如き、負擔の重き粗生品税を軽減せるが如き、將た貨物の新評價法を採擇せるが如き、即ち之なり。小ピット氏の内閣は又種々改良の策を講じ茶及び珈琲に對する租稅は一千七百八十四年に於て軽減せられ、一千七百八十六年に於て佛國と締結せるエアの通商條約は英佛兩國間に自由貿易を開始せしめ、而して一千七百八十七年に於ては數多の關稅規則を拾收して一體となせり。然るに此等の改良は只一時の結果を有せしに止まり爾來幾何ならずして收入を得るの必要は善良なる租稅の收入を

以て之に應ずるに非ずして終に劣悪なる租税に依頼するの止むを得ざるに至らしめたり。然りと雖も國庫収入の點より觀察を下せば單純にして而かも整理宜しきを得たる制度は以上の制度に比すれば却て遙かに有効なりしに相違なし。即ち以上の制度は殆んど總ての物品に對して重税を加へ税率は屢大に増進せしめられたるにも拘はらず其の收入に至りては豫期せるが如くに爾かく大ならずして一千七百三十九年に至りては一千七百三年よりも却つて減却を來たしヨールン三世の治世に至るまでは其の發達甚だ遅緩なりき。

一千八百二十年より一千八百六十年に亘り此錯雜にして而かも不經濟なる關稅制度は全く其の跡を絶つに至り舊來の禁止税は廢止せられ殘存せる所の輸出税は又た總て廢止せられたり。詳言すれば粗生品、倉用品、及び製作品の如きは此時を以て全く跡を關稅品目中に歛め關稅を課する物品は之を少數に限り且税率を適度とするに至れり。是に於てか關稅制度は縱令生産の狀況に基づき今日も尙ほ稍多數の物品を網羅せざるにあらざとするも殆んど國產稅制度と大差なき程單純となるに至れり。被稅品の數夫れ斯くの如く著るしく減却を來たせるにも

拘はらず其の收入に至りては殆んど毫も減縮を來たさざりき。否な温和なる砂糖税を一朝再置するに於ては今や從來よりも遙かに優るの收入を得べし。余輩は今茲に此重要なる改良の沿革に付て敢て説明するの必要を認めず、又た余輩は自由貿易論者の經濟上の論點が如何に此改良に影響せるやを茲に考察するの要なしと雖も右の改良が財政上効を奏せる所以の眞因に至りてはこゝに一言するの適當を感ず。顧ふに右の改正に因り被稅品の數に大なる減却を來せるにも拘はらず其の收入は從來の如く維持せられたる所以のものは他の考想をば暫らく不問に附し去りて只輸入税に於て財政の要素を撰擇せるに是れ因る。實に一千六百八十八年の革命とウヲトルローの戦争の間に新設増率せられたる大數の租税は下の如き財政上の二大缺點を有したりき。即ち第一、此等の租税は實際收入力大ならざりしこと、第二、此等の租税は國庫に入る所よりも納稅者の囊中より取上ぐる所多かりしを以て節約の法則を破りたることこれなり。後、間斷なき關稅の改正は徹々として振はざる所の租税は全く之れを廢止して殘存せる所の部分に益發達せしむるの餘地を興へたり。即ち粗生品の免稅は産業をして有効なら

しめ、食料の免税は快樂に投費すべき餘裕を益大ならしめ、而して收入力に富む物品に對する租税を軽減せるは之れが消費を大に奨励し且つ密輸入を大に減殺せり。之れ即ち收入には毫末の損失を及ぼすことなくして租税の廢止、軽減明かに大に行なはれたる所以なり。然りと雖も茲に須らく記憶せざるべからざるは今日關稅の低率なるは(烟草税と酒精税とは低率にあらざるも)直接税と印紙税租税を含むことの發達に關係あることこれなり。左れば若し一朝戦争の急を告ぐるか若くは所得税に軽減を加ふるが如き場合起らば葡萄酒、茶及び珈琲に對する租税は勢ひ増率せらるべく砂糖は再び賦課せらるゝに至るべし。

格段なる被税率に關して之を云はんか純然たる外國品に課税するは即ち關稅の國產税と異なる重なる點なり。彼の茶、珈琲、無花果、干葡萄及葡萄酒等の如きは英國の生産物にあらざるも烟草と共に關稅のみを課せらる。又麥酒と酒精とは關稅、國產税共に課せらる。今夫れ近世の發達に係る財政上の一便法は關稅、國產税の兩部をして實際密接の關係を保たしむるに至れり。彼の貨物を無税に、陸上げ庫入れするを許す所の保税倉庫制度は廣く使用せられ今は幾多の内地の市

府に於ても之を利用するを得。其の結果は國產税と關稅とを實際混合せしむ。此便法の利益なるは余輩の喋々を俟たずして明かなりと雖も之れが施設に餘分の費用を要するは商業家の心を充分満たす丈け大に之を擴張するを寧ろ難からしむるものなり。之を要するに關稅の商業家と社會に蒙むらしめたる損害は此方法に因りて大に減殺せられたり。特に甚だ少數の被税品を考慮に容るゝ時に於て然りとす。

抑も關稅收入の大部は飲料物税、煙草税の二者より成る。前者は一千八百九十年乃至九十一年に於て四百八十万磅の收入を供し、後者は又九十年に於て九百五十万磅の收入を供せり。而して茶は之れに次で收入力に富む被税品にして、一磅に付四片の低率にて尙ほ二百四十万磅の收入を供せり。然りと雖も今若し他部の收入に於ける最近數年間の普通の増加にして將來に至るも尙ほ續きて止まらずとすれば茶税は珈琲、ココア、チョコレート及び干果物に對する幾多の小税と共に早晚廢止せらるゝに至るべし。若し夫れ此事にして行はれんか合衆王國に於ける間接消費税は其の全軀を擧げて飲料物税、煙草税の二者に限らるゝに至るべし。尤も

今日にても此二税の收入は殆んど全額の百分の九十を占む。

第四節 佛國は内國税に於けるよりも關税に於て概して大に英國と其の趣を異にせり。即ち同國は英國に比し管に被税品の數甚だ多きのみならず、收入を得るを以て決して唯一の目的とせざるなり。左れば同國にして苟くも英國の地位に違せんと欲せば須らく先づ關税の全額を根抵より再造するを要するも英國に於て改頁を施さすべき點と云へば只獨り課税法に在りて存するのみ。抑も佛國に於ては食料品も粗生品も將た製造品も皆悉く輸入税を賦課せられ、而かも其の税率は往々高し。此制度の發達は遠く十六世紀に溯るを得るも其の最も著るしき時代は一千六百六十一年より一千六百八十三年に亘り夫のホルベールが財政整理の任に當りたる時に在り。此時に於て從來の輸出税と通過税とは共に其の税率を軽減せられ、之に反して輸入税は之を増進せられたり。特に製造品に於て然りとす。然りと雖も關税と内國税とは其の間統一を缺き各地方間に存する内國税は非常に重く、而かも商業に有害なるの程度は一層甚しかりき。然るに此等の障礙物は革命に因りて終に打破せられ、現行制度の基礎たる一千七百九十

一年の改正關税此時に於て創立せられたり。然れども不幸にして此改正案の自由貿易主義の條項は爾後の法律に長く其の痕を止むるに至らざりき。即ち一千七百九十二年に於ける戦争の破裂より一千八百六十年に至るまでは財政上の考よりは寧ろ政治上の考が佛國に於ける關税の編成を左右し、其の結果は此種の租税の收入をして比較上小額ならしめたり。蓋し英國の關税は生存上の必需品若くは産業の粗生に課税することなくして能く二千万磅の收入を得るに引き換へ佛國の關税は被税品の多數なるにも拘はらず、其の收入一千五百万磅に達せしこと始んと之れあらず。佛國關税の收入英國關税の收入に比し斯くの如く小額なるは果して如何なる理由に基づくやと云ふに同國に於ける生計の程度の低きと、検査の困難なると、被税品の地位の異なること、幾分原因せずんばあらず。而して被税品の地位を異にすとは、例へば葡萄酒と煙草とに英國に於ては獨り關税のみを課せらるゝも佛國に於ては關税、國産税共に課せらるゝが如きを云ふなり。又食鹽税と砂糖税とは佛國に於て收入の大部を供するも英國に於ては毫も之れを使用せざるなり。右は佛國關税の收入僅少なる一部の理由なるが被税品の多數

が収入力に富まざるは其の重なる理由なり。例へば一千八百八十七年に於ける一千三百四十万磅の収入總額の中、下の六品は各五十万磅以上を供し此總計九百八十万磅にして即ち収入總額の四分の三に當る。即ち珈琲は四百万磅、穀物は百六十四万磅、砂糖は百五十六万磅、石腦油は百二十万磅、葡萄酒は九十万磅、コ、アは五十一万磅なり。而して殘餘の物品は總計僅かに三百六十万磅に過ぎず。即ち珈琲の一項目より少なきこと四十万磅なり。此等の物品中にて可なり収入力に富むは只石炭の一あるのみにて其の収入は四十五万磅なり。今夫れ収入なるものは實際少數の物品より大に生ずるものなることは下の事實を以ても之れを知るに足る。曰く一千八百七十二年に於ては以上列擧せる六品は只僅に三百六十万磅の収入のみを生じたりしも一千八百八十七年に至りては殆んど三倍弱の増加を來たせり。詳言すれば右六品中珈琲とコ、アとは四倍の増加をなし、石腦油は殆んど三倍、穀物と葡萄酒とは殆んど八倍の増加を來たせるも、其の他の物品よりの収入總額は只僅かに二百二十万磅より三百六十万磅に増加せるに過ぎずして、即ち百分の六十強の増加に過ぎざるなり。數百の小物品に廣く租税を賦課し

て以て豫算の平均を保たしむることは固とより爲し得ざるの業にあらずと雖も之れには非常の費用を要するを奈何せん。左れば直接税に少しく増税を加へ、収入力大なる租税に整理を施し、若くは収入力少なる租税に省略を加ふるは實に望ましき方法なりと云ふべし。

内國税と關税との間に適當の關係を缺くは又た佛國制度に於ける財政上の一缺點なり。今夫れ輸入税にして之れに伴ふに同一の内國税を以てせざれば國庫并に消費者に對し共に不利なる所の需要の轉移を惹起するものとす。若し斯くの如き方法を以て内國生産に對する保護策なりと思惟せば、これ實に不要の費用の投費なりと謂ふべし。此事たるや各種の粗生品と器械器具とに課する租税に付て殊に然りとす。斯くの如き租税の直接に財政上に及ぼす結果は固より微少なるにも拘はらず一方には工業の發達を抑制し他方には商業の發生を阻止し因りて以て總ての租税の源泉を大に涸竭せしむるの間接の大弊害あり。

由是觀之佛國の關税は茶、煙草、葡萄酒及び外來の酒精に對する租税を包有する所の英國關税の如く収入力決して大なるを得ずと雖ども今若し少數の物品に租税

を集中するに於ては少なくとも一千万磅若くは其以上の充分なる収入を生ぜしむること敢て難からざるは勿論他税の廢止より産業に休養起るが故に其の収入は更らに益増進を來たすや明かなり。

第五節

伊國の關稅制度は比較的簡單の歴史を有し、而して佛國の關稅と同一の缺點を有す。一千八百六十二年に於ては其の收入二百五十万磅の下にありしも一千八百八十九年乃至九十年に至りては一千五百万磅に増加せり。然りと雖も此増加は粗生品と必要品に對して甚だ重き高率の租稅を賦課せるに基づく。而して收入力大なる物品は其數極めて少なくして一千八百八十三年に於て砂糖、醬油、珈琲三品は全收入の半額以上五分の即ち六百万磅の中より三百二十万磅を生ぜり。爾後麻糸、絹布及び金屬に對する稅率の重課は關稅の收入をして今日の地位に達せしめたると同時に一方には甚だ重き負擔を一般消費者に加へたり。但し負擔の重きは伊國の一般租稅制度に於ける特色なりと知るべし。同國の關稅を改良するは佛國の關稅を改良するが如く容易ならずして、即ち同國の關稅に於て高き稅率を課するは大に收入を要するの止むを得ざるに出づると同時に之

れに輕減を加ふるも消費の増加に因りて以て急速に之れが減額を償補するの望到底之れあらず。

獨逸の關稅制度は各種の小關稅區域を漸次統一に歸せしめたる一好例を供するものとして殊に興味を有す。抑も獨逸諸州は始め互に別種の關稅局を有して商業に對する幾多の障礙を加へたりしが發明なる財政家は此有様を改良して各聯邦間に財政上の聯合を形くるに努力したり。而して其の盡力の結果は所謂關稅同盟の成立となり、此同盟中には普魯西、バヴリア、ウエルテンベルク、サクソニー、プロシヤ及び最多數の小州を網羅し政治上聯合の先驅者となりき。此内地交通の束縛を撤去せる直接の結果は關稅收入の増加と平均徵收費の凡そ半額を減却せるとに在り。然り而して或る一部の保護主義の運動に毫も屈せずして一千八百十八年の普國の關稅に於て其の稅率を穩當に定めたるは右の擴張に大に勢焰を加へたりき。

關稅同盟一轉して獨逸帝國となりし後も當初は依然として其の溫和なる關稅制度を保障せり。否な一千八百七十三年の如きは更らに却つて之れに輕減を加へ

たりき。然るに収入の必要と強大なる保護主義的感情とは一千八百七十九年の關稅則に於て大に其の稅率を高進せしむるに至れり。此方案の以て収入を増加することは固より争ふべからずして、一千八百七十八年乃至九年に於て五百七十万磅なりし収入は後十年を経て一千三百五十万磅に上れり。然りと雖も其の採用せられたる方法が果して最良の方法なりしやに至りては少しく疑なき能はず。穀物稅は大に勞働社會を苦しむると同時に其の内國の生産の大なるは此租稅を以て明かに不經濟的のものとなす。且つ又た家畜稅は収入を生ずるの利益だも有せず羊毛、鐵及び器械に對する租稅は其の産業上に及ぼす結果の爲めに一層大に批難せらるべきものとす。

獨逸に於ては又た収入力大なる物品は少數に限らる。今若し穀物、珈琲、煙草及び葡萄酒にして關稅の品目より取り去られたりとせんか、収入の半額以上は全く消滅し去るに至るや明かにして、而かも此等の物品に對する租稅に改正を加へ、之に伴ふに内地物品稅の整理を以てせんか、殘餘の物品に課する關稅全然之れを廢止せざるまでも大に之れに輕減を加ふるを得べきなり。

埃太利露西亞及び北米合衆國の關稅制度は皆悉く政治上の目的を先にして財政上の目的を後にするに於て頗る著明なり。即ち北米合衆國に於ては保護政策の勢力の下に収入を目的とする茶稅、珈琲稅及び砂糖稅は或は全然廢止せられ、或は大に低減せられたるも粗生品と製造品とに對する租稅は其の數頗る多く、而かも其の稅率は甚だ高し。同國に於ては内地稅と關稅との間に密接の關係殆んど之れあるなく、却つて租稅は内國生産者を保護せんとの目的を以て處理せらる。

第六節 以上余輩は各國の關稅制度に付て攻究せしが、今茲に之れが結果を概言すれば財政上の目的は政治經濟上の目的の侵入に因りて大に其の作用を妨げられ、且つ其の効力を著るしく減殺せられたりと云ふべし。余輩は實に便宜上輸入稅を左の二種に區分するをべし。即ち(一)充分なる収入を生ずる所の小數の輸入稅、(二)恰も偶然的に収入を供するに過ぎざる所の多數の輸入稅是れなり。願ふに近代の社會に存する保護稅は収入の方法なるよりは寧ろ實際往々支出の方法なりとす。如何となれば保護稅が必要となす所の徵收費の甚だ大なるも其の之れが間接の結果を收入主義の租稅に及ぼすとは勢ひ國庫に入る所よりも其の

出づる所を多からしむるを以てなり。而して収入主義の關稅と保護稅主義の關稅との區別は常に截然劃定せられずして同一の租稅にして同時に收入稅たり保護稅たるものあり。例へば佛、獨の穀物稅の如き即ち是れなり。此實例は實際下の如き事實を證す。即ち其の與へたる保護は毫も効力を有せざるか又は租稅の大部分が内國生産者に對して與へられる補助として空費せらるると云ふことは是れなり。之れを要するに苟くも保護策たる以上は收入の増加を生ずべき所のものを犠牲に供して國庫に多少の損失を加へざるもの一として之れなしと斷言せざるべからず。

各國の關稅に於て他の著るしき一特質は殆んど全く輸入稅のみを使用すること即ち是れなり。蓋し今日に至りては通過稅全く廢棄せられ、輸出稅は亦漸やく從屬の地位を保持するに過ぎず。即ち此等の二稅は英國、佛國、獨逸若くは米國に於て存在することなく、此等の租稅を使用するは只未だ幼稚の階段を脱せざる邦國のみに限る。例へばアラブ國は收入力大なる珈琲輸出稅を有し、印度は藥種稅と米稅とを以て輸出稅の首位を占む。英國殖民地の或ものは又た其の重なる

産出品に對して輸出稅を賦課す、例へば西印度島に存する砂糖輸出稅の如き即ち是れなり。然りと雖ども此等の例外の場合には偶、以て輸入品が現時最も有力なる被稅品なりとの法則を確かむるの傾きあるに過ぎず。且つ又た輸入品が被稅品として選定せられたる理由は之れを發見すること敢て難きにあらざ。即ち内國物品稅は之れに伴ふて輸入稅の使用を殆んど必要ならしめ且或輸入品は眞に被稅品として適當なるものあり。是れ此等の物品が收入の目的を以て課稅せらるゝに至りたる所以なり。且つ又た内國産業を獎勵せんとの希望は明かに課稅に適せざる數多の物品に對する課稅となり、特に此等の物品に對する輸入稅の使用となれり。之れを要するに方今通過稅は全く廢棄せられ、又一たび盛んに行なはれたる輸出稅は大に其の勢力を減じ獨り輸入稅のみ其の勢ひを逞ふするなり。關稅制度に關して茲に尙ほ注目を値ひする一運動あり。即ち此制度が廣大なる範圍に採用せらるゝの勢あることは是れなり。獨逸の場合には余輩の既に記載せる例證なるが此外前世紀に於ける佛國と現世紀に於る伊國は勿論我英國の如きたも亦之れが例證を供す。然り而して此運動は將來益、進歩するの形勢ありて埃斯

本利利亞洲の關稅聯合と云ひ、大英帝國の關稅聯合と云ひ、中央歐羅巴の關稅聯合と云ひ、將た亞米利加各國の關稅聯合と云ひ、其の果して實行せらるべきや否やは敢て保證し得ずとするも兎に角著しき現象にして正に變動の發生する方向を表はすものと云ふべし。而して此傾向の真相を理會せんと欲せば余輩の前に觀察せる點を茲に呼び起すを宜しとす。其の點とは即ち他なし。財政上より之れを考察する時は關稅とは物品稅の一種を云ふに外ならざるを以て従つて關稅聯合の範圍と云へば取りも直さず國產稅を關稅に代ふるを云ふに外ならざること是れなり。此の方法は現時如何なる程度まで行なひ得るやは容易に之れを判斷すべからずと雖も、輸入品に對する關稅が結局彼の輸出稅、通過稅と同一の命運を願つべきや明かなり。蓋し國境に於て徵收する物品稅は徵收機關に如何に進歩改良を加ふるも到底商業に抑壓を加ふる一大障礙物にして殊に迅速急辨を主眼とする近代の狀勢に於て然りとす。彼の入市稅が英國若くは米國に於て廢棄せられたるが如く、英佛間の關稅が不便宜のものとして廢止せらるゝの時期必ずや又た現はれ來るべし。然りと雖も近き將來に於ては關稅は物品稅中の必要の一

要素たるべし。何となれば近代國家の要する經費の甚だ大なるは其の存在を必要とすればなり。

第七節

負擔問題は常に困難なる問題なるが關稅の場合に於ては殊に錯綜を極む。先づ最も原始的の關稅を取りて之れを論ぜんに、抑、通過稅の費用を支拂ふものは誰なるぞ。アダム・スミスの見解に従へば「此種の租稅は全く外國人に因りて支拂はるものにして一國が自國の商工業を毫も阻礙せずして能く他國の臣民に課稅し得る所の租稅は此租稅を措きて他に之れあるなし」と。氏は蓋し此租稅は輸送國若くは輸入國の一方に轉せざるべからずと臆測せるなり。然りと雖も此の見解には少しく修正を加ふる所あるを要す。蓋し通過稅は商業を離りて他の方面に轉ぜしむべく、縱し然らずとも其の總高を減却せしめ因りて以て運送業と倉庫業に有害なる影響を及ぼすものとす。例へば白耳義に於て通過稅を採用せんか同國の鐵道とアントワープの倉庫業は之れが爲めに有害なる影響を蒙るべし。今若し通過稅を以て戻稅Drawback時稅Drawbackより返還する税金を云ふを有せざる輸入稅なりと認むるならば余輩は戻稅を替ねく便宜なりとせる理由を探りて

以て直ちに此租税を不便宜なりとするの適當なるを見る。

輸出税は概して之れを云へば又た右の同一の批難を免かれず。此租税の中世時代に於て使用せられたる時は其の負擔の一部を内國の生産物を使用する所の外國人に課し一部を之れが生産者又は地主に課せんことを目的としたりき。然りと雖も此租税の負擔は被税品の地位の如何に應じて異なるや明かなり。固より此課税の爲め内國の生産者が被税品の價格を高めんと試むるや疑ひなしと雖も、此點に於て彼等の成功する否とは全く下の二事に屬す。即ち一は外國競争の現はれ來るべき範圍にして、一は外國人が該物品に對して有する必需心是れなり。今若し物品供給の源が數ヶ所に存する場合に於ては一所に税するの結果は勢ひ需要を他所に轉ぜしむるに至るべく又た若し價格の騰貴にして需要を抑制する場合に於ては勢ひ價格をして再び下落せしむるに至るべし。是に於てか余輩は斷言するを得べし、最も多くの場合に於ては輸出税は重もに之れを課する所の國に因りて支拂はると。今若し課税國にして生産物の完全なる獨占權を有し、而かも外國の需要にして市價の騰貴に因りて毫も影響を蒙むらざる場合あらばいざ

知らず、苟くも然らざる以上は其の負擔の全部を擧げて之れを消費者に轉嫁すること決して能くし得べからず。况んや斯くの如き場合の甚だ稀有なるは余輩の敢て喋々を俟たざる所なるに於てをや。然し此場合に達すること近ければ其の租税の一部は之れを外國消費者に轉嫁せしむるを得べし。然りと雖も實際の結果としては此租税の大部分は縱令被税品の生産者が亦之を該生産業に關係を有する地主、労働者若くは固定資本所有者に轉嫁することあるべきも兎に角直接には生産者之を負擔せざるべからず。然り而して多くの輸出税は外國貿易高に減殺を加へ、因りて以て勞銀と利息の相場を低下せしむるとだも之れなきにあらず。輸入税の結果は又之と同一の原理に基きて判斷せざるべからず。之れが普通の負擔は物品の消費者に歸すべきも今若し内國の市場が外國生産者に對して唯一の市場にして且價格の騰貴すれば忽ち需要に抑制を加ふる場合に於ては之れが負擔は勢ひ生産國へ轉嫁を來たすべし。然りと雖も斯くの如き場合は殆んど實際に存せざるや明かにして即ち外國の生産者は實際他の市場を有すると共に需要は又往々爾かく感覺の鋭きものにあらす。况んや租税にして非常に苛酷なる

に於ては勞力と資本とを驅りて他の事業に移らしむるを得るに於てをや。以上述べたる所を以て之を觀れば或場合に於ては關稅の負擔は之れを外國人に及ぼすとを得。然れども此目的の能く其の効を奏する場合は甚だ稀れなるを知るべし。更に進んで考ふれば此種の利益は獨り收入主義の關稅に因りて之を得べきも保護稅に因りては決して之を望むべからず。蓋し保護稅は若し能く其の効を奏するを得れば殆んど毫末の收入をも生ぜざるものなればなり。余輩は確信す、斯くの如き保護稅は獨り外國人に對して有害のものたるに止らず之れが課稅國の收入に取りても決して有利のものにあらざるや争ふべからざるの事實なり。例へば彼の獨、佛の穀物稅は恐らくは米、露の穀物に對する需要を多少減却せしむべきを以て米、露の得べき價格を低落せしむべし。然れども若し之れに伴ふて内國穀物稅を實施せば概して損失を少なくして一層收入を大にするを得べし。

之を要するに關稅に關する負擔問題の研究は左の論結を來すべし。曰く此租稅の實際の作用は往々複雑にして殆んど之を追及するに由なきも其の重なる負擔は之れが課稅國の頭上に落つ。而して其の負擔の大部分を擧げて他の一國若しくは數國に轉嫁せしむることは如何に希望すべき事なるも此事たるや殆んど到底望み得べからずと云ふに在り。實に關稅は彼の國產稅及び若し存する場合に國家獨占業と共に富の消費に課する租稅制度の一部として之れを認めざるべからざるなり。

第八章 通信行爲及相續に對する租稅

(第一節) 交通稅を組織する所の分子 (第二節) 通信運搬稅。(第三節) 印紙稅。(第四節) 行爲及取引に課する租稅。(第五節) 英、佛、獨、伊に於ける印紙稅及登記稅。(第六節) 行爲稅の負擔。(第七節) 相續稅。(第八節) 英國の相續稅。(第九節) 他國に於ける相續稅。(第十節) 相續稅の負擔。

第一節 曩きに租稅制度に付て考察を及ぼせるに當り余輩は嘗へり、租稅制度中には納稅者の所得に賦課する所の第一位の租稅と物品の消費に賦課する所の第二位の租稅に加ふるに尙ほ右孰れにも屬せざる所の租稅の一大集團ありと。即ち通信、財産の移轉、相續、法律上の行爲に課する所の租稅是れなり。今此種の租

税を案ずるに先づ第一に此租税は物品税と類似する所あり。例へば運搬税は運搬品に對する租税と其の性質を甚だ同ふし又彼の廣告税新聞紙税の如きも亦之れを準物品税と稱すも敢て不可なけん。又此租税は手数料より胚胎せる者あり或行爲税の如きは國家の供せる勤勞に對して支拂ふべき手数料の單に發達せるものに外ならず。彼の土地の讓渡其の他法律上の行爲の如きは固より官吏の干渉を要し而して此官吏勤勞に對して手数料を徵收するは之れ正當の處置にして而かも此等の手数料は容易に租税に進化し來りたるなり。之れと同じく官業又は公有財産より生ずる所の經濟的収入は獨占權の使用によりて租税となるの點まで之れを發達せしむるを得べし。君主の特權が又此種租税の發生に及ぼせる結果は恐らくは前者よりも一層古く彼の臣民の財産に對して有する君主の權力は財産の贈與又は相續に租税を賦課せしむるに至らしめたり。然り而して以上の事實は單に此租税に歴史上の解明を與ふるに過ずして此租税の可否を決するは只夫れ「節約」「公平」収入の目的を實現せしむるに足るや否やによるべきのみ。余輩の現時の状態の下に此等の租税の正當なるを許せるは又た蓋し此觀點を採

れる結果に外ならず。

第二節 租税制度の此部分に於て第一に來るは通信運搬に課するもの即ち是れなり。此源泉よりして國庫に入る収入の最も著るしき部分に付ては余輩既に經濟收入を論ずる所に於て考察せり。彼の郵便、鐵道の如きは租税收入よりは寧ろ經濟的収入を生ずるものなるや明かなりと雖も、然も或場合に斯くの如き收入に於て租税の要素を見ることが決して之れなきにあらず。現時英國郵便局の純収益は三百四十五万磅と算せられ、而して此金額の大部否々恐らくは全部は信書より生ずるが如し。廣告的文書と新聞紙に對する率は國庫に利益を生ずるが如く高く定められざるなり。然らば則ち其の支出を補なふて餘りある郵便收入の超過額は即ち之れ普通の信書と商業上の信書とに對する租税に外ならずして而かも甚だ温和の性質を帯ぶる租税なるや殆んど争ふべからざる事實なり。尤も一片の現行率か半片の税率に比し如何に大なる抑壓を商業上に及ぼすやは之れを算定すること容易の業にあらずと知るべし。かく郵便税を以て社會全般を通じて波及すべき一税として認むるに於ては強ち之を批難するを得ざるなり。但

し郵便の利潤は宜しく之を其の改良進歩に投資すべしとの議論は大に其の勢ひを逞ふせんとする兆候あり。英國の人口稠密なると産業大に發達せるとは郵便事業を低廉に行ふに甚だ便宜の地位に在るや固とより疑ひなしと雖も、他の邦國に至りては郵便業に於て利益を收むること甚だ少なきもの亦これなりとせず。否其の支出と平均せしむるに足る充分の収益を得ることだも尙ほ甚だ難きの邦國すらなきにあらざるなり。

普國の鐵道は英國の郵便と同一の地位に立てり。抑も普國鐵道の得る所の莫大なる純収入は決して善美なる管理より生じ得べきものにあらずして寧ろ運費の不當に高きか若くは鐵道業務の不効驗なるかに基かずんばあらず。而して後の點に關しては既に幾多の正當なる不平これあるが如し。列車の業務に些少の減殺を加へ若くは貨物の交附を遅緩ならしむるは假令營業費に減却を來たすべきも、此事たるや商業者に對して甚だしき損失と不便宜とを與ふるものなり。然り而して余輩の第二編第三章第十四、十九節にて説示せる理由に基つき此の種の租税は永く社會に存続するの望み殆んど之れあらず。鐵道にして國家の管理の下

に屬する場合には單に其の收入を以て其の費用を補ふに止るの傾向あり。即ち租税主義よりは寧ろ手数料主義に基きて經營さるゝに至らんとす。

鐵道事業を民業に放任する所の邦國に於ては之れに對する租税問題は右と大に其の趣きを異にす。抑も鐵道會社なるものは所得の收受者なると共に又た實に土地營業物及び運轉器械の所有者なるや明かなるを以て、彼等即ち英國の株主が中央、地方兩政府の目的に向つて課税せらるべきや自然の數なり。是れ即ち英國の地方税と所得税とが此等の會社に適用せられたる所以にして、抑々又幾多の亞米利加聯邦が鐵道に對して特別會社税を使用する所以なり。然りと雖も此等の租税は之れを運搬に課するものとして認むる能はず。尤も右米國の場合に於ては多少右の結果あるものとす。本問に最も近きは英國の「旅客税」と佛國の「貨物及び旅客運搬税」即ち是れなり。前者は客馬車税より進化し來れる者にて其の税率は乗客より得たる總収入額の百分の五より成りしも後數次の免除輕減に因りて其の収入は九十一万磅より終に三十二万磅に低下せり。即ち半額以上の減却を來たせるなり。後者は一千八百七十一年の戰爭後に賦課せられたるものにして

普通列車所載の貨物は全く免除せられたるも特別便の貨物には尙ほ百分の五の税率を課し旅客には更に甚だ高き税率即ち百分の十三以上を課す。一千八百九十年に於ては其の収入三百廿一万磅に上り即ち英國税の殆んど十倍に上る。又亞米利加聯邦の鐵道税は或は鐵道の純収益に基づき或は其の總収益に基づけり。此種の租税の負擔に關する問題は稍錯綜を極む。先づ第一に此租税は單に旅客若くは貨物の運賃に加へられ従て其の負擔は旅客に歸するか若くは貨物の場合に於ては商買を経て終に消費者に歸するものゝ如し。然るに他方に於て論ずるものあり曰く鐵道の運賃なるものは業務の費用に因りて定められずして總ての獨占業の原則に基づき最大の純益を得る様に定めらるゝものなり。かく既に運賃にして有利の最高點に在るとすれば最早此以上の増加額を決して許さざるべきを以て運搬税は實際鐵道の配當金に對する租税に外ならざるべしと。然りと雖も右の見解は鐵道事業を以て絶對的の獨占業なりと速了するの妄に陥れると共に又運賃を以て總ての場合に於て有利の最高點に在る者なりと速斷するの妄に陥れり。蓋し世には法律上及び特に道徳上の制裁なるものありて鐵道管理者の權力

を掣肘することを忘るべからず。既に此掣肘あり是に於てか彼等管理者は鐵道より得る利益を少なくとも鐵道の使用者と共に常に之れを頌つゝの止むを得ざる地位に立つ。従て又新税賦課の場合に於ても其の運賃を高め得るなり。今夫れ鐵道の建設尙ほ盛んに行はるゝ邦國に於ては佛國鐵道税の如き重税は勢ひ新線路の敷設に抑制を加へ従つて鐵道より享受すべき國民の便益を減殺して其の負擔を一般社會に蒙らしむる者なり。其の場合の如何を問はず苟くも新支出を阻止する以上は之れと同一の結果を多少生ずべきや明かなり。是に於てか佛國鐵道會社の如く高額の配當金を保證せらるゝ場合に於て運搬税は彼等より旅客と貨物の送附者と共に轉嫁せられ而して彼等の頭上に落つる所の者は常に些少の部分のみなるや疑なし。而して斯くの如き租税は極めて不得策のものにして彼の信書に對する租税と同じく貨物に關する點より云ふも營業のための旅客に關する點より云ふも共に商業上に束縛を加ふるものとす。娛樂の目的を以てする旅行者の場合より之れを觀るも尙ほ且つ運搬税は最も有効なる自家改良策即ち行旅に對する租税なりと云ふべし。されば若し鐵道の収益に課税を及ぼさざると

すれば或は敷設の免許に對して料金を收むるか或は配當金の一部分を收め因りて以て直接に収益に課税するを宜しとす。若し夫れ漠然たる轉嫁作用に依頼するが如きは商業上の利益が痛く影響を及ぼさるゝ此場合に於て決して策の宜しきを得たるものにあらざるなり。

右と同一の論結は電信及び小包郵便の場合にも亦之れを推し擴むるを得べし。苟くも財政上の必要ある場合にあらざる以上は此等の産業機關より收入を得んとするは何等の理由を以てするも事決して正當の處置にあらず。只信書郵便税を正當なりとするは、此租税たるや廣く一般に普及すると其の負擔の軽くして殆んど毫も痛痒を感ぜしめざるの事實とに基づくなり。

次に考察すべきは印刷物及び廣告機關に關する課税法に在り。新聞紙税は新聞監督制度より半ば其の發生を促がされ英國、佛國及び普國に於て共に印紙の法を以て徵收せらる。即ち新聞紙の發行と新聞紙中に掲載する廣告と共に課税せらるゝなり。此租税は一千七百十二年英國に於て始めは輕率を賦課せられたりしも漸次其稅率を高められ、一千八百十五年に至りては新聞紙は一枚に付四片、

廣告は各三志六片の高率を課せらるゝに至れり。然りと雖も廣告税は一千八百五十三年に至り新聞紙は一千八百五十五年に至り共に廢止せられたり。而して普國の新聞紙税は又た一千八百七十四年に於て廢止せられ、佛國の同税は是れより三年前に廢止せられたり。只獨り奧國に於ては今日に至るも尙ほ該税を保有す。

斯くの如き租税を排斥すべき理由は充分明かにして今夫れ印刷物に税せんか、勢ひ智識の普及と通俗教育の一機關とに抑制を加ふべし。加之此租税は其の負擔に於て甚だ不公平なると同時に又た不經濟的となるべき傾きあるとの欠點を有す。何を以て不經濟的となるべき傾きあるやと云ふに若し新聞雜誌に税すれば勢ひ其の賣高に影響を及ぼし終に以て其の品質を下げしむるに至るべきを以てなり。廣告税は又商工業に對する直接の抑制物にして營業の發達を阻碍するものなり。以上の考想と該税の收入甚だ僅少なるとはせし時に於ても其の收入は總額に過ぎず、苟くも政治上の理由より之れを保有する邦國にあらざる以上は之れが廢止を以て必要ならしめたり。

第三節

余輩は既に往々印紙の貼用が租税徴收の方法として使用せらるゝことを示せり。かの手数料と云ひ、郵便収入と云ひ、露米の煙草税と云ひ、將た英國に於ける新聞紙税と云ひ、皆現に此の方法を以て徴收し若しくは徴收されたりき。然りと雖ども印紙貼用法は行爲税に關して殊に重位を占む。而して其の之れが如何に重位を占むるやは彼の英國に於ける印紙税(Stamps)と佛國に於ける印紙税(Timbres)とが共に収入の一特別項目として現に取扱はるゝを見れば思ひ半ばに過ぐるものあらん。印紙税は夫れ斯くの如く重位を占むるに至れるを以て茲に之れが眞義を解釋して誤謬を避くること甚だ肝要なり。即ち印紙税と云ふは印紙税と云ふ一特別税を指稱するにあらずして印紙の貼用を以て徴收せらるゝ租税と云ふの意味を表はす。此一種特別なる財政上の一便法は一千六百二十四年和蘭に於て始めて案出せられたるものにして彼の行爲若くは商業取引に對する租税の徴收に殊に適するものなり。而して其の之に適するは此方法を以て此種の租税の特有物なりと認めしむるに至れり。近代の歐洲各國の租税は廣く此便法を用ひ時に或は官衙に於てする舊來の登記の方法と之れを併用するものあり。

顧ふに租税を價格に比例せしむるの便を供するは印紙制度の一大特點にして貼用すべき印紙に等級を設くるに於ては各行爲若くは各財産讓渡に對する租税をして其の取引高に比例せしむるを得べく、而して此方式たるや頗る簡便にして毫も煩雜あるを見ず。

此印紙税制度英國の慣習に従ひて暫らく斯く呼稱すは其の掩ふ所の領域現今頗る廣く且つ將來益發達の傾あり。此の制度は之れを大別して左の四種となりを得べし。(一)訴訟手續及び裁判上の行爲に對する租税、(二)普通の商業手形株券等に對する租税、(三)財産の賣買殊に不動産の賣買に對する租税、(四)財産の無償讓與に對する租税即ち之れなり。但し此中には相続税と云ふ重大の一税を包含す。但し商業取引の中には財産の移轉を含み相続は又た贈與と多少差異の點を有するを以て以上の分類法は或點に於て固より批難を受くるを免がれずと雖も被税品の種類を零示するものとして便宜なるを以て其の之れが論理上精確なるや否やの如きは茲に敢て問はざるなり。

第四節

夫れ訴訟手續に課する租税は裁判事務に課する手数料の發達せる

もの以外ならず。今若し該負擔にして裁判手續より生ずる所の實費を單に償補するの點に止まる以上は之れを以て手数料と認むるを最も可とすと雖も、若し夫れ然らず、該負擔にして其の標準甚だ高く裁判に關する一般費用の幾部を掩ふの點に高めらるゝに於ては寧ろ之を其の受くる特別の利益に向つて訴訟當事者に賦課する所の特別税なりと云ふを可とす。蓋し會社の或階級は裁判所を大に使用するものにして而して以上の租税は其の使用の爲め惹起したる費用の幾分をば彼等に負擔せしむるものなり。但し更らに深く考ふる時は此方法に於て特別の利益云々の法則を適用するの誤謬なるを證す。即ち司法事務なるものは一般の利益のために行ふものにして富者たり、貧者たり、訴訟者たり、非訴訟者たるを問はず、總て等しく影響を受る所のものなり。左れば訴訟手續に課する租税は取りも直さず裁判所の使用を妨ぐる障礙物にして法律上の救済を得るの妨害物なりと云ふべし。此點に關するペンザムの議論は決して排斥せられずして彼の永久の費用を補んが爲め小負擔を課するを敢て不當ならずとする、商事裁判所の例外の場合を除けば必要の手数料を最低點に低減することは誠に眞正の方途なりと

云ふべし。其れ然り然るにも拘はらず最も多くの法律制度は其結果より云へば明かに訴訟當事者に課税を及ぼすの實あり。英國の租税の如きは單に之れが直接の收入のみより云へば恐らくは手数料の程度を超越せずと雖も此外手續上に於て不要の費用甚だ大に存するあるを見る。而して此の不要の費用たるや當事者に對して困難を感せしむるは勿論國家に對しても決して收入を得せしむるものにあらず。佛國は又た稍之れと其の地位を同ふするも其の純然たる租税收入に至りては英國に於て得たるものに比すれば恐らくは稍少額なりとす。又た獨逸が其の司法裁判所より收むる手数料は租税の分子を包有す。此の源泉よりする普國の歳入は一千八百七十五年より一千八百八十九年に至る十五年間に於て二百萬磅と二百五十萬磅の間を彷徨せり。最も非訟事件の手数料の半ば之れに含著し居るを以て對照に不便なり。要するに訴訟事務に租税の分子の侵入するは深く注意せざるべからず。而して之れを最も有効に行なはんとするには手数料の標準を短期間に時々改正するより能きはなし。

次に裁判上の行爲なるものは最も多くの場合に於て要求又は權利の主張に必要

缺くべからざるものにして、而かも價格に比例して之れに等級を立つること殆んど能くし得べからざるを、以て之れに課する租税は勢ひ批難せらるべきものとす。政零上の問題として之れを觀れば國家の行爲の要部を形成する司法事務に關して貧民社會に負擔を及ぼすは決して策の宜しきを得たるものにあらず。左れば苟くも價格の尺度にして到底發見すること能はざる以上は手数料の原則なるものは只獨り下の如き場合にのみ眞に能く適用し得べきものなりと云ふべし。即ち若し財政上之れを必要とする時は穩當の率に於て比例的標準を使用し得るの場合是れなり。若し夫れ印紙貼用法は最小の費用を以て且つ概して最小の脱税を以て右の方策を實行し得る所の方法なりと云ふべし。裁判上の行爲に課する租税は之を商業取引に課する租税と截然分離するを得ず。蓋し商業取引に於て當事者間に生ずる最も單純なる關係は亦法律上の方面を有するものにして例へば彼の領收書の交附の如き株券の讓與の如き之を法律上の行爲と言て不可なきものなり。然りとするも最も多くの場合に於ては此種取引の法律的方面は看過せられて經濟上の手續が重に注意せらるゝものなり。然り

而して今爲替手形積荷證書株券其他貨幣市場に現はるゝ所の各種の方法を以てする取引は普通の所得若くは物品の消費と共に適當なる課税の目的物として認むるを得べし。且此等の取引に課する所の租税は其の負擔富の流通に落ち從つて經濟上の手續の他の部分に課する所の租税に相應じ、且之れを補ふの利益を有す。加ふるに近代の贊成論者の云ふ所に從へば此種の租税は勤勞に因らざる利得、即ち投機的利得に重にも賦課せらるゝの利あり。最後に此種の租税は彼の所得及び物品税制度に伴ふ所の社會上并に技術上の困難なくして能く相當の收入を徵收し得るの長所あり。

然りと雖も之れに對する批難は輕々に看過せらるべきにあらず。總て此種の租税は多少商業に抑壓を及ぼすべきものなりと云はざるを得ず。會社の設立に課する租税は取りも直さず之が創立を妨ぐるの弊あり。株券の讓與に課する租税は即ち此格段なる放資の途より資本を他に轉せしむるの傾きあると同時に此等の所有權證明物の流通を妨ぐるの傾きあり。彼の小切手に課する小税の如きだも尙ほ且つ銀行業の擴張に抑制を加ふるものにして又領收書に課する租税は總

て各人の關係を有する重要な取引に負擔を及ぼす課税なりと云ふべし。然り而して之が税率高ければ實際脱税を誘起し若くは所要の方式を全然等閑に附せしむるを以て従つて權利を争ふ場合に於て往々不公平を誘起するものとす。租税制度の此部分より起る問題は如何にして一方には富の流通と移轉とに不當の負擔を及ぼすを避け他方には該税の維持を得策とするに足る充分の收入を收め得るやのことにあり。此點よりすれば英國法は最も善良なるものゝ如し。何をか英國法と云ふ。曰く低税よりして巨大の收入を徴收し税率は之を均一にし若くは少數の階級を設け以て無用の區別と煩雜とを避くる所のものを云ふ。若し夫れ至大の緻密と各種の行爲間に小區別を設くるが如きは國庫に對する收入よりは納税者に對する不便宜を遙かに大に生出するものなりと云ふべし。然りと雖も今若し從價率を容易に適用し得る場合に於ては簡便なると同時に價格に對する比例其の宜しきを得せしむることを得べきなり。

財産特に土地及び固定資本(法律上の語にて所謂不動産)の移轉に課する租税は更らに大に疑問と異論とを興起せしむ。凡そ財産の移轉に課する重税は其の結果之れを兼むる貨物の價格を低落せしむると共に之をして一の所有者より他の所有者へ移るを難からしむ。土地及び營造物の如き重要品の場合より之れを觀れば以上の結果は明かに經濟上の進歩を阻礙すべきものとす。蓋し生産要素中の一土地は此の課税の爲め之を最も有利に使用し得べき所の人々の所有に移つるを妨げらるゝを以て一國の生産は之がために大に阻礙せらるべし。由是觀之土地の移轉に課する重税は財政上並に經濟上全く嚴禁せらるべきものとす。蓋し此等の重税は國富に損害を加へ従つて又た國庫の收入にも損害を及ぼすものなるを以てなり。然りと雖も之れが移轉に要する法律機關の費用を補はんが爲め手数料を徴收するは正當の處置なるは勿論若し收入の必需甚だ緊切を告ぐる場合に於ては恰かも同一状態の下に於て粗生品に國産税若くは海關税を課するも敢て不可なきが如く又た財産の移轉に適度なる租税を賦課するも敢て不可とせざるなり。

之れを要するに行爲税は印紙法を以てすると其の他の方法を以てするとを問はず第二位の地位を占むるものにして彼の所得及び財産に課する第一位の租税若

くは消費税の如く巨大の収入を徴収するに能く使用すること能はざるものなり。固より盛大なる商業取引を有する富有の社會は苟くも至當の範圍内を出でざる以上は其の取引に對する租税の賦課を苟ふに敢て適せざるにあらず。例へば英國に於ける一片税(penny duty)の収入は之れが例證として引用するを得べしと雖も之れと同時に茲に記憶せざるべからざるは苟くも課税其當を失すれば例令容易に見るべからざるも、而かも尙實際現存する所の損害を商業社會に蒙らしむるの一事に在りとす。

第五節

英國印紙税法の秩序的歴史は、かの革命後に始まる。一千六百九十四年の印紙條令に因り一片乃至四十志の租税は法律上の證書に賦課せられ、而かも此證書は之れを分つて六種と爲し各證書に一々課税せり。爾來二十年を経て其の税率の或ものは證書面の價格に比例して等級を立てられ、而して該税收入は大に増加せり。而して財政の必要を告ぐるに従ひて此租税は又た屢増率せられたるを以て其の収入は益々巨大となれり。一千七百八十二年に至りては爲替手形と約束手形とは又た課税せられ、次年に至りては領收書も亦課税せらるゝに至れり。

かの大戦争の時に至りて該税は又新たに増加せられ、極めて複雑なる幾多の税率は又た相續きて設定せられたるを以て一千八百十五年に至りては總收入二百八十万磅に達し、其の中百十万磅は爲替手形、約束手形、領收書の三者より來るに至れり。一千八百五十年に至り或軽減と改正とは之れに加へられ、領收書一片税は一千八百五十三年にクラフトストーン氏に因りて新置せられたり。此等の租税は爾來益々進歩を來たし、或は低税主義廣く使用せられ、或は税率の變動常なき租税漸次従價率に進められ、或は此等の租税を推し擴めて近代の商業が發生せしめたる新種の證書と取引とに課するに至れり。以上諸種の租税より生ずる収入は年々殆んど四百萬磅に上り、而して此收入中殆んど七十万磅は爲替手形と約束手形より入り來り、九十萬磅は一片税より入り來り、而して二百萬磅以上は契約證書、賣買證書及び債券の三者に對する租税より入り來る。

佛國に於る此税法制度は其の起源英國よりも一層古し。登記税及び印紙税として知られたる現行税は遠く其の源を王政の下に行なはれたる租税に溯るを得べし。此租税は實質上立憲議會に因りて保存されたる所の租税の一種なり。如何

となれば、總令此租税は其の舊名稱を廢棄せられたるにも拘はらず、其の條規は登記税なる新名稱の下に依然として殘存し、以て「行爲」と「財産の移轉」との二大種目に課税を及ぼせるを以てなり。尤も右の二項下には贈與及び死後の相續をも包含すと知るべし。之と相并んで又印紙税は一千六百五十五年に於て始めて使用せられ、一千七百九十一年に於て改正を加へられたり。此制度の及ぶ所の範圍は英國の制度に比すれば一層廣濶にして一切の取引は緻密にして複雑なる條規に因りて總て悉く包有せらる。然り而して革命時代の法律は其の行政の宜しきを得ざりし爲め最初は極めて効驗少なかりしも漸次平和に復するに従ひ次第に其の收入力を増加するに至れり。登記税は始め「定額税」と「比例税」との二種に分たれしが、一千八百七十二年以後に至りては「分級税」(Graduated duty)なる一種更らに之れに加へられたり。此三種の租税は其の名の示すが如く一は均一率、一は從價率にして而して一は分級率なり。又印紙税は或は證券の廣狹に因りて異なり或は取扱ふ價格の多少に因りて異なる。但し證券に對しては一の税率を規定せり。彼の小切手、領收書、保險證書其の他種々の賣買讓渡し得べき證券は皆悉く此の項下に

屬す。

此租税の收入は漸次増進を來たし、一千八百年に於ては之れが收入總額僅かに二百八十萬磅の下に在りしも一千八百十六年に至りては五百二十萬磅に上り、而して一千八百三十年に至りては更らに進みて七百二十八萬磅に上れり。然り而して一千八百六十年に至りては其の收入額遙かに上りて一千四百五十萬磅となり、一千八百九十年に至りては更らに二千八百萬磅に上れり。此總額中相續及び贈與税は殆んど七百五十萬磅以上を供し、而して土地讓與税は六萬磅以上を供す。此莫大なる増加二倍、一千八百六十年と一千八百八十年の間に更らに二倍の増加は左の三原因に基く。即ち國富の増進と取引の發達是れ其の一なり。租税を推し擴めて新奇の場合に及ぼせること是れ其の二なり。高き税率を賦課せること、是れ其三なり。而して單に印紙税に就て論ずれば以上三原因の結果は殆んど互に等しかりき。然り而して多くの場合に於て其の税率非常に高きと其の條規非常に煩雜なるとは殆んど疑なき事實なりとす。殊に土地讓與の場合に於ては右第一の欠點は最も著るしとす。直接に土地の賣買に賦課する租税は其の税率殆

んと百分の七にして、印紙税と手数料とを合すれば其の税率百分の十以上に昇る。詳言すれば土地が三十年間の所得高に於て賣却さるゝ場合に於ては其の税は少なくとも之れが三年間の所得に上るなり。斯の如き非常に高き税率は最も重要な財産の移轉を妨げ、因りて以て社會の生産力を減殺すべき傾あり。宜なり此租税の激烈なる批難を受くることや。

佛國財政制度の比隣諸國に及ぼせる影響頗る著大なるものありと雖も、之れが影響を禁れること伊國の如きは未だ曾て之れあらず。即ち同國に於て取引に課する租税は佛國の登記及び印紙税と同一の一般原理に基きて形づくられ、而も其の收入に至りては佛國に於るよりも尙ほ一層迅速に増加を來たせり。同税の收入は一千八百六十二年に於て百四十萬磅なりしが、一千八百七十五年に至りて三百六十萬磅に上り、而して一千八百八十八年に至りては更らに五百零八萬磅に上れり。相続税は又た一千八百六十二年に於て只僅かに二百八十萬磅に過ぎざりしが、一千八百八十八年に至りては終に一千四百萬磅に上りたり。今茲に此等の租税の斯く巨額の收入生ずるに至れる重なる理由を索むれば同國の地域廣がれる

こと是れ其の一なり。税率の非常に高きこと、是れ其の二なり。徴收の極めて嚴密なること、是れ其の三なりとす。

獨逸聯邦に於ては登記税と印紙税とは孰れも財政上に重位を占むるものにあらず。即ち土地の讓與は重き負擔を禁むらず、又其の登記法は當事者の便利を計りて制定せられたり。相続税は又た今日に至るまで各聯邦のみに限らるゝも商業取引に對しては帝國税制度設定せられたり。而して爲替手形、株券、及び信用證券の如きは漸次甚だ温和なる租税を賦課せらるゝに至れり。此等の諸税より生ずる收入總額は一千八百八十六年乃至七年に於て只僅かに百五十萬磅に過ぎずし、て英佛若くは伊國の收入に下ること甚だ大なり。

第六節

抑、取引税の實際の作用は到底精密なる測定を及ぼすと能はざるを常とし、而して此種に屬する或租税に關しては負擔問題に付き議論紛々たり。顧ふに取引中或有形品に關するもの甚だ多し。此場合には之に課する租税は自ら普通の物品税と同視するを得べく、從て物品税と同一の原理を之れが討究に適用するを得べし。即ち生産に關係ある取引に租税を賦課する時は、勢ひ之れが生産

費に増加を來たすを以て生産者と商賈とは従つて之れを消費者に轉嫁せんと努むべし。又額收書及び爲替手形に課する租税は最も多くの場合に於て其の負擔實際産業全株に落つるが故に之を以て營業の利得に課する租税なりと認むるも敢て不可あるなし。然り而して此租税は消費者に對し果して如何なる部分まで物價の騰貴となりて現はるゝやは其の負擔の不平等に課せらるゝ程度如何に屬すべきも實際の狀況に於ては斯くの如き結果は殆んど之れを見ることが稀れにして此等の租税は其の影響を物價に及びすほど全費用の重なる部分を成さざるなり。

財産の移轉に課税さるゝ場合に於ては問題は一層困難を來たし、之が眞の負擔に關して疑問の百出するを常とす。或は曰く財産の購買者は物品の消費者と同じく長途星霜間には結局之れが負擔を荷ふべし、従つて土地若くは株券の市價は租税に比例して騰貴すべしと。然るにアダム、スミス及ウェー、エス、ミル氏は他の見解を取りて曰く、土地に關する取引に於ては賣手は買手よりも一層必要に逼まり居るを常とするを以て従つて税額丈け其の價格を低減せざるべからずと。而して

之れを稍異れる理由よりして同様の見解を持するものゝ言に曰く、今夫れ財産の購買せらるゝは之れより所得を得らるゝが爲めなり。然るに租税にして苟くも購買者に因りて支拂はるゝ場合には其の租税の結果として之れより得らるべき報酬を勢ひ少くし、且つ又將來に於て更に之を賣却するとき得べき金額を少くす。是に於てか購買者は總て此等の事柄を計算に容れ、現在及び未來の負擔の全部を擧げて悉く之を現所有者に荷はしむ。左れば移轉税は賣却の目的物に對する固定税例へば永久地租の如き者と實際類似するものなりと。然りと雖も之れを要するに此租税の負擔は賣主と買主との間に分割さるゝと信ずるの穩當なるを見る。蓋し賣主は課税なき場合に比すれば其の之れある場合に於て自ら受くる所を減じ、買主は又た自ら拂ふ所を増すと共に他の人々は課税の爲め之れが取引に干渉するを止むべければなり。

今尙茲に爲替手形及株券債券の如き有價證券にして課税せらるゝ場合に於ては他の一結果の生ずるを見るべし。即ち一國に於て之れに租税を課すれば勢ひ流動資本を纏りて他國に流出せしむべきこと是れなり。左れば若し倫敦の貨幣市場

に於ける取引に重税を課すれば其れ丈け此等の取引を他國に移らしむるや明かなり。是故に他國に存するものよりも一層高き租税を國際證券に課するは甚だ不得策なることにして抑、又た此種の租税には成るべく制限を加へて決して資本に有害なる影響を及ぼさざる様至大の注意を取らざるべからざるなり。

第七節 余輩は乞ふ是より進んで現今の法律に於て移轉税及び印紙税の二者と連結せしめ、其収入力非常に大なる一税に就て特に攻究を盡さんと欲す。其の一税とは何ぞ、曰く死後の相續に課する所の租税にして英國の熟語にて所謂死亡税 (death duties) なるもの即ち是れなり。此租税は固より財産の移轉に課する租税に外ならずして而かも、印紙の方法を用ひて徴收さるゝを常とするも普通の財産移轉税と異なるの點却て其の類似の點よりも大なり。即ち此税の財産に對する關係と云ひ、其の負擔と云ひ、將た此税の場合に於て普通の交換の條件の存せざること、云ひ、此等の事情は皆悉く之れに別種の論述をなすを便ならしめざるはなし。

抑、相續税の起源は所有主なき物品を取り上ぐる主治者の權利に溯るを得べく若

くは所有主の變更する毎に徴收せる封建的の貢物に溯るを得べし。然りと雖も余輩は既に夫のチーガスタスが古代に於て近親の相續の外總ての相續に課せる百分の五の租税あるを見るなり。然り而して近代の國家は種々の税率と等級とを設けて此制度を大に發達せしめたるを以て今日に至ては相續税は能く整頓せる財政制度の一要部として殆んど一般に認めらるゝに至れり。此の如き一般に採用さるゝにも拘はらず此の租税に伴ふ理論上の困難は決して鮮少にあらざるなり。先づ相續税は所得に對する租税にあらざれば財產に對する租税にして富の發達を阻止する傾きあるの經濟上の大缺點を有す。固より此缺點は社會進歩の程度に依りて著しく異なり、又税率の上るに従ひて大に増大す。然れ共相續税にして充分重からんか、其の状況の如何に拘はらず總ての邦國に於て貯蓄の抑制を加ふるや疑ひなし。されば相續税の税率は此結果を避くる様整理せられざるべからず。次に之よりも一層大なる財政上の困難は重税より明かに生じ來るべき脱税の危險に在り。今若し贈與と賣買とに相續と同一の税率を以て課税せざるに於ては相續税の負擔を免がれんとする諸種の方法の發生を促がすや明らかなる

も左ればとて此二者をも網羅する廣漠なる租税法を採擇するに於ては勢ひ商工業を全然滅盡し去るか若くは少なくとも痛く之れを減殺し去るべき恐れあるを奈何せん。又た若し少額の相続に課税さるゝ時は重税は別に亦有害の結果を及ぼすものとす。如何となれば此重税は急切の場合に際し納税者に重き負擔を加ふるものなるを以てなり。此事たるや妻たり子たるものゝ相続者たる場合に於ても尙ほ且つ痛苦たるを免れず。以上の諸事情は相湊合して終に左の如き結論を胚胎し來る。曰く、此種の租税を使用するに當りては妥當と云ふとを堅く心に銘するを要す。苟くも此範圍を脱出せんか、此租税たるや勢ひ壓虐に陥り且經濟上有害なる結果を及ぼすに至るべしと云ふに在り。公平なる分配の點より之れを觀れば更らに一層の難問を生ず。今夫れ所得に比例するを以て租税分配の正當の方法なりとすれば余輩は何が故に此巨額にして不當なる租税を徵するに至當なりとするか。之に對する辨解の尤も容易なるものは相続税は年々少額を徵する代はり一生涯の終りに於て一回に定めて徵する還元的所得税なりと言ふにあり。然れども此辨解は只獨り英國遺言税の如き均一税のみに適て符まるに

過ぎずして相続者の親疎を異にするに従ひて其の税率を異にする租税は之れと異なる主義に依るものと云ふべからず。蓋し死者の妻子は其の財産の共有なり、少なく共道徳上相続の権利ありとの舊思想は今日に於ても尙ほ且つ勢力を有し、加ふるに彼等妻子は相続の時に於て往々負擔に苦しむものなるを以て之れに對する重税は勢ひ甚大なる苦惱を感せしめ、且つ不平を喚起せしむると共に脱税の念に強大の刺激を供するや明かなり。此等の事情あるを以て近親の相続に對しては各國一般に低率を課するなり。但し實際に行なはるゝ宥恕の程度に關しては各國に於て大差ありと知るべし。

最後に尙一種の分級法に付て議論喧し、即ち相続財産の上るに従ひて税率を累進せしむるものにして、他言以て之を云へば累進的死亡税制度是なり。累進法の問題に關する一般の議論に就ては余輩既に討究を盡くせるを以て茲に再び云々するの要あらずと雖も、相続の場合に關しては貧富の懸隔を救濟せんとの思想は一般累進法の反對者を誘ひて此等の場合に於て之れを使用するに賛成を表せしめたり。然るに實際の立法を顧みれば此の方途に出でたるもの頗る稀れなり。か

の英國に於て小遺産を寛遇するは即ち最小生存費を免税するの原理に基づけりと云ふを得べく、又同國に於ける新遺産税は租税に於て眞の比例を得せしむるの傾きあるものとしてゴッセン氏に因りて辯護せられたり。只瑞西の二三の聯邦は溫和なる累進税を相續に賦課せりと雖も、其の他の邦國に至りては比例率か若しくは却て遞減率を採用せり。

第八節 按ずるに英國の死亡税は一千六百九十四年の印紙條令と起源を共にし二十磅以上の遺言書に總て五志の負擔を課せり。此均一税は數年後二倍に増進せられ、一千七百七十九年まで繼續し來りしが、此時に至り三種の税率に分たれたり。其後増率は絶へず實行せられ、而して漸次進歩の結果一千八百八十九年に至り終に從價の原則に到達するに至れり。今日に於ては其の税率百分の五にして之れを總ての遺言書と遺産管理書とに課せり。彼の最高額を或點に定めたる舊法の全く其の跡を絶ち又百磅乃至三百磅以下の遺産は今や特別の恩典を蒙むる。然り而して遺産に直課する此租税は更に「決算税」(Account duty)に因りて脱税の備へを供せられたり。即ち決算税なるものは畢竟右租税の脱税を妨げんが

爲め設けられたるものにして死亡の年内に行へる贈與に適用すべきものなり。然るに此等の租税は獨り動産のみに適用して不動産には之れを及ぼさず從て其の範圍狭小なるの缺點ありとす。

一千七百八十年に於て始めて賦課せられたる遺産税(Legacy duty)は又た之れと同一の方法に於て發達せり。此租税は元來遺産の收受者に課する租税なりと雖も、多くの場合に於ける所得税と同じく其の源泉即ち遺産より支拂はれ、之れより直ちに徴收せらるゝものなり。又此租税は彼の實際税率の均一なる遺言書税と異にして相續者の親疎に應じて其の税率を異にし直系の子孫に向つては此租税は今や遺言書税中に包有せられ、他人と甚だ疎遠の親戚とに向つては其の最高率百分の十を課賦す。

之れと並んで不動産及び定着動産に課する所謂相續税(Succession Duty)は一千八百五十三年に至り始めて其の紀元を開けり。是れより先きピットは一千七百九十六年に於て此種の租税を設定せんとして失敗を招けるが一千八百五十三年の該豫算案の如きも大なる困難を排して漸く實行の運に至りたるなり。此方案は遺

tax
Duty
Account

産税を擴張して是れまで免税を加へ來りたる所の相続にも及ぼせるものにして疑ひもなく正當の方法なるにも拘はらず始めは其の豫期せる所の收入に達せざりき。即ち其の平均の收入は豫算額二百萬磅の代はりに只僅かに殆んど七十萬磅を生ぜるに過ぎずして、概算すれば豫算額の三分の一に過ぎざりき。蓋し直系相続の多數なると負債に免税を加へたるは此失敗を來たせる原因なりと云ふべし。

以上の租税に加ふるに最近に至り更に一の租税を加へたり。即ち一千八百八十九年の *Estate duty* 是れなり。此租税は遺言書税と相続税に對する税率百分の一の副税にして一萬磅以上の遺産に及ぼすものなり。今之を全躰より觀れば此租税制度は極めて複雑にして而かも或著るしき缺點を有するものと云ふべし。即ち不動産と動産とを截然分離して之れに別種の課税を及ぼせるが如きは一見以て不公平の甚だしきを知るべし。土地と建物に對する地方税の極めて重きは其の一部の辨明を供するものにして且つ更らに土地の歳入を以て到底納むること能はざる税金を直ちに要求するの困難なる事あり。蓋し相続税にして苟くも一時

に徴收さるゝものとすれば少なくとも一年の所得を全然没入し去るべければなり。更らに極言すれば土地の如き永久的財産に對しては現行相続税よりは寧ろ之れと同額の年税を使用するを遙かに優れりと云ふを得ざるにあらず。此方法か若しくは不動産を遺言書税の項下に入れ恰かも動産の如く之れに課税する方法か二者其の一を選んで之を採用するを宜しとす。

死亡税より生ずる所の收入は現世紀に至りて大に増加を來たし、今や殆んど一千万磅の巨額に上れりと雖も此收入額の中遺言書税の半額即ち全額の一はは地方政府に拂はるゝものなり。該收入は固より時々變動あるにも拘はらず其の基礎頗る強固にして而かも漸進的のものなるを以て今日に至りては所得税と共に直接税の主位を占め國産税、海關税の二者を遙かに凌駕するに至れり。

第九節 佛國の相続税は精妙なる登記制度に因りて一般移轉税法の一部に組み入れられたり。此方法は技術上の仕組としては最も有効なりと雖も普通の取引税をして不當に高き税率を保たしむるの不利を有す。同税は直系の子孫に向つては英國に於けるよりも遙か温和なる税率、即ち百分の一、二、五を課し兄弟姉

縁に向つては百分の八以上の重きに失する税率を課せり。夫妻に對する税率は英國に於けるよりも少しく高くして即ち百分の三七五なり。而して總ての場合に於て之れに印紙税を加へらるゝと知るべし。

他の點に於ては佛國制度は英國制度に比し遙かに劣れり。如何となれば同制度は財産の純價格に課税せずして總價格に課税するを以てなり。即ち負債に斟酌を加へざるは佛國相続税に於ける著るしき缺點なり。之れに反して土地の價格を其の歳入の二十五倍に見積るは相続者の利益を只終身の利益として算定する英國法に比し遙かに公平なりと云ふべし。

伊國の相続税は直系の相続に對しては佛國相続税よりも稍重しと雖も他の場合に於ては是れより少しく軽く又凡て負債に斟酌を加ふ。一千八百八十九年乃至九十年に於て此源泉よりして政府の領收せる収入額は百五十万磅の下に在り。獨逸諸聯邦に於ける相続税に至りては其の收入更らに少なし。一千八百八十九年乃至九十年に於ける普國の豫算は只僅かに六百九十万馬克即ち三十四萬五千磅に過ぎず。而して直系の子孫に對しては右聯邦殆んど孰れも一の租税を賦課

せざるが普國に於ては夫妻にも又免税を加へたり。兄弟に對する税率は僅かに百分の二にして其の最高點と雖も百分の八に出でず。左れば之れが税率に於ける完全なる改正案は英佛の實驗によりて日ならずして提起せらるべきや明かなり。

二三の亞米利加聯邦は又た傍系の相続に對する租税を有す。即ちマリーランドに於ける税率は百分の二半にして、紐育とペンシルベニヤに於ては百分の五なりとす。

第十節 相続税の場合に於ては負擔問題は毫も生ぜずと豫想するを得ざるにあらず。アダム・スミス氏曰く『死者より生者に移る財産に課する租税は直接にも究極にも財産の移る所の人々の頭上に落つ』と。然りと雖も此見解は此租税が富の分配上に及ぼす他の結果を全く忘却せるものなりと云ふべし。今若し此等の租税にして彼のリカードの論ぜし如く果して重みに資本より支拂はるゝものとするれば社會全體は之れが爲め生産の効驗減するの不利を受くるや明かにして且つ殘存せる資本の價格の騰貴は勢ひ利息の昇騰を來たし従つて勞銀の下落を

勝起すべきや又た殆んど疑ひなし。實際の場合に於て此等の結果を探ることは固より甚だ難しとするも然も此等の結果は勢ひ實際に生ぜざるを得ず。然りと雖も死亡税の資本に加ふる壓力は爾かく明白にあらず。一千萬磅の英國の收入より見るも七百萬磅の佛國の收入より見るも該税の收入は年々の貯蓄の一小部分に過ぎずして殆んど之れが百分の六若くは七以上に上らず。余輩にして若し此收入金額が總て貯蓄の負擔に歸すと假定するも尙ほ且つ之れに及ぼす結果は殆んど見るべからざる程鮮少なるべし。然るを况んや此負擔全體が貯蓄に加へらるゝと云ふが如きは決して實際に起り得ざる事實にして同額の負擔は他の方向に於て又た課せられ只其の幾部のみ資本に侵入すべきものなるに於てをや。實に余輩は相続税を以て所得税と並行するものなりと認むるを得べし。蓋し所得税は一言の時期に於て新たに作られたる富の一部分を國家の年々取り上ぐるものにして而して相続税は社會の集積資産に對して右と同一の作用を不時に及ぼすものなるを以てなり。

第五編 支出と收入の關係

第一章 緒論 國庫準備金制度

(第一節) 支出と收入の間に完全なる平均を保つゝの難きこと。(第二節) 上古及び中古の國庫準備金制度。(第三節) 國庫準備金制度を保有すべきとする理由。獨逸の現行準備金制度。準備金制度に對する反對論。(第四節) 現時に於て公債は準備金よりも一層重要な地位を占むるに至れり。

第一節 抑も普通の状態の下に於ては収入と支出とは須らく平均を得ざるべからず。 支出は収入を超過せず、収入は又支出を蔽ふに止まるを要す。蓋し財政家たるものは私人の營業管理者と大に其の趣きを異にし決して剩餘を目的とすべきにあらず。左ればとて又不足を看過するを得ず。若し夫れ歲計に剩餘を生じ若くは不足を見るが如きとあらばこれ計算を誤れるか又は行政制度に缺點の存するを示すものなりと云ふべし。

夫れ然り然りと雖も此一般の原則には少しく斟酌を加へざるべからずして一時

の不足と剰餘とは到底免がるゝと能はざるものなり。抑も廣大なる財政機關を運轉するに當りて支出と収入とを全く平均せしむるが如きは到底人力の企て及ぶべき所にあらず。若し之れが平均を來せる時ありとすれば之れ全く偶然の結果に外ならざるべし。蓋し支出の途の數多に分岐すると、半私的収入并に租稅收入の伸縮常なきとは即ち之れが精密なる適合を妨ぐる所以なり。夫れ斯くの如く精密なる適合は到底望み得べからず、只望み得べきは此二者をして成るべく平均に近づかしむるの一事に在りとす。然り而して相當の剰餘を見積るは實際之れを平均に近づかしむべき最も安全なる方法にして苟くも此方法に據るあらんか豫算の不足を告ぐる機會を最も少なからしむるに足るべし。

以上述たる所は其の平常の状態に於る財政制度に總て適て符まると雖も、然るにこゝに支出と収入の平均を擾亂するものあり。かの臨時支出即ち是れなり。余輩の既に觀察せるが如く特別の目的に莫大の全額を止むを得ず投資せざるべからざる機會は時々發生するものなり。例へば彼の戦争の如き、公共工事の施設の如きは即ち此突然なる經費の増加を促がす大原因にして、而かも戦争の如きは豫

じめ前知して之れに備ふること甚だ難し。而して如何なる場合に於ても此種の臨時費は經常の収入を以て全く支辨すべきものにあらざ。或は曰く、此等の出費より生じ來るべき利益は永遠に亘るべきものなるを以て此種費用の負擔は俗語にて之れを言へば幾數年間に亘らしむること正さに公平の處置なりと。余輩は茲に此議論の當否を論評せざるべきも兎に角余輩は下の如く主張するを得べし。曰く、政治上の状態は實際財政官の收入徵收力に強大なる制限を課するを以て臨時支出に應ずるの方法は僅かに二種あるのみ。一は即ち公債を起すの近代の方法にして一は即ち緊急の場合に豫じめ備ふるの目的を以て準備金を貯蔵する方法是れなりと。余輩は先づ本章に於て國家の危急の場合に應ずるの目的を以て國庫準備金若くは他の準備金を設くるの財政策に付て聊か攻究を試みんと欲す。

第二節 抑、國庫準備金制度なるものは其の因りて來る所甚だ古く、例へば彼の亞書國民の如きはペロポネシアン戦争に先だつ數年前に於て既に既に九千七百タレントの金額を貯蔵し、該戦争の破綻せる時に於て實際國庫内に六千タレン

トを保有せり。之れより少しく古代に溯れば彼の彼斯國王は各州よりする貢物を貴金屬を以て徵收したり。此貯蓄金の大半は歴山王の手中に落ちたり。右と同一の準備金政策は羅馬國人に因りて襲用されたり。即ち彼等は其の征服せる諸王の寶物を集めて之を國庫に貯藏し且又奴隸の解放に對する特別税をば右と同一の目的に使用したり。然り而して寶庫の爭奪は實に同國共和政府を顛復せる所の内亂に於て反對黨の主眼とする所なりしなり。

之れと同一の事實は中世時代に於て最も著るしく國王の崩御に於て王位を繼承せんとする主たる目的の一は實に寶庫の所有權を得んとするに在りき。其の之れが例證は英國に於ても、佛國に於ても其の數甚だ多し。此習行は英國に於ては彼の深慮ある父王の貯蓄を忽ちにして浪費し盡くしたるヘンリー八世の世に至るまで連續せり。而して佛國に於て寶庫を維持せる最終の國君はヘンリー四世にして同王の之れを維持したるは實に宰相スエリーの方寸より出でたるなり。アダム・スミスの頃に至りては此習行殆んど既に衰廢に歸したりき。氏は記して曰く「今日に至るも尙ほ依然として準備金を維持する所のものは共和政府に於て

は獨りベルンの一聯邦と王國に於ては獨り普魯西の一あるのみ」と。實に普魯西は此點に於て最も著明にしてカールライルの吾人に説示する所に因れば「フレデリック、ウイールヘルム一世千七百七十三年より一は年々王室の收入を徵收し之れと共に其の國民の收入を徵收し而して其の支出をして收入より少なからしめんと努め年々多少の正金を貯蓄して以て其が居城の地窖内の桶中に貯藏せり」と。同王の繼承者たるフレデリック大王千七百八十六年に至りては又此制度を依然として更めざりしが今茲に余輩にして現獨逸帝國が其の性質之れと全く同一なる方法を襲用するを見る時は抑、同國は國家政策として準備金制度を頑然固執するの一適例を供するものと云ふべし。

第三節

今茲に幾多の國家を誘ひて漸く準備金を貯藏せしめたる理由を索ぬれば偏へに其の當時に現在せる社會の情態に歸するものと云ふべし。抑、幼稚の階段を脱せざる社會に於ては貨幣の貯藏は毫も之れを要せずして兵器糧食こそ斯かる社會に於て最も有用の物件なるべけれ。左れば正金を準備するを以て賢明なる國君の義務と爲せるは貨幣取引制度の既に確立せる後にあらざるへか

らず。而して苟くも一たび此點に達する時は一般の欲望物たる貨幣を自家の手中に握有するの大に便宜なるは殆んど明瞭にして一點の疑ひあるを得ず。今夫れ戰場に馳騁する軍隊を維持して其の効を顯はさしむると否とは多くは彼の「戦争の骨」と往々稱せらるゝ貨幣の供給如何に存す。此必要缺くべからざる金力の缺乏よりして遠征の全然失敗に終りたる場合は決して其の例に乏しからず。固り古代の國家が巨額の準備金を保有せる所以の者は幾分貴金屬を甚だしく尊重せると習慣の勢力とに原因せざるにあらざると雖も、抑も自ら其の必要を感ずたるに起因すること遙かに大なり。蓋し備用は未だ充分に發達せず、租税は單に一時不定の收入たるに過ぎざる幼稚の社會に於ては一の準備金を有せざる國家は攻撃防禦孰れの點に於ても危険の地位に立てるを以てなり。且つ又古代に於て國君が大財産所有者たる地位を占たるとは此結果の發生に大に與りて力ありき。即ち古代に於ては土地、山林、鑛山及び諸種の有利なる權利は悉く彼れ國君の所有に屬したり。而して準備金も又此廣大なる君主の財産の一部として認められしなり。

國庫準備金制度は此の如く其の之を使用せる當時の經濟上の情態に因りて其の發生を促がられたるものなるが故に近代經濟組織に變動あるや又終に其の廢滅を促がせるは自然の理數なりと謂ふべし。抑、租税の收入が益々増加を來たせると、信用を利用し得るの便益、發達せるとは共に政府をして危急の場合に對して正金を準備するの要なきに至らしめたり。即ち國家は徒に巨万の金額を準備する銀行家たるの地位を去りて今や信用の發達より生ぜざる器具に依頼するに至れり。實に幾星霜間の貯蓄に依頼するは必要に應じて隨時借入するの快なるに如かざるなり。而して此變動は漸次に行はれたるものにして然かも又今日に至るも尙は或邦國の如きは正貨準備制度の跡を残すものあり。獨逸の如き即ち是れなり。獨逸帝國の準備金制度に付ては更らに大に注目するの價値あるを以て左に少しく之れを説明せん。抑も獨逸帝國に於ては佛國より得たる債金を利用して其の世襲政策たる戦時の急に向つて豫じめ正金を準備するの制度を擴張せり。即ち六百万磅の金額は正金にて之れを國庫に貯存し、一層巨額の金員は重もに獨逸鐵道株券と外國公債證書に投入せり。而して廢兵恩給基金は一千八百八十九年に

於て約そ二千五百万磅に増加せり。實に實際準備金の形を有し而かも明かに戦時の使用を目的とせる三千万磅以上の準備金は現に獨逸帝國に保有せらるゝなり。

獨逸の經濟學者は此制度を以て軍事上必要缺くべからざるものなりとの理由を以て之れを辯護せり。彼等は過去に於て準備金制度の興へたる利益を説き、更らに進みて論じて曰く、戦争の一朝破裂するに當りては金融市場非常の必迫を告ぐるものなるを以て此時に於て巨額の公債を募集せんとするは縦し募集し得ざるにあらずとするも徒らに多費を要するを奈何せん。獨逸の準備金即ち軍備金は同帝國の安全を保護する所の砲臺、軍器并びに徴兵制度等を補充する所の必要缺くべからざるものなりと。之れに反して準備金制度を非とする一般の議論は又極めて有力なり。其の議論に曰く、徒らに正金を國庫に準備するは之れを生産的に使用する場合に於て當然得べき利益を空しく失ふの不利あると共に完全なる銀行制度を保有する所の邦國に於ては之れを準備し置くの必要毫も之れあるなし。抑も準備金制度の眞目的を索めれば危急の場合に引出し得べき多額の正

金を備ふるに外ならざるべし。果して然りとせんか此制度は勢ひ銀行事業の領内に侵入するものにして如何に善視するも不適當のものたるを免がるべからず。顧ふに今日現にスペインダウに貯藏さるゝ六百万磅の準備金も僅か三週間の戦争を支ふるに足らざるべし。然り而して其の必需額を豫じめ測算するは極めて難事なると共に若し誤算を生ぜば必ずや不測の損害を招かざるべからず。其の結果の斯く不確實なるは即ち此制度の非なる所以にあらざして何ぞ。且つ又茲に考察せざるべからざるは準備金制度の商工業并に物價に及ぼす所の影響即ち是れなり。今夫れ多額の貨幣を國庫に吸収せんか必ずや物價を下落せしむべし、物價にして苟くも下落せんか勢ひ商工業の發達上に障礙を及ぼすべし。况んや此準備金が何時使用せらるべきや計られざるとは又實に商工業の上に不利の影響を及ぼすものなるに於てをや。之れを要するに完全なる信用機關を有する所の邦國に於ては準備金制度は畢竟無用の長物なるや蓋し疑ひを容るべからずと。且又信用證券を以て準備に充つるとは更らに大に批難を免がれず。信用證券を準備として使用する時は固より利息を生ずるの利ありと雖も若し其の國に於

て國債の存する以上は此資金を以て國債を償却するに如かず。蓋し右手を以て借り左手を以て貸すは單に會計上に混雜を加ふるに過ぎずして之れに伴ふの利益一も之れなければなり。信用證券を以て準備に充つるは實に其の利なきのみならず却つて直接の不利益あり。今若し内國信用證券を取りて準備に充つるとせんか、國家は投機業株式仲買業に従事することとなり商工業に有害の結果を及ぼすべし。固より斯かる放資業より生ずる所の収益は國債の償却より生ずる収益に超過すべしと雖も、斯く報酬の大なるは即ち其の放資の不安固なる否な少なくとも不確實なるを意味す。是に於てか又斯かる放資業を非とする他の一理由生ず。蓋し危急の場合に應ずべき基金を準備すると此制度の期する真正の目的なるに危急の場合に於ては株式は其の價格下落するを常とす。即ち一朝戦争の破裂したる場合に際し政府にして一時に巨額の公債證券を賣却に附する時は勢ひ必ずや其の市價を下落せしめ徒らに損耗を醸すべきや更に疑ひを容れず。然るを况んや斯くして得たるべき資金は之を公債の募集によりても等しく得らるべきに於てをや。

以上内國信用證券を準備に充る場合に付て論及せるが眼を轉じて外國信用證券を準備する場合如何と顧みるに右と少しく其の趣きを異にするを見る。外國信用證券は元來國際的價格を保有するものなるが故に戦争の破裂に遭ふも内國信用證券の如く甚だしき影響を蒙むらずと雖も政治上の困難に至りては之れより遙かに大なるを常とす。今若し戦争にして準備に充てたる信用證券發行國との間に開始せられたりとせんか、利息の支拂は必ずや停止せらるべし。又凡そ債權國と債務國との關係は如何なる場合に於ても充分に對等なるを得ずして或は債權國の主權を強めて債務國の内政に干渉せしむるとあり、又或は國債の整理に際して非常の困難を惹起せしむることありとす。之を要するに國庫準備金制度殊に信用證券準備制度は現時の如く財政の發達せる時代に於ては概して不利のものなりと謂ふべし。

以上の原則には固とより二三の例外なきにあらずと雖も此等の例外の場合より觀るも未だ以て以上の原則を變更するに足らず。例へば國家は償却すべき負債を毫も有せざることあり。斯かる場合に於ては準備金を設くること或は策の宜

しきを得たる観なきにあらざると雖も此れに出づるよりは寧ろ左の二者其の
出づるに如かず。一は即ち比較的不當の租税の軽減にして、二は即ち官有財産并
に官業の擴張に在り。而して後者は社會上并に經濟上の理由に基きて採決する
所あるを要す。或は又公債の利子が甚だ低率なるが故に之れが償却は放資に比
し經濟上不利益なることなきにあらざらぬ。然りと雖も政府の放資に對して余輩の
前に述たる所の反對論は極めて有力なるが故に以上の理由を以て直ちに償却を
排斥し去るを得ず。租税の軽減は假令政府に損失を蒙むらしむるが如き觀ある
も多くの場合に於ては確かに最善の方策なり。實に國庫の收入の胚胎し來る眞
の源泉は國民の所得に他ならざると余輩の屢、明言せる所なるが租税の軽減にし
て苟くも其の宜しきを得れば國家が究極依頼せざるべからざる所の此源泉の發
達上に極めて有益の影響を及ぼすものとす。蓋し國家の財政力なるものは人民
の經濟上の發達に依頼するものにして而かも之れと全く比例するものなり。以
上説くが如くなるが故に貨幣を要する場合に於ては銀行家の手を経て隨時之れ
を募集すること策の最も宜しきを得たるものなり。

第四節

國庫準備金制度を便とする例外の場合に關して如何なる決論を與
ふるにもせよ、兎に角準備金政策は一般の財政法則としては業に既に陳腐に屬せ
るや更らに疑ひを容るべからず。而して此政策の衰滅に次で起りたるものは即
ち公債なり。各國は今や總ての危急に應ずるが爲め準備金を備ふるを止め必要
の金額を隨時借入する方法を探るに至れり。公債論は日を追ふて益々重要とな
り種々重大の問題を誘起するに至れり。之れ即ち余輩は本編の殘部を擧げて近
代の財政の要部を占むる公債の攻究に従事せんとする所以なり。

第二章 公債と其近代の發達

(第一節) 上古には國債なし。(第二節) 中古の國債。(第三節) 近世の公
債の起因。(第四節) 公債の迅速なる發達。(第五節) 約説。

第一節

按ずるに現時の所謂公債なるものは全く過去二世紀間の發生物に
して殊に較近五十年間に於て大に發達を來たせり。斯く近代に至り公債の發生
を來たし、而かも大に發達を來たせるは其の因果して孰れに在るやと云は全
く政治上并に社會上の特別の狀勢に在りと云はざるを得ず。

公債を以て十七世紀の末に至り始めて發生を來たせりと云ふは言誇張に失するに似たり。獨り榮味の社會を除けば總ての社會は皆悉く多少信用を利用したり。然るに統治者が危急の時に際し此信用を利用せざりしとは如何にも信ずべからざるが如し。然りと雖も太古を取りて之れを觀る時は國家が公債を起こせるの痕跡を殆んど毫も止むるなし。而して其の之れを止めざるは一に彼の希臘并に羅馬の社會の特質に基づく。蓋し此等の社會に於ては國家が富民より金員を借入する方法を棄て、彼等に特別税を課すると云ふ一層有力なる方法但し長年見れば一層効力の少なき方法なりを採用せり。又流通資本の少なきとも公債に依頼するを難からしめたる一原因なり。左れば準備金の缺乏せるときに於て常に能く採用せられたる方法は即ち強迫公債法若くは租稅質貸法の二者にして或所領地若くは國王の所有物を質入れする方法は又稀に採用せられたり。若し夫れ契約者と一時信用取引をなしたるは余輩の所謂公債に最も近きものなりと云ふべし。

第二節 降りて中世時代を觀るに中世は只羅馬帝國の經濟上の地位に少しく進歩を加へたるのみ否或點に於ては却つて退歩を現はせり。顧ふに此時代に

於ては高利貸を惡むの強大なる感情と、臣民より金員を借入するを以て君主の威嚴を損するものとせざる感念とは、共に君主が信用に依頼するを妨ぐるに少なからざる影響を與へたり。偶、君主が信用を行使したる場合に於ては封建的國家制度の半公半私の性質亦明らかにかゝに現はれ、即ち國王は自身一己の信用を以て若くは其の所領地を擔保として貨幣を借り入れたり。而して此等の公債は通常寺院若くは外國銀行家より借入れたる。史家ハラム氏曰く「伊太利最大の銀行たるフロレンス州のパーヂ銀行はエドワード三世に元利合せて金貨九十万フロリンを貸附せるが爲め一千三百四十五年に於て終に倒産の悲境に陥り、又彼のペリウツチ銀行は又同王に六千万フロリンを貸附せるが爲め之れと同時に倒産の悲運を招げり。シシリ國王は又以上の二銀行よりして各、十万フロリンを借り入れたりきと。然り而して英國に於ても佛國に於ても此等の借入は國富の發達と政費の増加するに伴なひて次第に増進を來たせり。フランス一世は巴里市の手を経て巨額の金員を借り入れたるが巴里市は之れが債權者名簿を調製して其の利息を割附せり。公債に關して國會の協賛を求むるの例を開きたるはリチ

ヤード二世の治世に在り。彼の強迫公債はエドワード四世并に十六世紀に於けるチユール王朝に因りて試みられたり。然して償却を保證するが爲め租税を抵當とせるとは舊種の借入に於て最後の方法なりき。

彼の伊太利の市府就中ゼノア并にヴェニス市の公債に至りては更らに之れより進歩せり。此等の市府は市債の募集に應ずるの目的を以て設立されたる銀行の手を経て貨幣を借り入れたりき。例へばヴェニス市に於けるセント・ヂナルヂ銀行の如きは此制度の最も著るしき例證なり。要するに伊太利の商業の大に進歩せるは公私の信用の發達を助け就中官有財産及租税の質貸に關する複雑なる取引上に莫大の力を及ぼしたりき。

十五、十六兩世紀に起これる商業上の革命は伊太利の都府を不振の域に沈め荷蘭國をして商業上の覇權を掌握せしめたり。即ち國際間の貸借事業は伊太利人の手を去りて漸やく荷蘭人の手に歸するに至れり。蓋し荷蘭に於ては利子歩合低きの結果として人民頻りに放資の領域を擴むるに汲々たりしが故に、彼の運送事業の如き將た公債の如き當時有數の事業は大半彼等の引き受くる所となりたる

なり。彼の英國の確定公債の如きも其の發生發達の重なる原因を索ねれば即ち荷蘭に行けられたる方法を模倣せるに外ならず。而して英國の確定公債は又更らに他國の模範となれり。

第三節

以上説く所に因りて之れを觀れば上古并に中古の財政は共に近代に存するが如き公債制度を有せざりしや争ふべからざる事實なり。抑も現時に於て公債の大に増加せるは經濟上并に政治上の状態の發達せる結果に外ならず。一の點より之れを觀れば國家并に地方自治體の公債の大に増加せるは其の因全く貨幣經濟より信用經濟(Credit economy)の世に移つれるに職由す。交換の媒介物として貨幣は漸やく其の地位を失墜して信用證券は之れに代はりて大に使用せらるゝに至れり。之れと同時に巨額の財産、一層精密に之れを云へば其の所有權の證明書は自由に賣買讓與せらるゝに至れり。即ち會社の株券若くは債券は自在に取引せらるゝこととなれり。彼の鐵道、銀行、其の他の産業機關は此手段に因りて其の業務を進め又其の財産の價格を増せり。されば團體中の團體とも云ふべき國家が此方法を利用するに至るも亦自然の數なりと言ふべし。實に政府は

其の主たる地位に立つものと従属の地位に立つものとを問はず、將た其の富強なるものと貧弱なるものとを論ぜず、皆悉く其の信用を運用し、之れに因りて其の直接の財政力を増加せり。而して株式取引所なる一種の商業機關は舊來の國債制度に伴へる最大缺點(貸し出されたる資金を現金に換るの方法を缺くこと)を補ふに至れり。

今夫れ金融市場と公債の密接なる關係を知らんと欲せば近代の公債募集法を見るに如くはなし。抑も近代の公債募集法は其の採用せらるゝ形式の如何に拘はらず其の運用の本質に至りて全く同一にして應募者より觀れば孰れも資本の放下に外ならず。而かも此資本の放下たる如何なる場合に於ても株式仲買者と稱する一種の商買の手に因りて行なはるゝを常とす。然り而して放資者より之れを觀れば鐵道の株券を購買すると政府發行の公債券を購買するとの間に毫も區別あるなし。政府の公債が特種の企業を目的として募集せらるゝ場合に於ては殊に其の然るを見る。例へば鐵道の敷設を目的として濠洲殖民地政府の募集する公債に應ずるは新たに費途の起れるが爲めに會社の募集する債券に應ずると

何の區別する所あらんや。

夫れ斯くの如く近代の金融市場は絶へず増進する國際^後に對して之れに應ずるの機關を供するものなるも抑も國債の原動力は金融市場にあらずして他に其の物あり。即ち公債の大に膨脹を來たせるは其の主因近代の社會に於ける經費の増加に在り。余輩は曾て文武の政費兩つながら大に増進しつゝあるの事實を明示せると同時に此經費中には目前の利益を生ぜざるも永遠の利益を生ずるもの少なからざることを説示せり。即ち彼の戦争の如き、將た公共工事の如きは巨万の費用を直接に要するものなるも其の充分の利益を獲收するまでには幾多の星霜を閑さるを得ず。然り而して租税に因りて充分之に應ずるに足るの基金を得んとするは事、疑ひもなく人民の不平を招くと同時に少なくとも不公平の觀あるを免がれず。是に於てか財政家が最も便利にして又最も公平なる方法として資本家の補助を仰ぐは誠に自然の數なりと謂ふべし。但し總ての公債が此完美なる基礎を有せざると固より明かにして公債は往々財政の不注意なるより生ずるとあり。左れば國債なるものは總ての近代の信用と同じく善惡の兩分子より

成立し往々後の分子強大なるの看なきにあらず。

國費の増加は國債の増加を促がせる原動力なるが如く資本家社會の發達と政府に對する彼等の勢力の増進とは又公債の募集に應ぜんとする意思の發生を促がせる原動力なりと云ふべし。顧ふに舊來の公債は或は強制力を用ゐて或は特種の財産若くは租税を抵當として或は君主の一身上の名譽を抵當として始めて之れを募集し得たりしが立憲時代に至りては行政上に大なる進歩を來たし之れに對しては富者が大に勢力を有するに至れり。實に代議政體の發達と行政監督の進歩とは公債の供給を確保するに大に力を致せると更らに争ふべからざる事實なり。但し世人動もすれば此事實を過重視するの傾なきにあらず。單に憲政の存するは未だ以て公債の借入を容易ならしむるに足らざると共に憲政の存せざるも又以て公債の借入を阻礙するに足らず。彼の十八世紀の佛國の國債と現時の露國の國債とは取りて以て之れが證となすに足る。蓋し富豪家社會は其の金力によりて最も無責任なる君主をも動かすに足るの地位に立つと同時に深慮ある專制君主は又公債を維持するの得策なるを知らばなり。夫れ然り然るにも拘

はらず立憲政體の進歩と公債の増加とは車の兩輪の如く相并んで發生を來たせり。之れ固とより富豪家社會が政府の機關を左右するに至れるに起因せざるにあらずとするも前二現象が共に現時の產物なるの事實に因ると頗る大なり。之れを要するに概して代議政體の特質とも云ふを得べき公正を旨とするとは他の經濟上の關係に於けるが如く公共の關係に對しても亦自ら影響を及ぼせり。以上の變遷の有利なるは更らに疑ひを容れず。即ち公債に深く意を用ゐて之れを濫用せざるに至れるは貸借者に少なからざる利益を興へたるの外更らに一般の財政をして一層整頓せしむるに至れり。固とより或場合に於て公債の募集が或は妄用せられ之れに因りて得たる資金が或は濫用せられたること之れなきにあらずと雖も義務の不履行は弊の更らに大なるものなり。若し余輩にして危急の場合に際し信用に因りて自由に資金を集め得るは國家に取り最も重要なることを記憶せば嚴格なる負債の償却を確保すべき事物は其の何たるを問はず皆悉く社會の利益なると明々白々なるにあらずや。

第四節

公債を是とする所の勢力の有力なるは各株引取式所の取引と統計

に示す所の事實とを見て之れを知るべし。即ち倫敦の株式取引所に於て取引される、概算一千八百種の證券中其の三百四十種は公債證券にして然かも又英國の公債は其の大半を占む。伯林の取引所は右の半枚以上の公債證券を取引し、而して其の中獨逸の公債は其の殆んど三分の一を占む。巴里の取引所に至りては更に多數の公債證券を取引するを見る。實に所謂文明國にして公債を有せざるも嘗てこれなし。各殖民地并に各大都會に至りても亦皆然らざるはなし。由是觀之世界各國を通じて昔ねく行なはるゝとは近代の公債制度に於ける一特色にして而して斯かる状況を呈するに至れる所以のものは即ち余輩の前節に於て考察せる條件に基くと同時に又未開の國家の場合に於ては模倣の勢力與かりて大に力あるが如し。

公債は嘗に世界各國を通じて昔ねく行なはるゝことに於て著しきのみならず其の額の大にして而かも益増加するの傾きあることに於ても又極めて顯著なり。今精密なる計算に従へば歐洲各國の國債は一千八百七十年に於て概計三十億万磅なりしが一千八百八十五年に至りては四十六億万磅に増進せり。詳言すれば

僅か十五年間に於て十六億万磅の増加を來たせるなり。此の巨額の公債は國債のみにて地方債は之れを包含せず。但し總ての確實なる事實を取りて之れを判定すれば地方債は國債よりも尙ほ一層迅激に増加しつゝあるを見る。國債は英國に於ても米國に於ても共に等しく減却を來たせるも地方債に至りては益増加するの傾きあるを以て全體の負擔は殆んど毫も減却せざるなり。翻つて他の諸邦國を顧みれば國債地方債は細心なる觀測者をして恐虞の念を抱かしむる程兩つながら大に増加を來たせり。此狀態の實在と程度に付ては之が攻究を暫らく他日に譲り茲には單に恐怖を誘起せる所の事情の實際存在すると云ふ一事を記憶するを以て足れりとす。然りと雖も茲に尙ほ少しく公債に二種の別ありて其の間に根本の差異存するを一言せんと欲す。二種の公債とは果して何ぞ。一に曰く非經濟的の目的を以て募集せる公債、二に曰く再生産的の目的に使用するが爲め募集せる公債即ち是れなり。彼の戦争と公共工事とは臨時支出を促がす重なる二原因として余輩の既に記載せる所なるが此等の目的に投資せんが爲め募集せる公債は頗る其の趣を異にす。今明白なる一例を引用せんか彼の一千

八百七十年乃至七十一年の戦争の爲めに起せる佛國の巨額の公債は彼の普魯西其の他の獨逸諸邦が鐵道の買收并に敷設の爲めに起せる公債と決して同一視するを得ず。前者は勢ひ増税を伴ふも後者は之れを注意して應用すれば決して増税を伴ふことなし。之れと同一の對比は英國の國債と地方債の場合に適て窺まる。但し此場合に對しては多少の修正を施す所あるを要す。又公共工事に投ずる經費は其自身に於て之れより生じ來る収入と區別して云ふ戰費其の他の不生産的經費と異なることなし。實に經濟上不生産的なる工事の執行の爲めに公債を起すより危険なるもの世に之れなし。此種の工事が如何に間接の利益を生ずるとするも此事たるや未だ以て下の事實を掩蔽するに足らず。即ち此種の改良工事は全く人民の所得より支拂はるゝものにして如何にするも一種の放責として之れを認むるを得ずと云ふこと是れなり。

第五節 今茲に本章の議論を約言せんに國債なるものは主として舊國庫準備金制度の廢滅に伴なはれて起れるものにして其の萌芽は遠く中世時代に發せらるも其の成長は全たく立憲時代に在り。然り而して公債は信用制度の結果なる

と共に公費の増加と國家の債權者に對する安全の増加とは之を惹起したる原動力なり。其の一般に使用さるゝと其の發達の迅速なるとに因り公債は近代の財政に於て最大有力の一要素となれるを以て其の之れが傾向と其の實際の結果とは充分綿密なる注目を及ぼすの價值ありと云ふべし。

公債制度に付て正當の判定を下さんとすれば重なる邦國に於ける之れが沿革を研究すること極めて便なり。是故に余輩は先づ此事に付て多少の論究を施し而して後理論上の討究に移らんとす。

第三章 英國國債の沿革

(第一節) 英國公債の初期 (一千六百九十二年より一千七百四十年に至る)。(第二節) 此時代の特徵。(第三節) 第二期 (一千七百四十年より一千七百九十二年に至る)。(第四節) 佛蘭西戰爭時代 (一千七百九十三年より一千八百十八年に至る)。(第五節) 平和時代。(第六節) 償却と借換へに因る公債の減却。(第七節) 公債の絶へず存在せるは戦争と不注意なる財政策に基づく。

第一節

抑も世界に於ける國債中最も長き歴史を有し而かも數多の點に於て最も興味ある歴史を有する所のものは果して孰れの國の國債なるやと云ふに大英國の國債を措きて他に之れあるなし。抑も英國の國債は殆んど二百年間連綿たる長久の歴史を有するものなり。彼のメチユアート王朝は其の負債に重きを置くことなく、不利の債務は之れを廢棄するに汲々たりき。然るに尙ほ公共經濟の膨脹は多少の流動負債を起すを免がるゝこと能はざらしめたり。而して一千六百八十九年革命の終局を告げたる時に於ては負債の總額百万磅少し以上三百零五万四千九百二十五磅に過ぎざりしも一千六百九十一年に至りては三百十三万磅に増加し、年々二十三万二千磅の利子を負擔するに至れり。彼のマユロー氏が英國國債の起原として認めたる一法律は翌年に於て發布せられたるものなるが、此法律の規定する所に曰く、麥酒其の他の酒税を抵當として百万磅の公債を募集し、此租稅收入は之れを利子償却の基金に充つべく、而して應募者にして死亡する時は其の受くべき年金を生存者間に分配し、其數七人に達したる後に至りては應募者の死する毎に其の受くべき年金は最早應募者に與へずして國家の手に

收むべしと云ふに在り。然るに佛國との戰爭は更らに公債を起すの止むを得ざるに至らしめ、彼の確定公債 (funded debt) は一千六百九十四年に於て始めて起れり。英國銀行の創立されたるは即ち此年にして同行は當時の事情より見れば低率なる八分利付を以て其の資本金の中百二十万磅を政府に貸し附けたるが、政府は管理費四千磅を合し年々十萬磅の負擔をなすこととなれり。斯くの如くにして同行とホイッグ黨内閣との間に成り立てる關係は政治上に於ける一大勢力として數年間其の勢ひを逞ふせり。

レイスウィックの平和即一千六百九十一年のときに於て國債は二千五百五十万磅に達したりしが爾來四年間平和の打ち續けるが爲め一千七百年に至りては其の額一千六百四十万磅に減却せり。但し政府は一千六百九十八年に於て東印度會社より八分利付にて二百万磅の金員を借り入れたるも此の金額は他の義務を償却するに使用せり。由是觀之長き戰爭時代の間には年々二百五十万磅の増加あるに引き換へ平和時代の間には年々殆んど百五十万磅の減却ありしが如し。而して余暨は斯かる状態の再三再四發生せるを見る。而して彼の西班牙王位繼承の戰爭間

には公債は年々三百万磅以上の割合を以て増進し、一千七百十三年ウトレヒトの平和を見るに及んで實に五千三百六十八万磅の巨額に達したりき。

一千七百十三年より一千七百三十九年に至る平和時代間には(二ヶの例外の場合を除き)公債は一上一下變動定まらざりき。即ち前十年間に於ては彼の南洋事件オーストラリアと云ひ、西班牙との戦争と云ひ、將た租税法の不備と云ふが如き諸種の原因に基づき公債は五千五百二十万磅に増加せり。然るに後の十六年間に於てはウルポールの施政宜しきを得たるの結果として多少の減却を見ることがとなり、一千七百四十年に於ては其の額四千七百万磅以下に減却せり。詳言すれば年々五十万磅の減却を來たしたるなり。

第二節 以上五十年間の公債史は財政上幾多の興味を有す。戦争が公債の増加を促がし後平和の繼續するに従ひて多少公債の減却を誘起するの事實あるは余輩の既に觀察せる所なるが之れより一層重要な事實は確定公債の漸次採用せられたること是れなり。即ち彼の年金公債と云ひ、トンチン公債と云ひ、租税抵當公債と云ひ、將た流動公債と云ひ總て此等の公債は皆悉く新たに創設された

る普通の利子付公債中に吸収せらるゝの傾きを呈するに至れり。彼の「總合基金」(aggregate fund)は一千七百十五年に於て設置せられ「南洋基金」(south sea fund)及「中央基金」(general fund)金は其の翌年に於て設置せられたり。此等の各基金には諸種の収入配當せられ、而して此等の基金は各々或種の年金を支拂ふべき責を荷はしめられたりき。然り而して此等の基金より生ぜる剩餘總額は一千七百十六年に於て設置されたる償却基金(sinking fund)の基本となれり。而して此基金は假令其の形跡を異にするも後世に於て公債を減却するの最大有力なる組織として認められたる所の基金制度の起源なり。但し此原始的償却基金は通常ワルポールの發案に係ると稱さるゝも實際は然らずしてスタンホープ氏の考案に出でたるなり。此基金は其の之れが適用されし目的に對しては何等の効力をも及ぼさざりし。如何にとなれば之れに因りて公債の償却さるゝと否とは一に剩餘の存否如何に屬すると同時に新たに負債を起せるとは常に償却を無効たらしめられたるなり。

かの所謂借換法(conversion)は又此時代に於て始めて起れり。一千七百十四年に於

て法定の利子歩合は六朱より五朱に低減せられたりしが爾來三年を経て之れと同一の低減は公債の利子にも加へらるゝに至れり。一千七百二十七年に至りては更らに五朱より四朱に低減せられ之れが爲め年々四十万磅宛の減省を見るに至れり。このワルポール氏の財政整理の結果は公債の價格を大に高めたり。即ち一千七百二十七年に於て發行せられたる三朱利付公債は一千七百三十六年に於て平價に騰貴し、次年に於ては百零七磅となるに至れり。斯かる状態の下に於ては公債の利子を悉く三朱若くは其の以下に低減するに難からざりしや更らに疑ひを容るべからず。然るにハノーバー王朝の強大なる支持者たりし公債證書所有者に利益を與へんどの政治上の便宜主義は此有益なる方策の採用を妨げたりき。

第三節

一千七百三十九年乃至四十八年間の戦争は又國債の上に其の普通の影響を及ぼし、從來の公債に加ふるに三千百三十万磅を以てすることゝなれり。而じて平和の克復は財政の整理に端緒を開き、一千七百四十九年に於てヘルハム氏は借換策を巧みに實行せるが此借換策は近代の借換策の先驅者として之れを

認むるを得べし。右借換の爲め公債の一部の利子は七ヶ年間三朱半、七ヶ年經過後三朱に低減せられ、其の翌年に至り殘餘の公債に對する利子は五ヶ年間三朱半、五ヶ年經過後三朱に低減せられたり。公債證書所有者等は當初此借換法に反對を表せしも公債の市價の騰貴は之れを是認するを以て彼等の利益たらしめたり。一千七百五十一年に至り、三朱利付整理公債を起せるが此公債は一千八百八十八年の借換まで公債の重なる部分として存立せり。一千七百五十二年に至り此公債の市價は百零六磅四分の三なる最高價格に騰貴せり。斯かる高價を見るに至りし所以のものは商況の不活潑にして一層有利の放資の途を求むるに難かりしこと之れが主因たらざんばあらず。

一千七百五十六年に至るまで公債は殆んど六百万磅丈け減却せられ、彼の七年戦争の開始せられたる時に當りては總額七千二百二十万磅なりき。然るに此戦争の一朝破裂せるや忽ち大に經費の増加を來たし、従つて公債に依頼せざるべからざるに至り、一千七百六十三年に於て戦争の終局を告ぐるに當りてや確定公債は終に一億二千二百六十万磅の巨額に達せると共に流動公債は又殆んど千四百万

磅の巨額に上るに至れり。該戦争は平和克復後に至るも尙ほ数年の間國家財政の上に餘響を及ぼし、一千七百六十六年に至り確定公債は一億二千九百五十万磅に増加せり。此外一千万磅以上の流動公債あり。爾來平和の長く繼續せるや公債は少しく減少を來たし、一千七百七十五年に至り確定公債は一億二千五百万磅、流動公債は四百十五万磅、概計一億三千万磅となれるを以て總計殆んど一千万磅の減少を見るに至れり。然るに彼の亞米利加獨立戦争は亦著るしく此負擔を増加し、一千七百八十三年ヴェルセルの平和の終局を見るに及んで公債は總額二億三千八百万磅以上に上れり。詳言すれば年々殆んど一千三百五十万磅宛の増加を來たせるなり。然り而して該戦争の末期に於て英國の信用の頗る急迫の地位に陥れるとは其の公債が平價以下にて募集せられたるを見て之れを知るべし。」

ピットの第一次内閣は一千七百八十三年を以て端を開きたるが此時代に於ては未だ以て公債の元金を大に減少するに至らざりき。即ち一千七百八十六年に於て新償却基金を更らに設置し、一千七百九十三年に至り之れに因りて償却せるは僅かに殆んど一千零二十五万磅に過ぎざるか故に元金のみにて尙ほ二億二千八

百万磅の巨額を餘ます。

之を要するに半世紀に亘る所の英國公債史の第二期に特有なる性質とも云ふべきは元利共大に増加を來たせるの一事是れなり。即ち平和時代に於ける少許の償却金を控除するも尙ほ且つ一千七百三十九年より一千七百九十二年に至る五十四年間に於て元金のみにて一億八千万磅の増加を來たせると共に年々支拂ふべき利子は又同時代に於て二百万磅より殆んど九百五十万磅に増加せり。

而して借入の條款には異なる所あれども、然かも一千七百八十年に至る迄は公債は常に平價を以て發行せられたるが故に額面の元金は實際領收されたる金額と等しかりき。尤も少額の有期年金若くは他の特種の恩典は之れに伴なへり。富籤は又公債と混合せられ公債應募者は富籤を得たり。然るに一千七百八十一年に至り一千二百万磅の金額を拂込額百磅に對し三朱利付證券百五十磅及び四朱利付證券二十五磅の割合を以て募集せり。此制度を採用せる所以のものは一方には應募者が市場の景氣恢復すれば公債は必然利子の低減を蒙るべしと云へる杞憂を抱きたると同時に他の一方に於て政府が三朱利付の公債券に重きを置

けるに基けり。

而して前に記載せるか如く公債の進行上に強大なる影響を及ぼせる所の彼の償却基金政策は此時に於て初めて發達の途に就けり。但し尙ほ未だ其の勢力を大に逞ふするに至らざりき。

第四節 革命政府并にナポレオン一世時代に於る佛國と永く争撃を事とせしるは英國の公債の發達上に極めて重大にして而かも極めて危急なる一時代を成す。今若し一千七百九十三年より一千八百十五年に至る二十三年間に於て巨大の臨時支出之れなかりしとせんか、一千七百八十六年の設置に係る償却基金は比較的少額の公債元金を自ら償却し盡くしたるなるべく、又英國の産業は彼のピットが止むを得ず賦課せる所の重税を必ずや免がれたるべければ勢ひ自ら長足の發達を來たし公債の負擔の如きは實際之れを感ぜざらしむるに至りしや明かなり。然るに英國の財政制度は其の全軀を擧げて此法外の支出の痛く影響する所となれり。殊に現存の公債は此支出のために生じたる結果中其の最も大なるものなり。

一千七百九十三年戦争の破裂より一千八百二年アームストンの平和を見るに至るまで公債は各年度に於て絶へず募集せられたり。初めは其の額少なりしも戦争の永續して莫大の經費を必需するに従ひて次第に増加を來たし、一千七百九十七年に至りては公債證書の額面六千七百万磅に上り、此證書を以て得たる實額四千四百万磅に上れり。然るに同年償却基金を以て償却せる金額は殆んど七百万磅に上るが故に差引六千万磅少し以上の公債は全く増加を來たせるなり。此年以後募集せる公債は其の全金額而かく大ならず。然れども該戦争の結果は平和の終局を見るに及んで公債の上に著るしき増加を惹起せり。即ち公債總額は一千八百二年に於て恰も五億万磅となれるを以て一千七百九十三年に於て戦端を開けるより此年に至るまで二億七千万磅以上の増加詳言すれば年々二千七百万磅の増加を來たせるを見る。此外償却基金を以て償却したる五千七百万磅の負債ありき。

斯くの如く公債の大に増加を來たせる所以のものは戦争の始めに於て租税を課するを厭へること盡し之れが主因をなせり。即ち一千七百九十三年より同七年

に至る四年間に於ては租税を以て徴收せる金額總計七千万磅にして各年の平均一千七百五十万磅なりし。然るに一千七百九十九年より一千八百二年に至る四年間に於ては租税收入總計一億三千四百七十五万磅にして前四年間に比すれば百分の九十二半の増加を來たせり。

短年月間の平和は政費を毫も減却するに至らず。而して戦争の再び開始さるゝや公債制度は更に又實行せらるゝに至りたりき。尤も其の募集せる金額は従前の如く巨額に上らざりき。即ち一千八百十六年に於て戦争の開始せらるゝや確定公債は八億千六百万磅に上り流動公債は六千万磅に上るに至れるを以て總計三億六千万磅の増加詳言すれば年々二千五百万磅以上の増加を來たせるなり。ペニンシュラー戦争の費用が實に多額に上れるにも拘はらず斯く公債の比較上完全なる結果を見るに至れる所以のものは蓋し重税を賦課して以て其の戦費を支辨せるに職由せざんばあらず。即ち所得税は甚だしく重課せられ其の收入は一千八百三年に於て三千七百二十五万磅なりしもの一千八百十五年に至りて七千五百五十万磅に上りたりき。グラッドストーン氏曾て云へるあり。曰く『所得税

にして早く既に採用されたるに於ては公債の必要を必ずや大に減省せるに相違なし、如何となれば公債費以外の年々の経費は爾來租税收入を以て全く支辨せられたるべければなり』と。其の然るを得たるや否やは固より議論の存し得る所なりと雖も兎に角公債の極度に實行されたるとは明白の事實なり。

以上記載せる事實は以て此時代に於ける財政法に種々の缺點あるを證す。即ち(一)充分の租税を賦課するを厭へること、是れ其の一缺點なり。抑も重税を賦課するを厭ふは政治上の理由より云へば固より自然の感情なるも純然たる財政上の觀點よりすれば決して取るべからざる感情なり。而して此種の缺點は重みに戦争の初年に於て起れり。(二)償却基金と云へるが如き空漠なる方法に妄りて依頼せること、是れ其の二缺點なり。蓋し此の方法は如何に辯護的の觀點を取るも一方には管理の費用を増加し、一方には公債市場を大に攪亂せるものなり。(三)實收額よりも名目上の元金を高くせる公債制度を採用し之れが爲め公債の將來の借換を妨げたること、是れ其の三缺點なりとす。

第五節

佛蘭西との戦争は英國の公債をして其の頂上に達せしめたり。此

時以後には不充分ながらも公債に多少の減却を加ふるに至れり。公債管理の全方針は重もに理論の勢力の指導する所となりて一層正確に一層慎重なる政策を取ることゝなれり。而して幾多の改竄を経て一千八百十九年に至り年々五百万磅の剰餘の貯存さるべきと決定されたり。然れども其の後幾多の困難と變更とを経て償却基金は一千八百二十九年に至り一定の制度として全く廢棄せられ苟くも各財政年度の終りに於て實際剰餘の存するあれば其の剰餘の何たるを問はず之れを以て公債の償却に充用すると定めたり。然り而して平和の永續は借換法の實行に充分の機會を與へたり。但し三朱利付の公債を起せるとき其の名目上の元金を高くせるの失策は右借換法の實行に少なからざる妨害を加へたりと知るべし。一千八百二十二年に於て五朱利付公債一億五千二百萬磅を四朱に借換へ一千八百三十年に至り更らに之れを三朱半に借換へたり。而して舊四朱利付公債七千六百二十五萬磅は之れを三朱半に借換へ、殆んど一千万磅の四朱利付公債は一千八百三十四年に於て又三朱半に借換へたり。一千八百三十年より同四十年に至る十年間は英國の財政に於て最も不名譽の時

代なり。財政改良策としては殆んど毫も行なはるゝなく公債は豫算の不足の爲めに其の額を増加せり。即ち一千八百四十一年に於ては其の額七億九千二百萬磅に上り、一千八百三十年に於けるよりも殆んど八百万磅の増加を來たせるなり。然るにピール氏の強健なる政策は能く財政の不振を挽回せり。所得税の再興によりて剰餘は生ぜしめられ又利子歩合の下落は一千八百四十四年に於て三朱半利付公債二億四千八百万磅を十ヶ年間三朱四分の一、十ヶ年經過後三朱の割合を以て借換へしむるに至れり。一千八百五十三年に至りグラッドストーン氏は更らに進んで二朱半利付の公債を起さんと勉めしかど利子歩合の騰貴とクリミア戰爭の經費多端なるとは同氏の盡力をして全く齟齬に歸せしめたり。右後種の事件は又公債の上に其の普通の作用を及ぼせるも然も臨時支出の處理に關する見解の大に進歩を來たせるは増税の舉を見て之れを知り得べく其の増税額七万磅は實に戦費の大半を支辨せるなり。而して此時より以後公債に著るしき増加を來たさると共に富の發達は現存公債の負擔をして大に軽く感ぜしむるに至れり。又公債の償却に關して別に活潑なる運動の試みられたるものなかりしも改

其償却基金制度と、有期年金制度と、將た借換制度と、總て相合して公債の元金并に利子の減却上に有力なる影響を及ぼせり。實に近世の公債史は此等の諸制度と全く密接の關係を有するものなり。

第六節 償却基金説の既に廢れたる時に當りても尙ほ各財政年度の終りに於て大藏省に残存する所の剩餘は悉く公債償還委員の手に移つるの慣行は依然として行はれたり。今若し多額の剩餘にして年々發生するに於ては此方法たる實に一の良策なるも収入と支出の精密に平均する場合に於ては何等の効力をも有せざるを奈何せん。然るを况んや収入の大に支出に超過する時は偶、以て租稅輕減の要求に機會を與へ、而かも此の要求たる容易に峻拒すべからざるものなるに於てをや。是に於てか公債の償却に對して或特別基金を設くるの要あり。一千八百七十五年に於ける「サー」エス、ノルス、スコート氏の償却基金法は即ち其の最も顯著なる方法にして此方案は以上の目的の爲め年々二千八百万磅宛の金額を永久積み立つべきを規定せるものなり。然るに不幸にして此定額を削減するの有力なる理由發見せられ、ゴッセン氏の大藏大臣たりし時、右二千八百万磅は二千六

百万磅に削減せられ、而して今日に至りては只僅かに二千五百万磅に削減せられて利子と有期年金とを支拂へば餘ます所實に微々たるものとなるに至れり。有期年金を利用して公債を償却する方法は概して効力大なるが如し。顧ふに公債は其の初めに當りては往々各種の年金を以て募集されたりしが、彼の革命戰爭とナポレオン戰爭との間に於て長期の年金を確定公債に組み入るゝの制度を採り、長期の年金は一千八百六十年に至り悉く満期を告ぐることをなせり。此制度を採用せるの結果として満期の曉に達するに及んで非常の利益を得るに至りたりき。然り而して新有期年金は有力なる公債償還法として爾來陸續設置せられ、同額の公債は之れに因りて償却せられたり。就中最も大に有期年金を設置せるは一千八百六十八年と一千八百八十四年なり。即ち一千八百六十八年に於ては二千四百万磅に上る貯蓄銀行公債を償却して之れに代ふるに百七十六万磅の年金を起せり。又一千八百八十四年に於ては四千万磅に上る高等法院公債と三千万磅以上の郵便貯金局公債とは右と等しく處分せられたるを以て其の結果として確定公債は大に減却を見るに至れり。即ち一千八百六十年に於ては其の

總額七億八千八百九十七万零七百九十九磅なりしが爾來三十年を経て一千八百九十年度に至りては總額五億七千九百四十七万二千零八十二万磅となり殆んど二億一千万磅の減却を來たせるなり。之れに反して有期年金は元金價格一千六百五十万磅より六千八百五十万磅に増進せるが故に三十年の間に於て五千二百万磅の増加を來たせるなり。然り而して又最近十年間に於て借換策は實行せられ而かも能く其の効を奏せり。若し夫れ一千八百八十四年に行なはれたるチャイルダー氏の借換法に至りては全く失敗に陥り借換を申込める公債は其の金額僅かに二千百六十四万八千磅にして而かも其の半額以上は官衙の申込みに係る。チャイルダー氏の借換法とは現三半利付公債券をば所有者の望みに任せて二半利付公債券又は二朱四分の一利付公債券に交換し二半利付公債券には元金百分の二の割増を附し二朱四分の一公債券には同しく百分の八の割増を附すべしと定めたるものを云ふ。

此方案の失敗は一千八百八十八年に於けるゴッセン氏の奏功に少なからざる助けを與へたり。ゴッセン氏の採用せる原則は分つて三種となす。(一)第一は即ち唯

種の新公債を發行するに止めたることは是れなり。随つて所有者は之れが選擇に苦しめらるゝが如きことなかりき。(二)第二は即ち元金の割増を避けたること其れなり。(三)第三は下の如き最も有力なる技術的方法を使用せることに在り。其の方法とは例へば適法の理由ある場合に於て明示の承諾を経ずして借換へたること仲買人に手数料を給して其の勞に報ひたるとの如き是れなり。而して以上の計畫を施せると利子の一般に低率となれるとは能く總辦の公債を借り換へ若くは償還するを得せしめたり。即ち舊三半利付公債は一千九百三年まで二朱四分の三の利子を附し該年以後二十ヶ年間二半の利子を附する所の新公債に借り換へられたるを以て年々百四十万磅の巨額に上る利子の減却を見るに至れり。然るに一方には此借換の餘響として流動公債は大に増加を來たし一千八百九十一年に至りては總計三千六百万磅即ち平常額の一倍以上に上れり。若し金融市場の事情にして一朝之れを許すあらば右流動公債の大半が早晚確定公債に組み入れらるゝか若くは有期年金に轉せらるべきは蓋し疑ひを容るべからず。

第七節

今茲に英國國債の經過を取りて之れを熟慮するあらんか。其の發

生は全く戦費の支出に基づき其の絶へざる存在は多く財政策の缺點に基ひせるや明白なり。人若し之れを疑はば各戦争間に加へたる公債と各平和時代に於て償却せる金額とを取りて之れを對照するに如かず。即ち一千七百九十三年より一千八百十五年に至る大戦争に於ては六億万磅以上の公債加へられ、爾來四十年間の平和時代に於ては約七千五百万磅の金額が償却せられたり。又彼のクリミア戦争は四千万磅の公債を加へ、而して之れを全然償却し盡くすには殆んど二十年間に亘る平和の歳月を費やせり。當時若し一層大に有期年金を使用するを努め又一層多額の剩餘を積み立て、就中又一層廣く所得税を使用するの途に出でしならば必ずや遙かに善美なる結果を生ぜるに相違なし。當時公債の負擔の極めて重きに失せるは如何にするも此怠慢の責を免かるゝを得ず。若し余輩にして若干額の公債の償却は之れと同額の租税を永久輕減すると同一なることを記憶するあらんか、余輩は鋭意之れが償却を講ずる所の政策の利益なるを直ちに能く會得するを得ん。

第四章 佛國及其他の邦國に於ける國債の沿革

(第一節) 王政時代に於ける佛國の國債。(第二節) 佛國現存の公債の構成(自一千七百九十三年至一千八百七十年)。(第三節) 佛、獨戦争の佛國公債に生ぜる結果と佛國公債の現状。(第四節) 伊太利并に獨逸に於ける公債。(第五節) 北米合衆國國債の沿革并に現状。(第六節) 公債の一般の増加。

第一節

佛國國債史は自ら二部に分たる。第一は即ち王政時代に於ける公債に關するものにして、第二は革命時代に存立せる制度の下に成り立てる公債に關するもの即ち是れなり。抑も現世紀以前に成り立てる諸種の公債の歴史は學者之れを稱して「破産史」(History of bankruptcies)と云へり。各種の公債は總て實試せられ償還を免れんとする各種の方法は總て使用せられたり。斯かる政策を採用せる所以のものは内亂外征に多額の費用を投費せると之れが一半の原因を供せざるにみらずと雖も、其の大原因に至りては財政上并に經濟上の條件に暗かりしと是れなり。公債は往々強迫的に減却せられ、通貨は又往々其の質を粗悪にせられたり。然るに一千六百四年に於て偉大なる改良はスユリー氏に因りて實行せられ、又一層の減却はマザソン氏に因りて行はれたり。彼のコルベール氏は亦公

債制度に幾分の整理を試みしが、彼れの死するや再び舊時の混亂を見るに至りたりき。若し夫れ諸種の公債を總合して一躰となし、而して其の額を元金十七億万リアル、年々の利子四千八百万リアルに減却せるは即ち彼のミスシッピ案の齎らせる結果の一なりと云ふべし。

ルイ十五世の治世千七百七十五年より一は新公債を大に起せると公債元金の強迫的減却法を度々實行せるとを以て著るし。而して一千七百六十四年に於ては各種の公債の總高は二十三億六千万リアルにして年々の利子負擔額は九千三百万リアルなりき。然るに同王の崩御するや年々の利子負擔額は一億二千万リアルに上り、外に流動公債二億三千万リアル存したるを見る。

其の後國家の財政大に困難を極めたるは少なくとも國民會議を招集し又從て大革命を誘起せる近因たり。但しチユルゴー氏にして若し其の職を去るが如きこと徹せば此財政の困難は同氏の手腕に因りて必ずや救済せられたりしならん。

一千七百八十九年十一月に於ける立憲議會の委員會の報告に従へば公債の年々の利子負擔額は二億零八百万リアルに上れり。而して流動公債は此以外に在り、

第二節

革命政府は財政の困難に圍繞せられ其結果多額の紙幣を發行し、又一千七百九十三年八月カムボン氏の方案に基き公債の總合をなせり。而して總ての公債は此方案に因りて悉く臺帳に記入せられ此記入を以て權利を證明することゝなれり。五朱利付公債は第一着に之に記入せられ年金は、後又之れに記入せられたり。其の結果は七百万磅(一億七千四百七十一万六千法)の年々の利子即ち一億四千万磅の公債元金の存立を見るに至れり。然るに不幸にして紙幣と強迫公債とを使用せるは以上の整理的方案より胚胎し來るべき總ての利益を悉く没却し去り之と同時に又政府の財政困難は終に一千七百九十七年の方案の採用となり、此方案に因りて公債の三分の二を土地と交換せらるべき證券を以て償却せり。此外沒收の爲めに加へたる多少の減却高あるが故に總て是を計算に容るゝ時は年々の利子負擔額百六十万磅(四千零二万六千法)即ち元金總額三千二百萬磅に減却せるを見る。後殆んど二十五萬磅は佛國第一共和政府のダイレクトリ政府の委員を執りしに因りて年々の利子に加へられたるか故に、一千八百年の始めに至りては年々支拂ふべき利子は四千六百三十万法となれり。ナポレオン一世否々寧

る彼れの財政顧問たるゴードン、モリエン二氏の財政策は下の二長所を有せり。
不換紙幣の發行を嚴禁せること、是れ其の一なり。借入法に訴へて戦費を支辨するを峻拒せること、是れ其の二なり。而して其の結果は帝政の終りに於ける公債の地位を見て之れを知るべし。即ち一千八百十四年四月に於て利子は六千三百三十万法(二百五十三万磅)に増加せるに過ぎず。ナポレオンの財政策は夫れ斯くの如く好況を呈せるも之れを正當に算定せんとすれば佛國其の他の邦國に加へたる無量の負擔を考慮に容れざるべからず。即ち戦費を戰場にて支ふるると云ふナポレオン主義は完備せる公債制度の禁むらしむべき負擔よりも一層重き負擔を佛國其の他の關係諸國に禁むらしめたり。

所謂復古政府は困難なる幾多の財政事業に當らざるべからざるの運命を有したりき。聯合同盟國の佛國に課せる償金を支辨せざるべからざると是れ其の一なり。他國の來住者に賠償金を支拂はざるべからざると是れ其の二なり。帝政政府の支出中未拂に屬するものを代りて償却せざるべからざると是れ其の三なり。此等の諸問題を處分するに當り復古政府は誠心誠意を以て事に従ひ帝政政府の

公債を破棄するとなさざりき。

千八百十五年より千八百三十年に亘る公債史の特質とも云ふべきは償金其他の支出に應ぜんが爲大に新公債を起せるの一事に在り。此等の目的に投資せる公債總額は年々六百五十万磅以上の利子を支拂はざるべからざるの巨額に上れり。五朱利以外の公債を起せるは該時代に於ける第二の特點なり。即ち來住者償金公債は三朱を以て募集せられ、千八百二十四年の借換公債は一部は四朱半、一部は三朱にて募集せられたり。之と同時に償却政策は又大に實行せられたり。之が實行の結果として年々の利子負擔額は五千四百万法(二百十六万磅)に減却せられ、又殆ど六百万法は借換によりて償却せられたり。此等の金額と國庫に入れる少額の沒收金とは千八百十四年に存在せる公債を實際悉く償却し盡くし實際の負擔として残せる所の者は獨り復古政府の募集に係る公債のみなり。然るに他の點より之を觀れば以上十五年間に於て利子負擔額四百万磅の増加ありと云ふを得べし。換言すれば新公債の元金は總計殆ど一億三千二百万磅に上れるも其償却額は四千三百万磅以下に下れるが故に、差引九千万磅の増加を來せるなり。

ナルレアン政府は公債の募集を以て第一着の業務となせり。其の第一次公債は利子負擔額に二十八万磅を加へ五朱利付八十四の價格を以て發行せられたり。換言すれば實際の領收額に對し殆んど六朱の利子を以て發行せられたるなり。而して平價を以て發行せる四百万磅の第二次公債は唯僅かに八十万磅を國庫に收めたるに過ぎざりき。更らに又數種の公債は豫算の不足を補充し戰時の準備に應じ將た公共工事を施設せんが爲め陸續發行せられたり。然るに又一方には現存公債の償却額に行なはれ新募公債の利子百五十万磅に對し殆んど百万磅の利子に上る舊公債を全く償却せられたるを以て十八年間に於て増加せるは只僅かに五十万磅に過ぎず。而して此十八年間は國家に對する信用の最も高かりし平和の年なりと云はざるべからず。左れば三朱以上の公債は元金を毫も割増すとなく悉く四朱若くは三朱半に借換へると甚だ易かりしも當時政府が此深慮ある方法を探らざりし所以のものは全く人民の反對を恐れたるに由る。

第二共和政府は其の存立の期極めて短かりしも公債の利子に二百十二万磅を加へたるが故に年々負擔すべき利子總額をして殆んど九百二十万磅に増進せしめ

たり。若し夫れ斯かる事態を馴致せる所以のものは其の因蓋し財政制度の全く不整頓なると假政府の急激たる施設とに在りと云はざるべからず。

第二帝政政府は先づ第一着手として一億四千万磅に上る五朱利付公債を四朱半に借換へ年々國庫に七十万磅の利益を得せしめたり。然るに一方には此借換に不同意なる債權者に對して三百万磅弱の元金を償却せざるべからざりき。戰費の支辨に至りては更らに不完全を免かれざりき。彼のクリミア戰爭の佛國に蒙むらしめたる費用は總計六千六百万磅なりしが此中六千百万磅即ち全額の九十
三は公債を以て支辨せり。又彼の伊太利戰爭并にメキシコ戰爭に伴なへる諸公債は多くは平價以下にて發行せり。然り而して一千八百五十二年より一千八百七十年七月に至る間に新たに募集せる公債總額は年々五百十六万磅の利子を支拂ふべき金額に達せり。是に於てか年々負擔すべき利子は總計一千四百四十万磅に増進し元金は四億八千万磅弱となれり。而して此の如き多額の公債募集よりも一層不可なるは一千八百六十二年の借換法にして即ち此方法は利益を得るを目的として四朱半利付公債と四朱利付公債の二種を名目上の元金を比例的に

割増して三朱に借換へんとするに在りき。此不當の方案は固より國庫に六百三十万磅の利益を得せしめたりしも、一方には又之れが爲め殆んど六千四百万磅丈け公債の元金を増加し、終に早速再借換を行なふを得ざらしむるに至れり。

第三節 一千八百七十乃至七十一年の佛、獨戰爭が佛國公債の歴史上に著しき時代を劃するは恰もナポレオンとの戰爭が英國公債の發達上に著るしき時代を劃すると同じ。該戰爭の第一結果は新政府に無量の負擔を蒙らしめたるにあり。即ち新政府は戰役に伴へる莫大の費用と損害を負擔せるに加るに獨逸に對して二億万磅の債金を支拂へり。今茲に此戰爭の國庫に加へたる費用を總計すれば實に三億九千三百万磅の巨額に上る。右金額中殆んど三億四千万磅は數種の公債を起して借り入れたり。即ち殆んど六千万磅は不換紙幣を以て佛蘭西銀行より借り入れ、四千万磅以上は一千八百七十年に於て募集し、八千万磅と一億二千万磅の二大公債は一千八百七十一年と一千八百七十二年に於て募集せられたり。佛蘭西銀行に對する借入金は初め年々八百万磅宛、後年々六百万磅宛を濟し崩し一千八百七十九年に至り總て之れを皆濟せり。然るに其の他の方面に於て

は公債の處分甚だ緩漫を免かれざりき。新公債は公共工事の施設と豫算の不足に應ぜんが爲め又屢、募集せられたり。此公債の増加大半は七十五年を以て完済の期限となす所の三朱利付公債を起こせるフレンチー氏の方案に因りて促がされたるなり。斯くして舊永久公債に更に加へられたる新公債は名目上の元金總額一億六千万磅、年々の利子負擔額四百八十万磅に上り、外に年々の償却に充つべき者一百万磅に上れり。一千八百八十三年に至り舊五朱利付公債は元金の割増をなさずして四朱半に借換へられたりしも現存の元利總額は尙ほ甚だ巨額なるを免れず。即ち現存公債は總計八億八千万磅に上り、而して其の年々の利子は三千零五十万磅に上る。今若し之に加ふるに他の義務を以てするあらんか、余輩は實に總計十二億九千五百万磅の巨額に上るを見る。而して之に對する年々の利子は五千万磅に上り、之れが償却に充つべき年々の金額は殆んど百七十五万磅に上る。佛國の公債は世界に於て其の額最も大にして年々の利子負擔額に於ては英國公債の一倍以上に上り、元金に於ては六億万磅丈け多額を占む。而して此多額の公債は全く現世紀の募集に係る。今若し英國の公債と對照するあらんか、佛

國の公債が次第に英國の公債と同一の地位に上り、後終に之れを凌駕せるの跡を明瞭に證すべし。且つ又一事の茲に注意するの興味を有するは公債が佛國人民間に次第に廣く分配せらるゝに至れると是れなり。即ち一千八百三十年に於ては公債の所有者は其の數僅かに十二万五千人に過ぎざりしが、一千八百六十九年に於ては之れが十倍に上り、一千八百八十一年に至りては更らに増加して四百万人以上に達せり。然り而して公債の大半は擧げて佛國人の手中に存し、而かも華士族平民を問はず社會の總ての階級に普ねく分配さるゝを見る。此事たるや或點より見れば固とより望ましき事なるに相違なきも、一方には借換若は償還等の手續に於て大蔵大臣を大に苦しむるものなり。蓋し公債證書所有者の利害は極めて強大なる者にして、而かも國家の利害と直接に相伴はざる者なるを以てなり。此重き負擔が下の二原因よりして將來に於て多少の軽減を見るに至るべきや敢て豫期し得ざるにあらず。二原因とは果して何ぞ。一に曰く、一千八百七十八年以後に起こせる三朱利付公債が次第に償却せられ、一千九百五十二年に至りて終に完済せらるゝこと、二に曰く、鐵道が余輩の前に觀察せる如く右と同年に於て國

家の手に歸屬すること是れなり。夫れ然り、然りと雖も斯くして得らるべき利益の多少は多くは將來六十年間に於て使用せらるべき方法の良否如何に屬す。今若し豫算の不足にして絶へず出願し、不當の支出にして濫りに行なはれ、將た新事業にして徒らに起こされんか、現存の公債にも超過する所の新公債が次世紀の中頃に至りて更らに發生を來たすべきや敢て疑ひを容るべからざる所なり。

第四節 伊太利の統一は少なくとも財政上より觀れば高價を以て購買せられたるものと云はざるべからず。此統一の爲め租税の負擔は非常に増加せると共に巨額の公債は又大に募集せられたり。抑、新王國は舊諸邦國の公債を自ら償却せざるべからざるに至り、且つ其の成立より一千八百七十五年に至るまで毎年豫算は終始支出の超過を現はせり。左れば公債を募集し、不換紙幣を發行して其の急に應ぜるは之れ必然の結果なり。不換紙幣の發行は一千八百六十六年より一千八百八十三年に至るまで盛に行はれたりしが、此年に至り正金にて二千万九百万磅の公債を起こし、以て不換紙幣の發行を止めたり。然れども此後に至るも豫算は大に不足を現はし、債務は大に増加を來たせるを以て伊太利公債の元金總

高は今日に至りては五億二千万磅に上り、其の年々の利子負擔額は殆んど二千五百万磅に上るに至れり。此金額の中殆んど六百万磅は舊諸邦より引き續けるものにして、又一千八百六十六年の戦争は其の一部の原因を成すと雖も今日の重き負擔を漸次馴致せる其の大原因に至りては平年に於ける豫算の不足に在りと云はざるべからず。

獨逸聯邦は前記の諸邦國と全く其の地位を異にし公債の負擔に因りて痛く苦しめらるゝことなく、而かも其の債務の大部に對して擔保物を所有するの利益を有す。余輩の曾て述べたるが如く農工上の官有財産を保有するは東歐羅巴に於て最も著明なる事實にして、而して斯く歐の東西其の政策を異にするは即ち公債の状況に影響を及ぼせる所以なり。

抑も普國は國庫準備金制度を採用せるが爲め一千七百九十二年の佛蘭西戦争までは公債を起こすの必要を生ぜざりき。此時より以降公共の必需極めて緊切を告ぐるに至れるを以て多少の公債は終に募集せらるゝに至り、一千八百二十年に於ては其の元金總額約を三千三百万磅、年々の利子負擔額百十四万磅、年々の償却

に充つべき償却基金は一年の總額百五十万磅に上るに至れり。次きの三十少年間に於ては官有財産の賣却と相當の増税とに因り公債は大に低減を來たし、一千八百四十八年に至りては年々の利子負擔額僅かに六十五万磅となるに至れり。一千八百五十年乃至一千八百七十年間に於ては公共工事費と戦費に應ずるの必要より大に公債の増加を促がし、一千八百七十年の末に至りては總計六千六百七十万磅に達するに至れり。後又鐵道の買収は公債に一億五千三百万磅を加へたり。然るに一方には又大に償却を行なへるを以て不生産的公債は實際著るしく減却を加へたり。斯くして一千八百七十年以後鐵道公債は一億七千万磅以上の増加を示せるも之れが使用に因りて有價財産の大に増加を來たせるものあるが故に差引計算すれば殆んど一千六百万磅の減却を來たせるなり。實に鐵道の收入は其の費用を支辨するに足るは勿論、公債の利子并に其の償却基金の全費を充分償補して餘りあるの年決して少なしとせず。夫れ斯くの如く普魯西の公債は其の額甚だ微々たると共に其の募集又生産的を目的とせるが之れと同しく其の人民に及ぼす負擔の程度に至りても他の歐洲各國の公債に比すれば實に雲壤の

差あるを見る。

獨逸の他の重なる四國も亦普魯西と稍、其の地位を同ふす。即ちバーデンの公債は其の全部を擧げて鐵道の敷設を目的とし、又サクソニーとウエルテムベルクの公債の大半は亦然るを見る。パッサリアの公債の三分の二は又右と同一の目的に投資せられたり。固より鐵道の収入が其の公債に對する利子を充分に支辨するに足らずとするも、苟くも鐵道にして國庫に収入を供する以上はそれ丈け納稅者の負擔を輕減するものにして又一朝公債を皆濟するの必要に際會するも鐵道と云ふ有價財産の現存するが故に之を行なふに何等の困難をも感ぜざるべし。獨逸帝國は其の成立の始めに當り北獨逸聯邦の公債を引き受け大半之を償却せり。此公債は一千八百七十乃至七十一年の戦争の爲め起こせるものにして其の額三千万磅以上に上れり。然るに又同帝國は臨時費に應ずるの必要より更らに公債を發行せり。而して之れと舊公債の殘額とを合するも總計僅かに六千万磅強に過ぎず。其の他同帝國には諸種の帝國基金の以て一方に堆積するものありて、而かも此等の基金は余輩の前に述べたるが如く總計三千万磅に上るが故に之

れを前金額より控除すれば殘こす所の債務僅かに始んと三千万磅に過ぎざるなり。

第五節

北米合衆國の公債史は又前記の諸邦國と其の趣きを異にし、而かも二三の興味を有する特點あり。同國の始めて成立を見るやハミルトン氏は公債整理案を調製し且つ之れを實行せり。而して佛國と西班牙に對する公債、國會の内國民に負へる公債并に諸州の負へる公債は此方案に因りて悉く併合せられたり。一千七百九十一年に於て其の總額は七千五百万弗なりき。然るに一千七百九十六年に至りては償却基金の設置あるに拘はらず、其の額八千四百万弗に増加せり。而して一千八百十二年に至りては其の額四千五百万弗に減却せり。彼の英國との戦争は大に支出の増加を促がし、之れを支辨するに大半は公債を以てせり。是に於てか一千八百十六年に至り公債は大に増進して總額一億二千七百万弗に達したり。之れより後は着々減却の一方に傾むき一千八百三十五年に至りては總額僅かに三万七千弗となり、實際上皆無と云ふて差支へなき點に下れり。後更らに多少の臨時公債募集せられたり。例へば四十八年墨其古戦争の爲めに

募集せるが如き即ち是れなり。而して彼の内亂南北戦争の破裂せる當時に於ては總額殆んど六千万弗に達し居たりき。

右内亂の第一結果は商工業を非常に攪亂し、支出を大に増加せるにあり。此時に當てや適當なる租稅制度未だ一として存立せざりしが故に、臨時費の大半は信用を使用して直ちに之れを支辨せり。即ち不換紙幣に均しき大藏省證券と確定公債とは兩つながら發行せられたり。而して千八百六十四年に至る迄は租稅收入は未だ以て軍費を支ふべき有力の源泉たるに至らざりしが、此年よりして忽ち長足の發達を見るに至れり。右戦争の終局を見るに及んで公債は其の極點に達し、ポールス氏の言ふ所によれば「大藏省の臺帳に記入されたる公債は一千八百六十五年九月一日に於て其の極點に達せるを見る、尤も多額の戰時借入金と恩給金とは此時に至るも未だ支拂はざりしと知るべし」と。而して右極點の金額とは果して若干の金額を指すやと云ふに、即ち二十八億四千六百万弗を指すなり。此金額中確定公債に屬するものは僅かに十一億一千万弗に過ぎずして殆んど四億六千万弗は不換紙幣より成り、殘額十二億七千六百万弗は流動公債より成る。而かも

其の大半は直ちに償却せざるべからざるものなりき。然りと雖も國庫に備ふる正貨準備額は只僅かに八千八百万弗に上らざるを以て、之れを控除するも尙ほ二十七億五千八百万弗の債務を除きます。

是に於てか當時大藏大臣の當らざるべからざる財政上の大問題は第一、流動公債を償却し若くは之れを確定公債に変更すること、第二、多額の軍事公債を償却すべき永遠の策を立つること、に在りき。前者は急速の處分を要するものなりしが其の處置は極めて宜しきを得たりき。即ち二ヶ年を経る幾何ならざるに流動公債は四百零八百万弗に減却せられ、不換紙幣は二千万弗以上減却せられ、之に代りて六朱利付の確定公債六億八千六百万弗新たに發行せられたり。而して一時の借入金は一千八百六十八年に於て悉く償却せられたるを以て爾來全力を擧げて確定公債の償却と借換へに従事するを得ることゝなれり。

一千八百六十二年に於て償却基金條令發布せられたりしも、一千八百六十六年に至るまでは實際の剩餘毫も之れなかりしが故に、此條令は何等の効力をも現はさず、且つ實際此條令に基きて公債の償却を行はざりき。然れども其の償却高は實

に莫大の金額に上れり。左表は以て充分之れを證するに足る。

年 號	公債元金高	利子負擔額	利子歩合
一千八百六十五年(九月)	二十七億五千六百四十万弗	一億五千百万弗	六朱三四
一千八百六十八年(十一月)	二十四億八千四百九十万弗	一億二千六百四十万弗	五朱八
一千八百八十四年(十一月)	十四億零八百五十万弗	四千七百三十万弗	三朱九二
一千八百八十九年(十二月)	十億五千六百万弗	四千一百万弗	三朱七

右の表に因りて之れを觀れば僅か一世紀の四分の一を経ざるに公債の元金は十
七億万弗の減却を來たし、年々の利子負擔額は一億一千万弗の減却を來たせるを
知るべし。斯かる望外の結果を見るに至れるは蓋し北米合衆國の信用甚だ厚く
六朱利付公債と五朱利付公債とが満期を告ぐるに際し、四朱半と三朱半に借換へ
られたると之れが一半の原因をなす。然れども一層有力なる原因に至りては此
れにあらざして高率の輸入税を賦課せる自然の結果として年々莫大の剩餘を生
ぜるの事實に在り。詳言すれば保護貿易主義は軍事公債の償却に預りて力ある
原動力なりと云ふべし。當時若し高率の輸入税を課するを止め、穩當の輸入税を
採りしならば遙かに僅少の勞費を以て右と同一の結果を收め得たるや財政上一

點の疑ひなしと雖も、其の場合に於ては償還政策は果して爾かく嚴守せられたる
や否やは疑はしきものあるなり。

之を要するに合衆國の公債は如何なる點より之れを觀るも今日に至りては財政
上最重要の地位を失なへり。其の之れが人の注目を引くは公債其の物の然る
にあらざして寧ろ銀行制度と未だ償還の期限來らざる公債を處分する方法と
に關聯して注目せらるゝに外ならざるなり。

北米合衆國に於ける公債發行法にして茲に少しく記述するの價値を有するもの
一あり。償還期限の最長限と最短限とが一定せられおると即ち是れなり。例へ
ば彼の十年期四十年期公債 (ten-forty bonds) として普ねく世に知られたる公債の如
きは發行の日より十年を期して償還すべく、右期限に至り若し之れを償還せざる
に於ては四十ヶ年を経過するにあらざれば之を償却するを得ずと規定せられた
りき。此制度は今日に至りては不便の極めて甚だしきものなり。如何となれば
公債の大半は之れが爲め全く償却するを得ざるの地位に陥り、隨つて政府は或
は空しく剩餘金を國庫内に貯藏し置くか、然らずんば公債證書所有者に割増金を

拂ひて償却を承諾せしむるの外他に途なければなり。

第六節 其の他の邦國の公債に至りては茲に喋々論述するの必要なし。蓋し此等の公債は各國特別の状況に應じて固より或特點を現はさざるにあらざると雖も、皆互に一般の状態を同ふするを見る。今茲に一二の特點を擧ぐれば露西亞の公債は不換紙幣の使用と總て混交せらる。又埃太利、匈牙利王國は三種の獨立公債を有す。一は即ち王國全轄の公債にして、他の二は埃太利と匈牙利と二國各別の公債なり。夫れ斯くの如き特點ありと雖も公債が日を追ふて益増進し其の勢ひの極まる所時に或は國民をして倒産の悲境に沈淪せしむるが如き恐るべき結果を誘起するの傾きあるは各國に普ねく通ずる一般の事實なりとす。

第五章 公信用及公債の原理

(第一節) 公債は一般に信用の一種にして總ての信用に適用すべき原則に因りて支配せらるるものなり。(第二節) 公信用の特性。(第三節) 公債を利益なりとする道理論。(第四節) モンテスキエウ、ロエム、ブダム、スミス三氏の見解。(第五節) チャルマース、ウエー、エス、ミル二氏の理論。(第六節) 獨逸の學說殊にデーヴィツェル氏の再生産的公債論。(第七節)

チャルマース氏の所論の批評。(第八節) 再生産的公債論の批評。(第九節) 公債より生ずる實際の結果、公債と租税の比較。(第十節) 公債は時として忽ましましきとあり。一般の法則。(第十一節) 外國債。(第十二節) 公債の負擔を算定する方法。

第一節

抑、國家の經濟の特別の地位を有すると公債の大に重要な地位を占むるとは彼の公信用が信用の一種に過ぎずして之れと同一の原則に因りて支配せらると云ふ根本的眞理を全く掩蔽するの傾きあり。公債に關する幾多議論は下の誤見に基くもの多しとす。誤見とは即ち國家が負債を起すに當りては一人の如く謹慎なるを要せず、普通の人々なれば忽ち倒産に陥るの恐れある實感と雖も國家は安全に之れに従事するを得べしと云ふこと是れなり。

夫れ一たび信用なるもの、性質を攻究せば國債は即ち富の發生にあらざして如何に善用するも生産に補助を與ふるより以上に作用をなす能はざる者なるを知らん。然るを况んや此場合は獨り信用の生産的なる場合、詳言すれば信用が新貨財の生出を補助するが爲めに使用さるゝ場合なるに於てをや。苟くも信用に因りて得たる資財を如何に重要なるも經濟上の生産に何等の補益する所なきが如

き目的に投資するとせんか、一個人の場合にも國家の場合にも均しくそれだけ生産力の損耗を來たすべく、從て此種の公債は其の之れが償却を見るに至るまでは國民の所得を減少せしむるものと謂ふべし。之れと同じく一個人と公共團體との負債を起し得べき限度も亦同様の原則に因りて決定せらる。即ち各個人は其の自ら左右し得べき所得高に應じてのみ負債を起すを得べく、又國家若くは地方行政體も其の收め得べき半私的収入と租稅収入とに應じて公債を起さざるべからず。

更に公信用の運用に關して之れを云ふも亦同一の事實の存するを見る。即ち公債を募集せんが爲め金融市場に臨む所の政府は普通の商事會社と全く同一の地位に立つなり。是に於てか余輩は敢て斷言せん、公信用なるものは近代の信用制度の一部に外ならずして私人の場合に於る生産的信用又は不生産的信用と一般に其の趣を同ふすと。

第二節 夫れ然り、以上の一般の論結は固より其の正當なるを證するの證據に富み、且つ、本問に關する或種の膠論を排斥するに用ひられ得るにも拘はらず

尙ほ茲に記せざるべからざるは公共經濟には亦其の特性の存するありて其の公債殊に中央政府の公債に一種の異色を放たしむることは是れなり。先づ第一に一個人の富の生じ來るべき源泉は其の所有財産若くは其の人の能力に在りて存し、而して私人の所得は皆此等の源泉より流出するを常とす。之れに反して國家の収入は重にも導出的のものにして納稅者より強制的に徵收するものに外ならず。是に於てか重稅を課すること一時不利なる場合に際し公債に依頼するは即ち自然の數にして抑、亦公信用が廣大にして且つ長久的の基礎の上に立つの利益を有するとは更らに大に公債の採用を獎勵するものと謂ふべし。而して苟くも官有財産にして存する限りは公債は實際右官有財産を擔保として起こせる一種の抵當として之れを認むるを得べし。

公共經濟の第二の特質は急激なる減却を之れに加ふるの難きこと即ち是れなり。一個人は固より言を待たず、彼の商事會社の如き處^{ところ}も苟くも收入にして前年より下る時は忽ち其の費用を減殺し得るものなるが故に彼等の費用は國家の經費よりも遙かに伸縮力に富むを常とす。然るに國家に至りては收入如何に減却す

るも軍隊を解散し將た官衙を廢止するを許さず。是れ即ち豫算に多額の不足を告げ、而かも一時新税を課するを不利となす場合に當りては公債を以て之れを補ふの止むを得ざる所以なり。

此短所は公共經濟の存在の永久なると其の範圍の廣濶なるとに因りて優に補償せらる。即ち僅々の年月間には激甚なる困難の起るとあるも國民の富及び所得の増加が普通の失政の消耗し去る所のもの、上に出づるは數世紀間に渉る普通の現象なり。斯かる事情あるは即ち國債に種々の種類ある所以なり。即ち多種の公債證券と複雑なる支拂條件とは無究の存在と無量の財源を有する國家の獨り能く採擇し得る所に於て、此點に關しては永く繼續すべき好望を有する所の大商業會社甚だ之れに類似する所あり。

以上の諸點よりも一層重要な特質は國家が債務者として有する法律上の地位が一個人若くは會社と大に其の趣きを異にすることは是れなり。即ち國家は一個人若くは會社と異にして其の負債を辨償すると否とは一に己れの意志に在り。左れば債權者が國家に對して其の權利を強制せんとするも之れを強制するの法

律機關を有せず。國家の破産は即ち嚴正なる適法の行爲にして例へば國債を否認する所の法律は他の法律と等しく全く有効のものなり。主權の一部として古來より傳來せる此特權は更らに推し擴められて彼の米聯邦諸州の如き從屬的行政體にも及びされ、同聯邦諸州の如きは曾て大に此特權を利用せり。夫れ然り、然りと雖も主權を有せざる行政體は此特權を一として有せざるが故に普通の地方團體の如きは各種の會社と同じく法律上の手續に従ひて負債を辨償せざるべからざるの責を負ふ。

夫れ斯くの如く主權を有する國家は理論上全く法律上の債務を免かるものなるや明かなりと雖も、實際上に於ては之れを誠實に辨償すると頗る得策なりとす。第一債權者が外國人たる場合に於て其の契約を履行するを拒むらんか、之れが痛痒を感ずる諸外國に勢ひ干涉の辭柄を造らしむるは勿論時に或は一層強硬なる手段を採らしむるの恐れだも之れなきにあらず。顧ふに國際法の領域は尙ほ未だ確然一定せざる所なるが外國債權者に對して債務を履行せしむることは將來に於て國際法の一條目となるは敢て推測するに難からず。内國債權者に關し

て之れを云はんか、彼等を害するが如き處置に出でざるは國家の利とする所にして債權者は又其の有する政權を利用して自己の權利を防衛するや必せり。以上の事由よりも一層強く公債の誠實なる償却を可とするものは經濟上の制裁即ち是れなり。一時の利益の爲めに契約を履行せざる所の國家は其の身を驅りて將來信用を利用し能はざるの悲境に沈むるものにして、蓋し國家の破産は將來の負債を妨げ極めて不利の條款を以てするにあらざれば借り入ること能はざるの地位に立たしむ。是れ即ち米國諸州が彼の契約不履行の爲め自ら借入者たるの地位に加へたる損傷を決して恢復せざる所以なり。之を要するに負債を完済する所の政策を支持する最も強大なる理由は誠實と云ふとが長星霜間に生じ來る所の經濟上の利益にあり。而して國家は長星霜間に於て起る所のものにして個人よりも一層大に注意を及ぼすべきものなりとす。

第三節 顧ふに公信用の問題に關する舊學者の理論は單に普通の俗論を形式的に叙せる者に外ならずして、かのローの議論に等しき觀念は信用の性質に關して稍、廣く行はれたりき。是に於てか余輩は或は國庫金を以て金坑と認め或は國

債を以て練金術と見做せる論者を見る。彼等は信用を以て新に造られたる富と認めたるが故に、總ての公債を以て明かに國富を増進するものと認めたるは自然の勢ひなり。或は又國債は單に右手より左手に貨幣を移つすに過ぎざるが故に、毫も重要なるものにあらずと主張せるものあり。此説は前者よりは少しく極端の論りを免かるゝも原理に於て誤まれるに至りては即ち一なり。元來此説は彼の租放なる重商學説より縮釋せられたるものにして、獨り内國債のみに限りて應用せらるべきものなり。彼のポルテリア、コンドルセ、二氏の如きは即ち爾かく之れを制限せるを見る。外國債權者は貨幣を國外に取り去り随つて其の國を害するも内國居住民は其の利子を受取り、内國に於て之れを消費するものなりとは此論者の思惟せる所なり。此説の誤謬を證明するは敢て難事にあらず。其の誤謬たるや余輩の既に排斥せる支出と租税に關する議論と全く同一の論據に基くものどす。蓋し公債は經濟制度に何等の影響若くは結果をも及ぼすものにあらずとは決して言ふを得ざるとにして又單に富を消費するは斷じて有利なりと云ふを得ざればなり。要するに富其の者と所有權の證券とを混同するは即ち公債

マニ
レー
の
説
を
以
て
す

を以て一國の富責を増加するものとなす譯説の據りて來る所なり。或點より云へば公債の存在は新たなる富の造出を促す原因たること時に或は之れなきに非らずと雖も公債は常に新たに富を造出するものなりと云へる以上の理論の如きは誤謬の甚だしきものとして茲に全く唾棄せざるを得ず。

第四節

十八世紀に至り英佛兩國に於て公債の大増加を來たせるや有力なる政治學者社會學者を顧りて本問に關して紛々たる議論を試むるに至らしめたり。彼のモウテスキュ氏の如きは大に公債を批難し之を利とするの思想を排斥し英國の借換法并に償却準備金制度を類りに賞賛せり。ヒュム氏の如きは更らに大に公債の非を鳴らせり。同氏は一見不利なること明白なる公債を論難するに徒らに多くの時間を空費するを嫌へるにも拘らず尙ほ強く反對の意見を述べたり。又アダム・スミス氏も等しく公債を非とせり。同氏は多額の公債の現に歐洲諸大國を苦しむるの事實を擧げ終に之れが爲め破産の悲運を招くべしと論断せり。ヒュムもアダム・スミスも英國の絶へず公債を増加するの傾向あるは終に國家の破産を促かすべしと豫言せりと雖も時歩の進歩は此豫言を誤まらし

め近世の學者は又全く之れを誤まれりと主張するを取て憚からざりき。マニレー氏の如きは此凶事の豫言を以て二重の謬見に基づくものなりとして論じて曰く「此豫言は一個人が他の一個人に對して負債を負ふ場合と社會が其の一部に對して負債を負ふ場合とを全く同一視するの誤りに陥れると共に國家の財源を充分秤量せざるの誤りに陥るれり」と。此評論の前半は頗る疑ふべきものありて一個人の負債者たる場合と社會の負債者たる場合の間には主要の點に於て總て精密なる類似を有するものにして此事たるや決して輕々看過すべからざるものとす。又以上の豫言が英國の生産力を輕視せるは固より疑ひなき事實なるもかの産業上の革命と其の非常の結果とを豫知するは當時に於て人力の得て能くする所にあらざりしや更らに論を俟たず。畢竟ヒュム・アダム・スミス二氏の誤りを來たせるは極めて狹隘なる實驗より一般の結論を抽出せると新勢力一として興起せざるべしと推測せるとに全く職由するものにして恰かも彼のマニレー氏が下の如く主張して之れと反對の方向に於て誤りに陥るれると同じ。氏曰く「長き實驗の證する所を以てすれば英國は二十世紀に至れば現時の公債を負擔す

るに適するよりも一層大に十六億万磅の公債を償却するに適すべし』と。實に屈伸力ある公共團體に及ぼす公債の壓迫力に關し、眞正の見解を下さんと欲せば須らく先づ其の壓力を受くる所の團體の抵抗力と其の膨脹力とを共に精密に測算するを要するなり。

佛蘭西戦争と其の之れに伴なへる公債の増加とはシンクレリア氏をして借入主義の温和なる賛成者たらしめハミルトン氏をして之れが急激なる反對者たらしめたり。シンクレリア氏は公債を以て新戦争術の必然の結果なりと主張し其の利と不利の點を對照せり。ハミルトン氏は又公債の管理に適用すべき一般の法則を極めて明瞭に説示せるが其根本的原則中に於て左の言を述べたり。曰く「今若し戦争時代と平和時代とを對比し戦争時代に於ける軍費の年々の増加額と平和時代に於ける年々の貯蓄高とを對照する時は各戦争に於て募集さるゝ公債は爾來の平和時代に於て償却さるゝ所のものを遙かに超過するの傾きあるが故に其の結果は絶へず公債の増加を來たし究極國民の到底負擔に耐へ得ざるの巨額に達せざるを得ず」と。

此説は彼のアダム・スミス・ヒュムの二氏が其の悲觀的の見解を下すに至れる状態を抽象的に言ひ顯はせるものに過ぎずと雖も、毫も異論を挟み得ざる所のものなり。蓋し絶へず其の負債を増加して止まざるに於ては國家も亦一個人と等しく終に其の資産を蕩盡せざらんとするも得べからざればなり。

ハミルトン氏の説此説は後に償還法に關して更の感化はリカード氏の『財政制度論』中に明かに其の痕跡を止む。リカード氏は該書に於て租税の公債に優れることを論じたるが、其の重なる理由に曰く、(一)重税を以てするに於ては其の之れを嫌ふ人民の感情に制せられて勢ひ無謀の舉に出づるを妨げらるゝこと、(二)租税は收入に落るも公債は常に資本より來るの傾きあること是れなり。以上説く所に因りて之れを觀れば當時の經濟學說の普通の潮流は明かに國債に反對を表するものゝ如し。

第五節

公債の結果に關して比較的新奇の見解は彼のチャルマース氏の見解なり。但し同氏の見解はリカードの論著に胚胎せるものなり。チャルマース氏は其の著『經濟學』一千八百三十二年刊行に於て公債制度は經濟上不利なるは勿論勞動者を

大に苦しむるものなりと主張せり。彼れの所論に曰く「租税、公債孰れの方法を採るを問はず、必要の金額は固より其の全部を一時に徴收せざるべからずと雖も、租税を以てすれば其の負擔は社會の收入全額に及ぶも公債を以てすれば其の負擔は流動資本中労働者の囊中に入るべき部分に及ぶの差あり。苟も此部分に及ば、即ち資本家の利益の爲めに労働者の報酬に減却を來たすは蓋し必然の結果なり」と。彼れの所論に因れば公債制度なるものは其の之れを採用せる邦國に二重の損害を加ふるものとす。即ち一は公債を募集する時に於てし、二は利子の支拂と元金償却の時に於てす。由是觀之如何なる場合に於ても公債に依頼するを止め經費は總て經常收入より支辨すべしと云ふは以上の議論より必然に伴生し來る結論なりと云ふべし。

マニエ、エス、ミル出で、其の著『經濟原論』の初めに於て右チャルマース氏の議論を細説詳論すること徴つせば同氏の議論は本世紀前半に輩出せる第二流經濟學者の提起せる幾多の議論と同じく早く既に世人の忘るゝ所となりしや疑ひなし。ミル氏はチャルマース氏の議論を以て資本の移動を無視せるが故に、固より多

少の修正を加ふるの要あるも大略に於ては確かに正鵠を得たるものなりと論じたり。

以上の奇論は勞銀基金説より續釋せるものなるや明かなるを以て勞銀基金説の既に一般に排斥せられ、若くは少なくとも修正を加へられたるを觀ば之より續釋されたる此理論の確否に誰れか疑ひを挟まざるものあらんや。余輩の後節に觀察するが如く此議論たるや其の當時に特有なる或經濟上の狀態を極めて偏頗に解釋せるものに過ぎざるを以て今日に於ては殆んど全く其の根據を失なへるものと謂ふべし。

第六節 實際財政の必要が公債を一般に使用せしめたるの事實は學者をして公債制度の必要を是認せしむるに至れり。而して此見解は獨逸に於て殊に勢力を逞ふし、彼のヤコフ氏の如き、マルクス氏の如き、ラッ氏の如き、將たマニエウスの如き、一方には公債の惡果に留意せるも、一方には之れを以て至當の便法なりと認め、實際の結果をアダム、スミス氏の議論に混和せり。此混和たるや必ずしも宜しきを得たるものにあらずとするも少くとも全く常識に合するの効能を有す

るものと謂ふべし。

彼のディーツェル氏の始めて唱道せる近來の獨逸學說に關しては右と同一の判断を下すを得ず。彼れは公債制度を以て臨時費を支辨するに正當の方法なりと認めたり。此説は國家を以て社會の有形資本の一部と認め、國家の勤務に支出する非常費を以て實際資本の放下なりと見做す。左れば實際資本に歸する所の者を收入に課するは公共經濟に於ける失策なると共に實際の納税者に對し不公正なりとなす。此點よりすれば公債の發行は平常文明國の行ふべきものにして公債の發行を以て全然批難すべき害惡として若くは必然避くべからざる害惡として認むるを止め、須らく正當有利のものとして之れを認むるを要す。左れば此論は彼のチャルマース氏の抱持せる理論と全く正反對の結論に達し、而して此結論にして一般に採用せらるゝに於ては實際上に非常の結果を生すべきものなりとす。

第七節 余輩は以上の諸説を一々批評して以て真正の公債の理論に達せんとす。抑も公債は労働社會を非常に苦しむるものなりと云へるチャルマース氏

の見解は容易に其の謬見たるを證明し得べし。第一に總ての公債が資本より流出すと云ふは決して正鵠を得たるの言にあらずして公債なるものは貸出を目的として貯蓄されたる資金より得らるゝことなきにあらず。随つて労働者は公債の爲め常に苦しめらるゝと云ふことなし。縱し假りに以上の謬見を是認するも全然資本より出て來れる公債が勞銀より吸收さるゝと云ふの理由なし。マルは曰く「公債なるものは一國の資本中器械器具建物より成立する所の部分より吸收さるゝものにあらずして労働者に支拂ふべき部分より全く吸收さるゝものなり」と。然りと雖も彼れは此言に對して一の證明をも與へず、將た之れを證明せんとも企てざるなり。而して此説は明らかに正鵠を失す。蓋し公債に吸收されたる金額は其の之れに吸收されざる場合に於て實際の狀勢に因りて定めらるゝ割合を以て固定資本粗生品若くは勞銀に轉用さるべき流動資本より來るものにして常に勞銀に使用さるべき部分より來るものにあざればなり。第二にチャルマース氏の説は公債の使用の結果を全然不問に附し去れり。苟くも公債にして勞力の借役に投資せらるゝ以上は實際上勞銀を高むるの傾きあり、随つて勞銀基金

既より推究するも一方に資本を奪へるに因りて失なへる所のものも他方に勞力に對して借主たる國家が出費する所に因りて充分回復さるゝものとす。若し夫れ更に總ての公債が勞銀より來ると云ふが如き理論の全く正鵠を失なへること該理論の究極到達すべき不道理の結論を見れば思ひ半ばに過ぐるものあらん。何をか究極到達すべき不道理の結論と云ふや。他なし、勞銀の既に最少點に在る場合に於ては勞働者の或ものを飢饉の悲境に沈むるにあらざれば公債を借入ること能くし得べからずと云ふこと是れなり。焉んぞ斯かる理あらんや。

公債は多くの場合に於て國際的のものにして資本は國際間を自由に往來するものなるの事實は余輩の茲に考察しつゝある理論を薄弱ならしむるものとしてミルの認めたる所なり。若し公債にして眞に國際市場より來るものとすれば之れが苦痛を感ずる所のものは凡て之が募集に應じたる國の勞働者ならざるべからず。例へば南米の公債は之れに應ぜる英國の勞働者を害せざるべからざるが如し。是に於てかミルは言へり「苟くも公債にして利息歩合を高めざる限りは勞働者之れが爲めに苦しめらるゝことなし」と。然れども此修正說や亦未だ不正確を

免かれず。何んとなれば公債は凡て右と反對に利息歩合を高むるか若くは之れが低下を妨ぐるの傾きあればなり。然り而して資本の放下には内外の區別茲に一として之れあるなく國際的關係の次第に益々密接を來たせるは一國を孤立せるものと見做して擅まゝに臆測を逞ふせる議論をば既に陳腐のものと化し去らしめたり。

以上説く所に因りて之を觀れば余輩はミル氏がチャルマース氏の理論を是認せる理由を了解するに苦しむ。然れども翻て考ふるに聊か其の理由なきにあらず。即ち一は當時の特別の状況に基き、又一は右理論の實際有する一部の眞理に基き、先づチャルマース及ミル二氏に知られたる國債の著例は一千七百九十三年乃至一千八百十五年間に於ける英國の例に外ならずして、即ち此時代に於ては資本家は繁榮の狀を呈せるも勞働者は頗る困難に沈みたりき。固より其の眞正の原因に至りては彼等の云へるが如く決して公債の發行にあらずと雖も、右二々の事實の相綜合して同時に發生せるは右理論をして眞理たるの看あらしめたるなり。次に該理論中に包含さるゝ眞理を索ぬれば公債なるものは貸出資本の需要を高

むるものなり。既に貸出資本の需要高まれば之れが價格即ち利子歩合は又勢ひ高まらざるを得ず。利子歩合にして高まれば分配上の他の分け前を勢ひ減却せしめざるを得ず。然るに雇主と地主とは共に己れを防衛するの力を有するものなるが故に、其の負擔は勢ひ獨り労働者の肩上に落るを常とすと云ふにあり。此事たるや獨り公債に於てのみ然るにあらざりて、實際資本の負擔に歸する所の租税も亦之れと同一の結果を有するを奈何せん。是によりて之を觀れば余輩は國家の如何なる時に於ても決して公債に因りて資金を徵收するを宜しとせずと云へる原則を絶對的の一法則として採用するを得ざるなり。

第八節

右と正反對の理論にしてかの公債を以て臨時費に應ずるの平常の方法なりと主張する所の理論も亦等しく有力なる批難を受くるを免かれず。抑も國家の經費なるものは疑もなく年々増減するものにして且突然の増加を租税に因りて支辨するは事或は不便なることなきに非らず。然りと雖も他方に於て所謂臨時費なるものも亦循環して繰返し來るものなるとは余輩の須らく記憶せざるべからざる所なり。然るに一切の新經費を總て臨時費として取扱ひ公債を

以て之れを支辨するは極めて簡便の方法なるも、而かも甚だ危險の方法なりと云はざるべからず。然るを元んや長星霜間より之れを觀れば、經濟上の収益と租税とより生ずる収入は終に其の支出を平均せざるべからざるに於てをや。苟くも公債にして償却せられざる限りは畢竟收入に對する永久の負擔にして其の償却の資金は又該源泉より來らざるを得ず。而して稍、長久の年月に取りて之れを觀れば國家の經常收入は經費に應ずるに足るとすれば何故に各財政年度に於て緊急の必要ある場合を除き、經常の收入を以て支出を支辨するを不可とするか、余輩は其の理由を知るに苦しむ。固とより租税制度に突然の變更を加ふるは多少不便なるを免かれずと雖も、屈伸力に富む或收入の源泉を備ふる様に之れを整理するは極めて肝要の件なり。英國の所得税は此の點に於て最も完全なる租税なりと同時に、物品税の如きも亦必要の場合に於ては大なる増加を得せしむると敢て難からず。之れを要するに經常費と臨時費とを爾かく截然分割して之れを支辨すべき資金に別を立つるの理論は蓋し不用の區別を不當に重視するの誤りに陥られるものと謂ふべし。

又公債を以て再生産的支出を支辨するの正當の方法なりとするは茲に論ずる理論の一部にして、此説の當否は偏へに再生産的なる語に下されたる意味の如何に屬す。彼の生産的財産の買取費の如き將來收入を生ずる所の工事の施設費の如きは固より公債を以て支辨するを至當とす。即ち余輩の所謂經濟上の支出と稱する所の支出は當然公債より支辨せらるべき性質のものなり。官有財産を増加するの目的を以て租税を課するか如きは勢ひ蓄富の爲めに國民の富を取り上るの批難を免かれず。若し止むを得ず之れを徵收する場合に於ては須らく之を節用するを要す。左れば彼の普國鐵道買取費の如き將來英國電線買取費の如きを支辨するに租税を以てするか如きは(若し實際之れありとすれば)其の處置決して正當を得たるものにあらざり。

然りと雖も以上の議論は收入を生ぜざる公共工事若くは其の他の國家行爲の經費に之れを適用するを得ず。抑も非經濟的經費なるものは主として歳入より支出すべきものなり。苟くも之れを歳入より支辨するを許さざる以上は須らく之れを削除するを要す。國民教育の普及と云ひ、社會進歩の獎勵と云ふが如きは孰

れも大に有益の事なるも此の事たるや國債を募集しても之れを實行せざるべからざる程爾かく緊切なるものにあらざり。勿論國家の經費は多く間接に生産を補助し將來國民の所得を大に増進するものとして之を認め得べし。而して教育の普及を目的とし又は労働者の住居の改良を目的として起したる公債の如きは假令直接には之か利息を拂ふに足らざるべきも、尙ほ且つ間接に社會一般の所得を大に増加し、随つて税率を毫も増加することなく、將來徵收を一層履行することなくして租税收入を一層増加せしむるものとす。左れば抽象的に之れを考ふれば斯かる目的を以てする公債たるや毫も批難すべきものにあらざるが如しと雖も之に對する眞正の反對論は其の應用の難しと云ふ點にあり。蓋し此種の支出より生じたる結果は之れを測定すること甚だ難く、只之を推斷するに止まるのみ。然るに公債の費用は明確なるものにして社會の財源に對して實際の負擔を加ふるものなり。然らば則ち公債は純然たる經濟的經費の場合にあらざんば之を探用せざると策の宜しきを得たるものと稱せざるべからず。然るを況んや政治上并に社會上の状態は國家が純然たる財政目的を以てなす所の行爲を大に制限す

るの傾きありて、社會の組織個人的なる場合に於ては官業は勢ひ自ら狹隘の範圍内に限られ、營利事業の如きは總て之れを私人の經營に一任するを可とするに於てをや。

且夫れ公債の使用にして同額の収入を生ぜざる以上は將來の支出力に必然減殺を加ふるや明白の事實にして此事實は又公債の使用を非とする強大なる一論據を成す。固より或場合に於ては一時多額の經費を所要することなきにあらざると雖も國家の普通に執行する職務の大半は租税によりて徵收する資金を以て充分其の費を支辨し得べく且此資金は絶へず繰返され得るものなり。然るに妄りに數年に亘りて引續き多額の公債を起すことあらば勢ひ經常の収入を攪亂して或は之れを蠶食し、或は更に不利の條款を以て多額の公債を募集するの止むを得ざるに至らしむ。若し夫れ將來に於ても必要なる財源を斯くの如く妄りに枯渇せしむるが如きは豈公債政策に於ける一大弱點にあらざるなきを得んや。

第九節 余輩は請ふ是れより進みて公債制度の眞結果に付て聊か攻究を試むる所あらんとす。抑も公債なるものを最も簡明に解釋すれば私人の所有に係

る富を取りて之を國家若くは他の公共團體の手に移すに外ならず。之れに因りて借主は富の使用權を得るが故に從て其の結果として富の生産分配消費に影響を及ぼし又及ぼすを得べし。左れば彼の革命時代并にナポレオン戦争時代に募集されたる巨額の英國公債が英國の經濟上の状態に至大の影響を及ぼせるは既に疑ひを容れざる事實にして、此他の場合に於ても余輩は之れと趣きを同ふするの影響ありと信じて疑はず。是故に公債の結果を算定せんと欲せば必ずや其の用途を計算に容れざるべからず。今若し公債にして純然たる産業上の目的(例へば鐵道の敷設の如き)を以て募集されたりとすれば其の之れが國家經濟上に及ぼす影響は殆んど見るべからざる程微少なりと云ふも敢て過言にあらざらん。否な實際に採用されたる公債の用途にして一個人たる資本家が自ら選擇して之に放棄せんとしたるが如きものなること時に之れなきにあらず。斯かる場合に於ては公債は單に眞正の投資者と資本の投下さるべき産業との間に於ける一個の仲介物たるに過ぎず。而して此の如き生産的目的を以てする公債の便否如何は畢竟官業に就きて其の國の採るべき政策の如何に關係するものにして、例へば

彼の濠洲に於けるが如く或種の事業を擧げて悉く官衙の手にて管理するの傾きある場合に於ては借入政策は全く其の當を得たるものと謂ふべし。

眼を轉じて公債を不生産的に使用する反對の場合を観察せんか、之れより生ずる第一の結果は資本の減却と之れに伴なふ富の消耗に在り。彼の軍事公債の如きは即ち之れが模型的例證なり。然りと雖も茲に須らく注意せざるべからざるは此區別は公債其の者より生ずる結果にあらずして公債の募集を促がせる事情より生ずる結果なり。換言すれば臨時の費用より生ずるものにして之れを支辨する方法より生ずるものにあらざること即ち是れなり。

夫れ此の如く巨額の公債の募集に伴なふ經濟上の擾亂の主因は國費の増加を促がせる諸勢力に在りとするも、然も其の經費を支辨するに租税を以てせずして公債を以てするは社會の經濟上の状態に著しき影響を及ぼすものにあらずと云ふとを得ざるなり。何となれば租税と公債の作用に下に述るか如き著しき差點存在すればなり。其の第一はチャルマース氏の理論に於て既に痛論せられたるものにして、即ち公債は國民の資本より來るも租税は其の歳入より來り、前者は生産

を補助する所の資金を減殺するも、後者は直接の娛樂費を削減するに止まる。左れば借入策に出づるは目前の救助を得んが爲めに國家の永遠の利益を犠牲に供するものなりと云ふに在り。此説が多少の眞理を包有するは固とより疑なきも世人動もすれば之れを誇張するの恐れあり。抑も収入と資本とは極めて密着の關係を有するものにして此二者の間には論者の言の如く截然たる區別實際に存するものに非らず。即ち収入は取りも直さず資本を生み出す所の源泉なり。否な實際上より之れを云へば資本と云ひ収入と云ふは單に社會の集合財資の異なる使用法に對する名稱たるに外ならず。且多額の公債は勢ひ國民の貯蓄を獎勵し随つて娛樂費を制限するの傾きあるも、苛税は勢ひ新貯蓄を生み出す所の基金を消滅し随つて資本の積集を防遏するの傾きあり。又かの不生産的の目的に投ぜらるゝ公債の如きも單純に國民の資本を減却するものにあらず。蓋し國民の資本之かために幾分取り去らるゝも、之と同時に國民の利用し得べき國家の資産生して其の不利を償補するとあるべければなり。

第二の差點は公債を利とするの方に傾くものなり。即ち公債は任意的のものに

して好意者に因りて供せらるゝものなるも、租税は之れに反し人の好悪如何を問はず強制的に徴収さるゝものなるが故に苟くも其の負擔にして苛重ならんか、必ずや不平を招く恐れあり。但しかく公債は公民に對する直接の痛苦を微少ならしむるの利益を有するも他の一方には將來に負擔を残すと資本の利子歩合を高めて借主并に勞働者に多少の困難を感ぜしむるとの不利ありとす。

第三、重税の公平なる分配は之れを達すること實に容易の業にあらず。苟くも重税を課するに於ては或階級と或人々に必ずや不當の負擔を加ふべきや明かなり。之れに反して借入法に出で、負擔を長星霜間に亘りて分擔せしむるとは其の分配をして公平ならしむるに易く且熟慮して之を公平ならしむるに充分の時あり。實に急激なる大變更を租税制度に加ふるは事常に弊の甚だしきものなり。殊に増税の場合に於て然りとす。或は論ずるものあり、曰く租税は常に須らく長年月間の平均の支出に應ずるに足るの點に維持するを要す。是れ蓋し財政の擾亂を避くるの道にして苟くも或年度に於ける經費の増加を補ふに他の年度に於ける剩餘金を以てするに於ては究極支出と收入との間に平均を維持するを得べし

と。夫れ然り然りと雖も將來の經費額を豫知するは人力の能くし得べからざる所なるを以て此方法を實際に行なふは豈難からずや。若し果して斯かる方法を實行するあらんか、其の結果は勢ひ必ずや公債の重積を促かし繁榮時代に於ても之れを償却し得べからざるの高に達せしむべし。

第四、直接税が納税者をして國家の實際の經費を明らかに了知せしむるの効ありとして往々賞賛せられたるが如く、租税を以て一切の經費を支辨するの政策は經費を濫費せんとする自然の傾向を抑制するの効ありとして又往々是認せらる。實に將來を犠牲にして只管現時の圓滑を求むる事決して聰明遠慮なる政治家の爲すべき事にあらず。

彼の軍時公債の如きは特に此批難を受くるものにしてグラッドストーン氏が痛く借入政策の非を鳴らせるは亦軍時公債に關してなりき。固より一時急激に増税を行なふ時は戦争に對する人民の銳氣を多少挫折するの傾きあるや一點の疑なしと雖も此事たるや時に或は却て國家の利益ならざることあり。但し施政者より之れを觀れば公債法を遙かに便とするや疑なし。蓋し課税を行なふ場合に於

ては、只管節約を行なひて経費を或範圍内に維持するの止むを得ざるものありと雖も、公債法に出づれば此憂なきは勿論一方には財産家の勤心を得、他の一方には経費の濫出に因りて他の社會にも容易に人望を收め得べければなり。

第十節 以上余輩は臨時費に應ずるの方法として公債制度と租税制度の利害を對比せるが此對比は未だ以て一定明確なる結論を齎らすに足らざるが如し。即ち或有力なる者は租税の使用を賞揚するも之れと輕重なき他の者は少くとも公債の妥當なる使用に賛成を表す。顧ふに公債と租税とは自由に其の一のみを選択するを得ず。余輩の觀る所に因れば苟くも経費にして或點以上に達する以上は借入法は縦し必然避くべからざる方法にあらざるとするも全く便宜の方法なり。蓋し個々の租税の収入力には制限あり又租税制度全體の収入力にも其の極點あり。左れば其の以上に租税を増加するは納税者に對しては苛重となり國家に對しては收入を徵收するの困難を大ならしむ。斯く公共收入に報酬減漸法の行はるゝは即ち總ての事物を考慮して公債が増税よりも其の害少なきこと明かなる場合に於て増税を棄て、公債を採るを利とする有力なる一理由なり。若

し夫れ普通の狀態の下に於て國民の所得の百分の十五を取りて之れを國家經費に充つるは恐らくは租税の最極點なるべきか故に如何に収入力の限點は危急の場合に當り之れを引き伸ばすを得ざるにあらざるとするも一磅に對する五志の所得税は英合衆王國より之れを觀るも尙ほ且つ苛重に失したるものなるや更らに疑ひを容れず。

以上の原則は更らに廣く之れを應用するを得。即ち公債は租税の盡きたる場合に用ゆべきものなりとせば未だ此極點に達せざる前に當り租税と公債とを適宜に并用するの利なるや明らかにして又之れを用ふべき實際の程度に至りては此問題に包含さるゝ諸要素を綿密に算定するを要するや明かなり。即ち租税の費用と公債の現在并に將來の負擔とを對照計算せざるべからず。然るに此事たるや實に容易の業にあらざりて政治上并に財政上の狀況に熟通せる政治家の獨り大畧の較量をなし得るあるのみ。

夫れ然り然と雖も實際の解釋に至りては以上論じたるか如く爾かく困難なるに非らず。即ち良善なる租税制度には其の性質の一として偉大なる屈伸力を備へ

るものにして而して最初は公債よりは可成租税に訴ふるを肝要とす。英國の所得税の此點に於て有効なるはクリミア戦争に於て夙々に世人に證せる所にして此點に於ては他税に優るや大なり。然れども尙ほ海關税と國産税とは其の管理宜しきを得れば危機に際して更に増税することを得。彼の茶、葡萄酒、麥酒の如きも英國に於ては尙ほ一層の増税を負擔するに苦しまざると共に彼の砂糖の如きも若し再び之れに課税するとすれば狀入力に富む被税物たるに至るべし。二三の行爲税の如きも亦必要の場合に於ては増税する敢て難からずして而かも忽ち其の收入に増加を來たすべし。左れば實際の經費が最初流動公債を以て支辨されたる場合に於ても尙ほ且つ新税を設けて直ちに之れを償却することを得べし。然りと雖も既に新税増税を課すること能はざるの點に達せる時は公債は更らに收入を得べき適當の方法なりとす。今若し償却すべき既存の公債茲に之れある場合に於ては此償却の手續を一時停止すれば自ら利用し得べき資金を増加するを得べく又若し償却すべきもの茲に一として之れなき場合に於ては是れまで徴收し來れる輕税に増税を加ふるも更らに其の負擔に苦しまざるべし。此最終の

考は勢ひ自ら永久公債の存在の不利を覺らしむ。是れ蓋し永久公債の存在は其の額丈餘分の負擔を年々の歳入に課するを以て勢ひ將來の借入を割合早からしむるものあればなり。

又臨時費の繼續期間は之れを支辨する方法を決定するに當りて主要の一要素を成す。即ち單に一少年の急激なる大需要は公債に因りて之れを滿たすを得策とす尤も新税の賦課と公債償却の停止に因り。蓋し斯かる目的の爲に全租税制度を攪亂するは甚だ望まじからざる所なればなり。之に反して支出の數年に亘りて大に増進するの傾向ある場合に於ては先づ第一着手として租税制度を整へて之に應ずるの策に運らすこと適切の方法なりとす。此主要の原則を違却せるは即ち本世紀の始めに於て英國が徒らに多額の公債を重ねたる所以にして又一千八百十二年并に一千八百六十一年に於ける北米合衆國の軍費徴收法と佛國のクリミア戦争費の徴收法とも兩つなから此原則を違却せるの著例となすに足る。之れを要するに非經濟的の目的に投ずる臨時費の支辨法に適用すべき法則は左の如く之れを叙述するを得べし。即ち第一經費は可成年々の收入より支辨する

を要す。随つて支出の増加は須らく増税を以て平均するを要す。第二、單に一時に止まる所の巨額の臨時費の場合に於ては從來の租税制度を變更して徒らに之れを攪亂するよりは寧ろ公債に依頼して適當に之れを用ふるに如かず。第三、非常費の數年間繼續する場合に於ては各種の租税を巧みに并用して之れに應ずるを概して得策とす。第四、然れども此第三の大原則は下の三場合に於ては之れを適用するを得ず。即ち重税の公平なる分配を確かめ得べき望なき場合は是れ其の一なり。諸税の収入力の限界を遙かに超過すべき恐れある場合は是れ其の二なり。納税者に重き負擔を課するを政治上不利となす場合は是れ其の三なりとす。かゝる場合に於ては租税収入に對する補充物として公債に依頼すること策の宜しきを得たるものと謂ふべし。

第十一節

公債に因りて得らるゝ所の資金の多くは外國より來ると云ふの事實は公債政策の得失を制斷するに當り多少の効を有するものとす。蓋し外國債のものたる純然たる財政上の點より云へば世人の時に想像するが如く、爾かく大に内國債と趣きを異にする所あらずと雖も、外國債が他國の資本を内地に吸収

し得るの事實は經費は兎に角國民の資産より支辨せられざるべからずとの理由より租税の使用を可とする所の議論を勢ひ薄弱ならしむるものなり。實に租税にして新費額を給することを得ざる場合に於ては外國債を起して其の必要の費額を供給するを得べく、而かも外國債の場合に於ては外國の貸手が國家の貸手と競争を爲すが故に國家は勢ひ國內の利子歩合に大なる影響を及ぼすことなく、随つて勞働社會の利益を毫も害することなくして有利の條款を以て之れを借り入るゝことを得べし。然りと雖も純然たる財政上の觀點よりすれば公債の源が外國にあるか將た内國にあるかは實際問ふ所にあらず。如何なる場合に於ても公債は一時納税者を救護する代りに將來に重き負擔を加ふるものなり。固より公債を惹起せる支出に投ぜらるべき富が以て内國の資産より來ると外國の貸手の貯蓄より來るとは直接に其の影響を異にせざるに非らずと雖も、然かも余費にして方今世界各国互に密接なる關係を有し且私人の外人より負ふ負債の甚だ多額に上ることを思はば公債の源泉に内外の區別を設くるの全く無益なること明白に知るを得ん。

貸付資本の運動近來に至り大に自由となれることの政治上并に經濟上に及ぼせる結果は頗る重要にして充分研究するの價值あるものなるも之れを論ずるは財政學の範圍外に脱出するを奈何せん。若し夫れ外國債權者に對する義務不履行の爲め政治上に種々複雑の關係を生ずることは余輩既に之を述べたり。

第十二節

公債の全額并に公債が其の借入國又は借入國に及ぼす負擔の程度に關し從來種々の算定方法使用せられたり。先づ公債の額面元金を以て算定の基礎となす尤も簡單の方法あり。此方法によれば例へば一千八百七十年に於て佛國と北米合衆國とは殆んど同額の額面公債を有せるが故に右兩國は當時殆んど同額の負擔を有せりと云はざるべからず。此方法の不十分なるは借入元金に對する利子を毫も計算に容れざるの事實を見て之れを知るべし。第二の方法は額面價格の代りに實際の價格即ち公債證券の市價を以て算定の標準となすもの是れなり。然れども此方法も亦批難を免かるべからず。蓋し公債證券の實價なる者は變動極まりなく又如何なる場合に於ても公債證券總額の價格を表出するものにあらずして只單に賣買されたる一小部分の價格のみを表出するも

のに過ぎざればなり。第三の方法は利子の額を取りて以て算定の尺度となすもの是れなり。此方法に因れば前と甚た異なる結論に達するを常とす。例へば佛國と北米合衆國の例を取りて之れを云はんか前者の公債證券は多くは三分利付なるも後者の公債證券は多く五分の利付なるが故に此方法に因れば全然佛國の方を利とするが如し。

以上の諸方法は總て公債の全額を算定せんと試むるものなるが之れのみにては未だ以て國民の蒙むる負擔痛苦を表出するに足らず。左れば此目的を達せんと欲せば更らに他の尺度を併用するを肝要とす。而して其の最も通俗なる方法は元金若くは利子を人口の總數にて除し因りて以て毎一人の分擔を表出するもの是れなり。此種の方法の如何に不完全なるやは支出に關して余輩の既に證明せる所なるが公債に關しても亦等しく不完全を免かれざるは英吉利北米合衆國并にポクトリアの公債を取りて印度伊太利并に露西亞の公債と對照すれば明々白々たり。要するに單に一國に於る人口數は其の面積と同じく其の國の富と其の財政上の負擔力とを算定するの標準となすべからざるものなり。

更らに一步を進めたる尺度は國民の收入若くは社會全體の富額に對する公債の割合即ち是れなり。然りと雖も斯かる對照を行なふは事決して容易の業にあらざ。蓋し年々の所得は精確に算定するを得ざるを常とし又國富の如きも如何なる方法を用ふるも到底精確に算定するを得ざればなり。夫れ然り然りと雖も此種の攻究によりて可成くは精確の結果に達するを得るなり。而して余輩は此結果に依頼して以て公債の年々の利子と國民の收入とを對比し國富總高と公債元金總額とを對比するを得べし。即ち例へば英國公債の年々の利子負擔額一千九百萬磅は國民の所得十億万磅若くは十二億万磅と之れを對比すべく公債元金の六億八千萬磅是れ額面價格なるを以て實價を見んと欲は英國の富の總高として見るべき百億万磅若くは百十一億万磅と之れを對比するを得。かくして所得高に對しては殆んど百分の二に當り國富高に對しては殆んど百分の六に當るを知るが如し。

所得に比例すると國富に比例するとに於て以上の如き大差を生ずるは國富の計算に於て或重要な要素を省けるを以てなり。何をか或重要な要素と云ふや。曰

く、他なし社會を組成する所の人類の收入力を資本に見積りたる高即ち是れなり。彼の勞銀及び營業及職業上の収益は國民の收入の一部なれども普通に之を國富の計算に入れざるなり。

又實際の目的に向つては國家の經費總額に對する公債利子支出額の比例を取りて以て公債の負擔を算定すること往々便利なりとす。例へば國家總經費に對する英國の公債利子支出額の比例が本年度に於て最も僅少なるは其れ丈け公債の負擔を減却せるを證すべし。

最後に公債の負擔を計算するに當りては之れか償却に充つるを得べき官有財産を須らく計算に容るゝを要す。固とより諸般の公務に使用さるべき財産は之れを計算に容るゝを許さず。蓋し彼の官有營造物其他收入を生ぜざる政府の所有物のごとき之れを賣却すれば勢ひ普通の行政事務を曠廢せざらんとするも得べからずして斯かる財産は實に國家の施政に必要缺くべからざるものなればなり。然るに收入を供する所の公有財産(佛國の行政法に所謂Domaine Privé)に至りては之れと全く趣きを異にす。即ち彼の土地山林礦山鐵道其他產業の財産は皆

悉く市價を有し之れを賣却すれば以て公債の償却に充つべき資金を得べし。左れば總て斯かる國有財産の有する實價は公債の元金より控除するを至當とせず。而して其の之れより生ずる年々の収入は又須らく公債の利子より控除するを要す。如き將た印度帝國の如き地位を有する邦國に關して殊に其の然るを見る。蓋し此等の邦國に因りて募集されたる公債の大部分は明かに公有財産の作成に投入せられ而して其の公有財産の價格は之れが作成に投入されたる富以上に上ると其の以下に下るとを著しく措き、兎に角頗る莫大の高に上るや疑ひなく、而かも此財産たるや若し假りに一個人若くは會社の手に在りとするれば當然國富の一部分として認めらるべきものなり。左れば斯かる地位を有する邦國に於ける公債の實際の負擔は外部に見ゆるが如く爾かく大ならざるは勿論、甚だしきは右の財産に因りて全然償補さるゝことども之れなきに非らず。

右の財産を計算に容るゝに付ては其の財産を公債の手段に訴へて作成せると他の方法を以て得たることを毫も問はざるなり。蓋し土地の地代より生ずる所の收

入が公債の償却を補助するは公債に訴へて敷設されたるは鐵道より生ずる所の収益が之れを補助するに少しも異なる所なく、國家の經濟的収入は其の効力に多少の差こそあれ、孰れも皆公債の償却に補助を與ふるものなり。

以上説く所に由りて之れを觀れば公債の實際の負擔を算定するは事決して容易の業にあらざるや明かなり。何となれば之れが計算に容るべき考想は頗る複雑にして、疎漏なる方法を以て到底之れを取扱ふを得ざればなり。左れば完全なる結果に達せんとすれば各種の計算法を併用し、前に指示せるが如き適當の斟酌を加へて以て其の結果を總合するの一策あるのみ。今夫れ總ての結果が同一の方向に向ふ時に於ては一の論結に達すること甚だ容易なるも若し其の方向を異にする場合に於ては孰れの方法を選ぶを果して至當とすやは全く攻究の目的に従ひて之れを決定せざるべからず。即ち若し攻究の目的にして年々の負擔額に在らんか、元金よりも率る利子を主眼として考察せざるべからざるべく若し又之れに反して償却費を算定せんと試むる場合に於ては元金若くは市價を以て攻究の眼目と爲さるべからず。

第六章 公債の種類

(第一節) 強迫公債、愛國公債及隨意公債。(第二節) 一時公債及永久公債。
 永久公債の利益。(第三節) 賭種の公債を交々併用するの望ましきこと。
 (第四節) 公債募集法。(第五節) 公債は平價以下にて募集すべからず。
 (第六節) 流動公債。(第七節) 不換紙幣。

第一節 公債は之を分類すれば種々の種類あり。先づ之れを分て下の三種
 とすを得。一に曰く強迫公債、二に曰く愛國公債、三に曰く普通の隨意公債即
 ち是れなり。其中強迫公債なるものは古代に於ける君主が盛んに用ひたる所
 にして英國に於てはチャールス一世の治世に至るまで之れを使用し、佛國に於て
 はマザリン帝の治世に至るまでも之れを使用し、西班牙并に奥太利に於ては更ら
 に近世に至るまで之れを使用したり。夫れ然り然りと雖も斯かる方法は能く整
 頓せる國家の決して用ゆべきものにあらず。實に強迫公債なるものは信用によ
 る一の取引たるよりは寧ろ一種の租税に外ならずして租税收入の前取りせられ
 たるものとして認むるを得べきものなり。而して其の不正なると不便宜なる

とは須らく之れを財政計畫中より全然除却し去るを要す。翻つて愛國公債を顧
 みるに又全く不適當のものたるを免かれず。但し其の理由に至りては前者と大
 に之れを異にす。抑國民の愛國心に訴ふることの以て利己心に訴ふるに比し遙
 かに効力薄きは實驗の既に業に證明する所なり。般鑑遠からず英國のロイヤル
 タイ公債一千七百九十六年を見よ。此公債は固より充分申込みられたりしも
 其の結果に於ては最も不充分のものたるを免かれざりき。他の邦國に於ても亦
 其の例に乏しからずして、即ち佛國は一千八百四十八年に於て、獨逸は一千八百七
 十年に於て國民の愛國心に訴へんとして全く失敗を招けり。而して其の失敗の
 理由は互に之れを同ふせり。一千八百六十六年に於て案出されたる伊太利愛國
 公債の如きも果して之れを實行したらんか、又確かに同一の運命に陥るるに相
 違なし。但し斯かる結果を生ずる所以のものは彼の利己心なるものが他の道念
 を排して獨り投資者の腦裏を支配するが爲めのみは是れ因るに非らず。公債を
 巧みに成功せしめんには或技術上の條件を必要とす。詳言すれば充分之れに應
 せしめんには勢ひ貨幣取扱商の補助を藉らざるべからず。愛國公債は此點に於

て欠くる所あり。之れを要するに其の結果より判断を下せば國民の愛國心に訴ふることは國家の徒勞に歸するを免がれざるなり。

由是觀之必要の場合に於て資金を得るの正當なる方法は普通取引の法則に基ひて發行する隨意公債を措ひて他に之れあらざるなり。蓋し供給を誘ふ平常の動念は政府の監督若くは私人の慈善心よりも一層大に供給の僅少を防ぐの力あるが如く相當の報酬を希ふ放資者の感念を基礎となすの制度は公債の場合に於て明かに正當の制度たるを失なはざればなり。苟くも確實なる擔保ある以上は如何なる政府にても其の所要する所の富の供給を得るに敢て苦しまざるか故に普通取引の方法を最も嚴密に應用すると金融市場の習慣に敢て背戾せざるとは事、概して其の費と其の勞とを最も大に省減するの道なるや明かなり。

第二節

公債に關する他の一種の區別は其の之れが募集さるゝ條件に關して起る。今茲に國債の最も古きものを索ねれば即ち今日の所謂流動公債と認むべきものにして請求に應じて直ちに償却すべき借入金に在り。而して斯かる借入金を長く國家の手に保有するの必要は更に終身年金法の採用を促がせり。此

方法はトンチン法として英國に於ても佛國に於ても盛んに行なはれたる方法なりき。トンチン法とは年金收受者中死亡せるものゝ得分は之れを殘餘の生存收受者間に分配し、最長命者の死亡を以て其の償却を全く停止するものを云ふ。又普通の終身年金法も夙に行なはれたるも單に公債の補充物として行なはれたるに過ぎざると共に、英國に於ては國家の便宜を計るよりは寧ろ年金收受者の便宜を計るが爲めに用ゐられたり。

有期年金法は不定なる終身年金法を凌駕するの長所あり。即ち其の負擔額は正確に之れを算定し得ると共に其の滅盡の期は又豫じめ之れを確知するを得るものとす。而して有期年金は余輩の既に觀察せるが如く英國に於て初め多くの公債を起すの一補充物として使用せられ後、公債を償却するの便法として使用せられたり。然れども重なる借入法として使用せられたる時に於て有期年金法は年々其の額を減ずるの大欠點を有す。従つて永久の放資に適せず且つ専ら利を計るの人々を誘致するの點に關しては終身年金法よりも劣れり。左れば有期年金法の有効なるは只獨り公債償却の便法として使用さるゝ場合にあり。

年々抽籤によりて一部づゝ償却する近代の済崩公債法は即ち有期年金法の進化せるものなり。國家に對しては此方法は前法と全く異なる所あるなく、豫じめ毎年の償還額を一定し置き償還期の終り迄年々之れが償却を行はざるべからず。然るにも拘はらず済崩公債法は其の證券の價格に投機的の原要を挿入すると共に如何なる時に於ても之れが償還を停止すれば即ち國家が約束を破りたるとなり、加之之れが償還を圓滑に続け行かんには更らに借債を起すの必要起るとなきにあらず。之れを要するに此方法は公債の償還を奨励するの手段としては争ふべからざる効力を有するものなりと雖も突如として經費の大増加を來たす時に際すれば此方法たる往々不便極まるものとなるを免かれず。

又余輩は前に償還期を一定せる否な寧ろ償還期を二つ設けて國家をして隨意に其の一を選ばしむる所の米國借入法に付て考察を及ぼせり。例へば彼の十年四十年(Ten-forty)公債の如きは十年若くは四十年孰れの年に於て償還を行なふも政府の隨意に任するも其の中間の年に於て償還するは決して之れを許さず。今夫れ公債を只一時の使用に供する場合に於ては償還期の短きは頗る便利なると共に

其の期限を延長し得る政府の特權は債權者の要求を安全に防ぎ得るの便を供す。此方法は縦し或は迅速の償還を妨ぐるの恐れなきにあらずとするも北米合衆國に對しては適當の方法たるを失はず。然れども公債の償却甚だ遅緩なるを常とする歐洲諸國に於ては極めて不適當の方法たるを免かれず。但し其の證券が平債以下に下落し随つて利益を得て之れを買取し得る場合に於ては此限りにあらずと知るべし。之れを要するに豫じめ一定せる最初の期限に於て低利の公債と借換へ得べく次きの期限に於て完済し得べき方法は敢て批難を容るべきものにあらずと雖も、此結果を實際に確保するは事頗る難事なると共に終局の償却に充つべき資金を期限間に整へ置くは甚だ難事たるべし。若し満期の時に於て財政困難を極めんか、國家は非常の窮況に陥り、更に不利の條款を以て再び公債を起すの止むを得ざるに至るなきを保せざるなり。

然るに永久公債として普ねく知られたる公債は前諸公債と全く正反對のものにして、而かも一層單純なるものなり。即ち永久公債とは豫じめ償還の期限を定め置かず、債權者たる國家の都合により何時にても隨意に償還し得べきものを云ふ。

歐洲各國の公債が概ね此永久公債より成るは英國、佛國、伊國並に獨逸諸邦の實例に徴して明かなり。

抑も永久公債の方法に因れば第一、負債者たる國家は元金の償却を要求するの危険を免かれ只一片の時期に利子を支拂ふの責を有するに過ぎず。夫れ然り、是に於てか臨時費は數多の小支拂金に分割され、經常費として認むるも敢て差支へなきに至るを以て其の負擔は軽ひ温和のものたるを失なはず。然るにも拘はらず、債權者は其の貸付けたる元金を得ることを妨げらるゝことなし。蓋し近代の株式取引所は彼れの債權の證明書を以て一種の無形財産と認め彼れをして常に時價を以て之れを賣却するを得せしむるものなればなり。而して此時價や始め貸出せる元金よりも高きことあり、將た低きことありと雖も畢竟するに交換の時に於て豫算せる利子請求權の價格に外ならず。第二、國家は或は市場に於て其の證券を買收し、或は元金を支拂ひて以て己れの都合により自己の欲する丈の額を何時にても隨意に償還し得るの利あり。且つ又國の繁榮に起き信用次第に高進するに従ひて政府は其の當初の利率を引き下ぐることを得べし。何んとなれば

は償還の申込は勢ひ國家の債權者を驅りて其の條款を承諾せしむべければなり。この所謂貸換法なるもの、使用に付ては英國並に佛國に關して余輩の既に説示せる所なるが公債償還法として其の之れが有する効用に付ては諸ふ後章に於て之れを觀察せん。若し夫れ此借換法の最も容易に使用さるゝは普通の永久公債を措て他に之れなきが故に該公債は此點に於て遙かに他種の公債に優るものと謂ふべし。

第三節 夫れ然り、償還を負債者の隨意に委する所の永久公債は概して最善の方法なるも總ての公債を擧げて悉く此法に據らしむるは事必ずしも望まじきことにあらず。彼の終身年金、有期年金及濟崩公債の如きも或狀態の下に於ては皆悉く有用のものたるを失なはず。即ち此等の公債は他の公債を償却し將た或種の貸主を引付けるの手段として其の効を奏するを得べし。而して如何なる程度まで之れを使用するを利とするや、は偏へに老練なる財政家の判斷に俟たざるべからず。

實に財政上の施設を實際の狀態に一致せしむるは彼の租税に關すると同く公

債に關しても亦極めて必要の件なり。然り而して永久公債が普通の營利會社の株券と密接に類似するは即ち其の一大長所にして濟崩公債は又普ねく投機者流を引着するの利あり、將た又終身年金は一生の間差支へなく其の所有の富を使費せんと希ふ所の人々を誘致するの利益を有す。要するに公債をして金融市場の嗜好に適せしむるは負債者たる政府の當然盡くさるべからざる重なる職責の一なりと謂はざるべからず。

第四節 夫れ公債募集の方法は又充分の注意を加へざるべからず。英國に於ける近代の公債制度の始めに於ては或は一團の資本家を誘ふて所要の金額を供給せしめ、或は名簿を設け應募者をして之に記入せしめたり。かくして資本家の競争を喚起せしめたるものなり。然るに佛國に於ては公債の募集を銀行家に一任する方法行はれたり。但し此方法は以上の方法に比し其の効力恐らくは微少なりしに相違なし。然れども此方法は有力者を網羅して之れが支持に當らしめ、彼等をして専心一意其の市價の騰貴に盡くさしむるの効驗を有せり。蓋し彼等の利益は實に其の證券の募集價格以上に騰貴せる差額より全く成るものな

ればなり。今夫れ資本が廣く散布せられず金融市場の勢力大なる場合に於ては此方法は反對を購和して普ねく援助を得るに最も適當の方法と云ふて可なり。又苟くも公債にして緊急の必要に應ずるものにあらざる以上は可成平價に近き一定の價格を以て發行し漸次之れを拂ひ込ましむるは至當の方法なるも、之れに反して緊急の必要に應ずる場合に於ては廣く公衆に訴ふるを以て策の最も宜しきを得たるものとす。而して此後種の方法の採擇せらるゝ場合に於ては一定の價格を以て發行すること敢て可ならざるにあらずと雖も、寧ろ最高の申込を取り豫定最低價格以下の申込は總て之れを謝絶する方法を採るに如かず。苟くも此便法に據らんか、競争は勢ひ價格をして最高點に達せしむべく不利の條款を申込むものは勢ひ謝絶に達ふべし。彼の濠洲諸殖民地の如きは募集額に達するまで順次最高の申込を採るの方法を大に使用せるが英國の市價にして之れと同一の方法を採れるもの又決して勘なしとせず。之れを要するに放下の途を求むる資本の細かに分割され居る場合に於ては銀行家の手を藉らずして直接に小資本家に訴ふること最も完全なる結果を確保するの傾きあり。

夫れ然り然るに公債は外國に於て募集さるゝこと少しとせず。果して之れを外國にて募集するとせんか、一團の大資本家を中間に入れて勢ひ之れが周旋に當らしめざるを得ず。殊に負債者たる國家の信用甚だ厚からざる場合に於て然りとす。然れども斯かる援助を求むるの必要あるは獨り小國の場合のみにして大國に於ては決して之れを求むるの必要あらず。蓋し大國に於ては確實なる擔保を以て自ら借入れ、而かも先づ主として内國の資本家に訴ふるを常とし、内國資本家は又政府を信用するが故に其の所有の外國公債券を賣却して之れが募集に應ずることども往々之れなきにあらず。彼の一千八百七十一乃至二年に於ける佛國公債の場合の如き即ち之れが實例なり。

第五節 余輩は以上公債の種類と其の募集法とを論究せり。請ふ、是れより進みて公債論中議論紛々たる左の一問題に付て聊か攻究する所あらんとす。即ち額面價格低くして利率高き公債と額面價格高くして利率低き公債と孰れか利なると云へる問題是れなり。凡そ總ての公債は平價にて募集すべく將た市場の狀況の許す限り平價に近き價格にて募集すべきものなるは一見甚だ明瞭ならん。

夫れ然り、是に於てか今若し百万磅の金額を所要するとすれば四分利付にて百二十五万磅の公債券を發行するよりは寧ろ五分利付にて百万磅の公債券を發行するを利とするや明かなり。利子負擔額は右兩場合に於て固とより全く同一なりと雖も、之れが償還の時來れば右公債券所有者にして平價以下にて之れを賣却せざる以上は右後の場合に於て二十五万磅丈餘分の金額を其の債權者に支拂はざるべからざるの差あると同時に更らに低利の公債に借換へるの好望は前者に於ては之れあるも後者に於ては之れなきの差あり。されば實際領收せる金額よりも其の額面を高くする所の公債は全く不適當のものたるを免かれず。斯くの如く考察し來れば彼の米國戰爭并に佛國戰爭間に募集せる英國公債の如きは多くは全く批難すべきものなり。何となれば此等の公債は甚だしく平價を下る所の價格を以て三分利付にて募集されたるを以てなり。此方法はピントの財政策の一大缺點なるが論者或は之れを辯護するものあり。其の言に曰く「三分利付公債券は四分利付若くは五分利付公債募よりも比較上高き市價を制せるが故に利子負擔額は勢ひ之れによりて減せられたり。此三種の公債券間に於ける價格の相

當の比例を示せば、即ち六十、八十、百なるべきも實際に於ては三分利付公債券は右六十以上の價格を制したりき。其の然りし所以のものは利率の低き公債券の場合に於ては將來に於ける價格の騰貴によりて利益を得るの機會を供するも利率の高き公債券の場合に於ては借換によりて此機會を奪はるゝとあるに因る云々と。或論者は又口を必要に藉りて之れを辯護して曰く「ピットは毫も選擇の力を有せざりき、彼れは己れの所見を棄て貸主の所見に服従して借り入るゝの止むを得ざるものありき」と。右の辯護は孰れも正鵠を得たるものと謂ふべからず。三分と五分との間の利子の差が僅かに殆んど百分の九志に過ぎずして、而かも此差額は初等に対する利子の前拂に因りて更らに一層減せらるべしとはハミルトン氏の夙とに明白に説示せる所なり。今假りに論者の云へるが如き利益三分利付公債に暫らく之れありとするも、此利益は未だ以て將來に於ける費用と元金の増加とを充分償ふに足らず。且つ又六千万磅以上に上る五分利付公債と八百万磅に上る四分利付公債の實際存在せるを見れば必要云々の辯護説も亦毫も據る所なきを知り得べし。然るを况んや斷乎たる決心を以てするに於ては右と同一の條

件を以て更らに一層多額の公債を募集し得たること甚だ明白なるに於てをや。今茲に斯かる大過誤に陥れる所以を索ぬるに畢竟左の三理由に基くものゝ如し。先づ償却基金制度の効用を徒らに重視して公債の將來を忽諸に附し去り負擔如何に多額に上るも此器械的方法に因りて容易に一掃するを得べしと誤信せること是れ其の一なり。次に高利禁制法なるものありて五分以上の利子を以て不法となせるが故に之れに背戻せざらんが爲め政府をして止むを得ず此制限内に踰躐せしめたることは其の二なり。若し斯かる障礙物之れなからんか、六分若くは七分利付の公債が容易に募集されたるに相違なく、而かも此公債は恰かも一千八百六十八年後の北米合衆國に於けるが如く戦争終局後に於て更らに低利の公債に借換へられたるに相違なし。最後に當時公債を畫一ならしめんとするの希望ありて而かも現存公債の大部分が三分の利子を負へるが故に新公債をも總て此模範に倣ひて三分利付にて發行し之れを以て終にコンソルス公債即ち三分利付公債を云ふの一部となしたること第三の理由なり。

以上三個の理由中前二者は全く不當のものたるを免かれず。蓋し償還準備金制

度と云ひ、高利禁制法と云ひ、此點に於ては孰れも公益を裨補せざりければなり。公債の書一に至りては疑ひもなく望ましき事にして大公債證券は小公債證券よりも一層高價を制すると共に利率の單一なる場合に於ては混亂錯綜を醸生するの要少なし。然りと雖も償還の時に於て支拂ふべき元金の高を増加しても此利益を求めんとするは決して割合の宜しきを得たるものと謂ふべからず。彼の英國公債の信用が最低點に落ち、三分利付公債が僅かに四十七磅の市價を保有するに過ぎざりし。一千七百九十七年に於て平價にて公債を募集せんとすれば固より九分若くは一割若くは三十分の利子を付せざるを得ざりしならんと雖も、爾來信用の恢復を來たすに於ては此負擔甚だ重きにけり。尙ほは之れを大に低減するを得、償却に充つべき元金も半額以下にて充分なりしや蓋し疑なけん。

額面上の元金を不當に増加するの制度は佛國に於て大に使用されたるが佛國の此舉に出たるは英國に於るよりも其の理由に乏しく且償却すべき元金の高を一層増加せしめたるの惡結果を有せり。之れを要するに此制度を用ふるも不可なきは獨り低利を以て平價以下にて發行する公債を甚だ利とする場合なるか然ら

ずんば他の方法を以て借債するの到底望みなき場合のみとす。

第六節

更らに二種の公債の茲に考察せざるべからざるものあり。一は即ち流動公債にして一は即ち不換紙幣なり。此二者は前に記載せる諸種の公債と全く其の性質を異にす。顧ふに流動公債は公債中悉らく最も古き種類に屬し、且つ最も自然に發生を來たせるものなり。今夫れ財政の如き一大事務を處理するに當りては勤勞若くは物品に對する支拂を直ちに爲し得ざる場合往々生ぜざるを得ざると共に又財政年度内の或時期に於て支出の收入に超過すること時に之れなきを得ず。既に之れありとすれば所要物を供給せる所の人々に對して一時其の支拂を延期するか、若くは他の人々より資金を借入るゝは必然避くべからざるの業たり。右孰れの途に出づるとするも茲に一時公債即ち流動公債の發生を促がさるべからざるは即ち一なり。又近代の國家は自ら諸般の營業に従事すると共に地方行政に對しては資金の貸主たる地位に立つが故に、一方の資産と相對して他方に多額の負債を有するは必然の常勢ならん。左れば若し豫算の不足相續ひて起るに於ては流動公債之れを確定公債と爲すに非らずんば、頻りに累

適して忽ち非常の巨額に上るは各國の既に屢々實驗せる所なり。而して國の信用に缺乏を來たせば勢ひ政府を驅りて其の流動公債を増加せしむるや明かなり。蓋し流動公債のものたる普通の公債に比すれば人民の注意を引くこと甚だ少なきものなればなり。普ねく各國を通觀するに戦争若くは他の特別の難件は即ち此種の公債の一時の膨脹を促がす原因たること多きが如し。

流動公債は成るべく狹隘の範圍内に限るを要す。これ財政上の一般の原則として毫も疑ひを容るゝを許さず。抑普通の行政事務費は其の年度内に支辨し盡くして負擔を後世に残さしむるを得否な物品税に對する收入の増加に由りて更らに短少の時日内に支辨し得るを常とす。彼の貯蓄銀行に關する特種の負債の如き、將來地方行政に對する貸金の如きは別途の計算として之れを取扱ひ得るのみならず、後者の如きは確定公債の中に組み入るゝも敢て差支へなし。之れを要するに流動公債の増加するは如何に善視するも國債の整理宜しきを得ざるの明證たり。固より多額の流動公債を確定公債に變換するは常に必ずしも利なるに非ずして之れに少許の猶豫を與ふる所なかるべからずと雖も、此事たるや未

だ以て一般の原則を毫も動かすに足らざるを奈何せん。

其の性質不確なることは即ち流動公債の大弊にして突然支拂の請求を受くるの恐れあるとは恰も擔保として供すべき物件に有せざる銀行家の地位に在るに似たり。而して此請求を受くると最も甚だしきは商業界不振の時期に在り。

流動公債を不當に増加せる實例中には内亂後の米國佛蘭西戦争後に於ける英國並に現時の佛國の地位を擧示するを得。而して佛蘭西戦争後に於ける英國の流動公債の如きに至りては實に六千万磅以上の巨額に上りたりき。英米の二國は共に流動公債を確定公債となすの方法を採りて夙々に其の状態を救済せるが、之れと同一の方針を採るは佛國に於ても亦疑ひもなく策の宜しきを得たるものなり。凡そ流動公債は須らく確定公債に對する一年の利子以上に超過せざるを要すと云ふは恐らく原則として守るに足るべきものなり。然れども若し確定公債にして甚だ少額なる時に於ては此原則を適用すること能はざるが故に、斯かる場合に於ては流動公債は歳入の四分の一以上に超過するを許さずとの原則を採りて右の原則に代ふるに至當とす。

第七節

不換紙幣の發行と其の經濟上并に社會上に及ぼす影響とは經濟學及び金融問題を論ずる所の著書に於て既に洩らす所なく考究せられたり。本書は斯かる問題を討究するの餘地を存せず。唯茲に少しく論究せんとするは即ち強迫紙幣を財政上の一方法として使用せる場合に外ならず。今夫れ一國にして紙幣を流通硬貨に代用し之れを以て法貨となすの方法を採らんか國家は流通硬貨其の者を利用し得るに至るべし。換言すれば金銀貨流通總高に達するまでの公債を無利息にて起すを得べし。宜べなり、不換紙幣の發行が財政困難なる政府を引着する非常の魔力を有するや。而して此便法を使用せる實例は殆んど枚擧するに遑あらず。諸小國は固より言を俟たず、彼の英、佛、米、澳、露、伊の諸大國の如きも亦此便法を用ゐて一時の利益を收めたり。然りと雖も其の究極の結果に至りては極めて望しからずして増發に陥るは到底避くべからざるの勢なり。是れ即ち不換紙幣にして永く其の額面上の價格を維持せるもの一として是れなき所以なり。不換紙幣に殆んど避くべからざる此下落は勢ひ價格の標準を攪亂し物價の騰貴を促がす。又不換紙幣を極度まで發行するときは國家の信用爲めに全

く地を拂ふに至るは勿論後日正金支拂制度に復歸するを大に難からしむ。之れを要するに不換紙幣の發行に因りて利する所のものは其の國に於ける正貨流通額と正金準備額と同額の貨幣に對する利息に過ぎず。而かも此利息たるや收入總額に比すれば決して多額に上るものに非ず。然るに他方に於ては又不換紙幣の増發は債權者社會に對しては一種の重税と異なるなく、政府は又下落紙幣を以て上納せらるゝが爲め必ずや其の租稅收入を減殺せらるべし。且つ又不換紙幣にして苟くも其の額面上の價格にて償却せられざるに於ては之れが所有者は爲めに非常の損害を蒙むるべく、左ればとて額面上の價格にて償却するに於ては國家の損失甚だしかるべし。

戰爭の破裂は殆んど孰れの場合に於ても不換紙幣の發行を促がすべしと云へるルロア、ポリュウ氏の見解は之れを證する實例甚だ多しと雖も、此事たるや不換紙幣を有害無益なりとする余輩の確信を少しも動かすに足らず。外債制度の近代著るしく發達を來たせるは必要に従ひ幾方の公債にても容易に借り入れ得るに至らしめ又此借入も租稅により徵收する額を甚だしく超過を要せざるとは余輩

の既に論じたるが如し。之れを要するに不換紙幣制度は稍賤しむべき利益を得せしめざるにあらざると雖も、概して多費にして危険に且つ、不公平なる一種の強迫公債なりと謂ふべし。

余輩は公債募集法に付て更らに深く攻究を及ぼし記名法利札法及び其の他の方法の利害得失を論ぜんとするに切なるも財政の原理を主とする本書に於ては茲に之れを詳論するの餘白なきを奈何せん。之を要するに金融市場實際の制度に一致せしむるは即ち達見なる財政家の目的とすべき所にして、苟くも達見なる財政家たる以上は凡ゆる便法を採擇して以て公債證券をして可成容易に流通せしめ、且つ可成確實のものとなさんと勉むるは蓋し必然の理數なりとす。

第七章 公債の償還及借換

(第一節) 公債を速かに償還するの望ましきこと。(第二節) 償還の手續に於て考ふべき條件。(第三節) 償還は總て收入の剩餘より爲さるべからず。(第四節) 償還基金制度と其の誤點。(第五節) 公債償還の必要。(第六節) 借換法。(第七節) 財産課税の收入のみを以てする償還法。(第八節) 公債の自然の減却。(第九節) 償還に關し内國債と外國債の間に果して區別あるや。

債の自然の減却。(第八節) 償還に關し内國債と外國債の間に果して區別あるや。

第一節

既に公債なるものは獨り財政大困難の場合に租税力の減縮を防がんが爲めにのみ募集すべきものなりとなし、又既に公債にして存在する限りは國家の財政力を毀損する一種の妨礙物として働くものなりとせば其の當然の結果として之れを急速に償還することの極めて望ましき業なるを知るに足らん。彼の租税を以て公債に優れりとするの理由は又租税を起して現存公債を償還するの政策を辯護するの理由となすに足る。苟くも公債にして資本より來る以上は收入より徵收する所の租税を以て之れが償還を行なふは事蓋し前に生産業より取り上げし富を経済上の蓄用途に復せしむるの道なり。而して富が公債所有者の手に歸へるも一國の經濟力を減殺するの憂少しも之れあるなし。何んとなれば彼れ所有主は之れを死藏するより生ずる所得の損失を免かれんが爲め必ずや之れに對して或生産的の用途を見出だすべければなり。由是觀之公債の償還は取りも直さず國民の資本を増加するの一方途なり。但し償還の目的を以て徵收

せる租税が其の金額を擧げて資本より吸收されたる場合及び外國債の場合に於ては此例外とす。

第二節

夫れ然り然りと雖も公債の償還を以て望まじき業なりと云へる一般の原則には各場合の特狀に應じて勢ひ必ずや斟酌を加ふる所なかるべからず。抑も借入が時に是認さるゝが如く借入償還孰れも不可なる場合又時に之れあるを思はざるべからず。即ち戦時の急に際し、若くは其の他の大災厄に際會せる時に於ては償還の手續を停止する明かに其全の策にして、而かも斯かる事態の永く繼續することあるは又敢て推測するに難からず。彼の長久に亘れる佛國との戰爭間に於て英國財政官の勉むべき所は獨り國家の經常經費を支辨するの上に出でざりしに彼等は此すらも尙ほ能く遂行するを得ざりき。况んや公債の償還に於てをや。左れば斯くの如き場合に於ては公債の償還を延期することは極めて必要の件にして此必要を認めざるは即ち償還基金論に於ける缺點の一なりと謂はざるべからず。

各年度に於て償却すべき公債の金額は又右と同一の理由に基きて之れを決定せ

ざるべからず。今若し貨幣に急激なる需要起るに際すれば租税を急激に増加するよりは寧ろ公債償還の目的に投すべき金額を減殺するの途に出づること策の宜しきを得たるものなり。讀者若し晚近三十年間の英國財政史を繙かば之れが定例の多々なるを見ん。即ち彼の一千八百六十八年並に一千八百八十五年の如き經費極めて多端なる年に於て一千八百七十三年並に一千八百八十九年の如き非常の剩餘を生ぜる年に於けると全く同額の公債を償還せるか如きは焉んぞ正當の處置なりと云ふを得んや。公共の負擔に急激なる變更を加ふることは能くし得べくんは須らく之れを避けざるべからずして而かも此弊を避くるに力を致たすは發達せる公債制度の一大効用なりと云はざるを得ず。然るに茲に更らに之れに影響する所の條件又一あり。即ち公債償還策なるものは通常永久の一制度として組織せられ、長年月に亘りて其の作用を逞ふするを目的とするものなり。既に此目的を以て起るものなる以上は些細の原因の爲めに之れを停止するを許さず。之れを停止すれば即ち些細の増税に相讓らざるか如き有害の結果を誘起するを常とす。例へば僅か數百万磅に上らざる經費の増加の爲めに英國有期年